

平生町告示第20号

平成25年第6回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年8月30日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成25年9月12日

2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君

村中 仁司君

久保 俊一君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

応招しなかった議員

平成25年 第6回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成25年9月12日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成25年9月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成25年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第7号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第8号 平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 認定第1号 平成24年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 平成24年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第5号 平成24年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第6号 平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第7号 平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について

定について

- 日程第22 認定第8号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第9号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 報告第1号 平成24年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第2号 平成24年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第3号 平成24年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第4号 平成24年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第5号 平成24年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第6号 平成24年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第7号 平成24年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第8号 平成24年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第32 報告第9号 平成24年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第33 報告第10号 平成24年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第34 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第35 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第36 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(9日間)
- 日程第5 議案第1号 平成25年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第7号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 日程第12 議案第8号 平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 認定第1号 平成24年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 平成24年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第5号 平成24年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第6号 平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第7号 平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第8号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第9号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 委員会付託

出席議員（12名）

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1番 松本 武士君   | 2番 村中 仁司君  |
| 3番 久保 俊一君   | 5番 中川 裕之君  |
| 6番 河藤 泰明君   | 7番 淵上 正博君  |
| 8番 細田留美子さん  | 9番 柳井 靖雄君  |
| 10番 河内山宏充君  | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 岩本ひろ子さん | 13番 福田 洋明君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君                      書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	副町長 .....	佐竹 秀道君
教育長 .....	高木 哲夫君	会計管理者 .....	小島 康司君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....			吉賀 康宏君
総合政策課長 .....	角田 光弘君	町民課長 .....	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長 .....			山本 俊明君
健康福祉課長 .....			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長 .....			岩見 求嗣君
建設課長 .....	藤田 衛君	佐賀出張所長 .....	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長 .....			福本 達弥君
社会教育課長 .....			藤山 一人君
総合政策課財務班長 .....			影畑 克記君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第6回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・                      ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において細田留美子議員、柳井靖雄議員を指名いたします。

・                      ・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの13日間といたしたいと思

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は13日間と決しました。

### 日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年8月及び9月実施の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告はお手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

### 日程第4．行政報告

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

この夏は、例年よりかなり早い7月8日の梅雨明けでございましたが、その後は、本当にすさまじい暑さという表現がぴったりの厳しい夏でありました。特に、8月中旬の全国の平均気温は、平年を2度以上上回り、東日本と西日本の平均気温は統計史上1位の暑さということでありました。8月12日には、高知県の四万十市で国内観測史上最高の41度を記録し、また、山口県内の気温の観測地点で、軒並み観測史上最高気温を記録いたしております。

一方、全国で局地的な激しい雨も発生しております。山口県におきましても、7月下旬に山口、萩地域において猛烈な雨が降り、国の災害救助法が適用される甚大な被害が発生したところがあります。この記録的な豪雨につきましては、先月の8月30日からスタートいたしました、重大な災害の危険性が高まった場合に発表される「特別警報」に相当するとして、気象庁は「直ちに命を守る行動を」と呼びかけを行ったところがあります。

こうしたことを受け、9月2日の気象庁の異常気象分析検討会では、今年の夏を「異常気象の夏であった」と発表いたしました。くしくも、この日には、埼玉県から千葉、茨城をまたいで竜巻が発生し、大きな被害をもたらしたところがあります。

また、先日は、台風15号や17号が発生し、立て続けに接近をいたしました。幸いにして本町において被害はなく、胸をなでおろしていたところがあります。

町といたしましても、今後においてさまざまな災害を想定し、常に危機管理意識を持って対応

していきたいと考えております。

9月に入り、秋を迎え、こうした夏の事象がまるでうそのように、空気がかわってよい季節となりました。秋は、「実りの秋」、「文化・芸術の秋」、「読書の秋」、「スポーツの秋」、「行楽の秋」、そして「食欲の秋」と枕詞の多い季節でもあります。町内の田んぼでは、これから本格的に稲刈りのシーズンを迎え、また、先日開催されました平生中学校の運動会を皮切りに、これから多くの行事が予定されているところであります。こうした行事の多くは住民の皆さんや団体の方々の御尽力で運営をされており、「天高く馬肥ゆる秋」を住民の皆さんと一緒に汗を流し、充実していきたいものと思っております。

そのさなか、定められました平成25年第6回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜り、まことにありがとうございました。

行政報告に入ります前に少し、国の来年度の概算要求について触れてみたいと思います。

国の各省庁の来年度予算の編成に向けての概算要求が先月末締め切られましたが、一般会計の要求額は過去最大の約99兆2,000億円となり、また特別会計に計上される東日本大震災の復興費用を含めると要求総額は103兆円規模に膨れ上がっているのです。これは、過去最大であった今年の平成25年度の要求額102兆4,802億円に続き、2年連続で100兆円を突破する見込みということになります。

政府がうたっていた歳出抑制とは、ほど遠い各省庁の概算要求となっておりますが、これは、このたびは、要求基準について歳出の上限を示さないことで緩くなっており、安倍政権の「アベノミクス」が目指す経済再生を旗印に各省庁が要求したことによるものとのこととあります。

さらに、来年4月からの消費税増税について、現在の与党や有識者の意見集約の後、安倍首相の最終判断ということで検討がされておりますが、この消費税増税が実施という判断になれば、さらに、新年度予算に上積みされることも考えられるところであります。

いずれにいたしましても、国の借金が1,000兆円を超えているという中、今後、財政再建と経済成長の課題にどう対処していくのか、地方自治体としても注視をしてみたいと考えております。

なお、地方自治体で一番影響のある地方交付税については、自治体の配分となる出口ベースでの額が16兆7,542億円の前年度対比で3,000億円の減少、率にして1.8%の減少となる見込みとなっております。

これから本格的な各省庁の予算折衝が行われますが、これまで全国町村会や地方6団体で来年度予算要求や要望をしてきたところであります。特に地方交付税は、地方自治体にとって固有の

確保されるべき財源であるわけでありまして、地方交付税が実際に減額されるということになれば、財政力の弱い市町村にとって、行政運営や行政サービスに支障が出る懸念があるところであります。

私といたしましても、今後もいろんな機会をみて、議会の皆さんと一緒に、精一杯、町の声や地方の声を国や県に上げていきたいと考えております。引き続き、御指導、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、我が国の明るいニュースとして、2020年のオリンピックとパラリンピックが東京で開催されることになりました。東京五輪の開催は、1964年、昭和39年以来ですから、56年目となります。

前回のオリンピックは、戦後からの復興をなし遂げたという日本全体の誇りと夢と希望が集約された大会でありました。私も当時、テレビの前で見たときの興奮や感動は、いまだに忘れられません。

最近の日本は、バブル崩壊やリーマンショック後の閉塞感が漂い、ややもすれば気持ちがなえてしまいがちでありました。そういう意味でも、日本にとって、これからの7年間で起爆剤となって、特に若い人たちにさまざまな分野で夢と希望が持てる活力のある日本になればと願っているところであります。

同時に、東日本大震災の復興を象徴する大会となることを願ってやみません。

次に、本町の明るいニュースとして、平生町の平均寿命が男女とも県内トップという、町としては、喜ばしい話題が飛び込んでまいりました。これは、厚生労働省による市区町村別の平均寿命調査で明らかになったもので、平均寿命が男性で79.6歳、女性が88.2歳ということであります。特に女性は、全国でも12位ということであります。

長寿の理由につきましては、これという決め手は難しいところではありますが、早くから本町において、有機農業による食への高い関心、豊かな食材、保健師等が中心となつての生活習慣病対策や保険・医療・介護の連携が図られていること、また、日常的に高齢者が農作業など体を動かす方が多いなどが考えられます。

今後も、明るく健康で長生きができるようなまちづくりを進め、平均寿命だけでなく、健康寿命についても、全国や県で常に上位にランクされるように取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、これから、6月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、「行政報告」として申し上げたいと思います。

まず、協働のまちづくりについてであります。

協働のまちづくりにつきましては、一昨年から、条例制定の取り組みを始めまして、平成

24年12月には、「平生町参加と協働のまちづくり条例」を御議決をいただき、本年4月から施行しているところであります。現在、この条例にある推進指針となる推進プランの策定に取り組んでおります。

この推進プランの策定状況につきましては、課長会のメンバーで構成しております「まちづくり条例検討委員会」での協議を初め、民間で構成をいたしております「まちづくり条例検討部会」での協議、また、教育委員会との公民館のあり方等の協議を行い、全庁挙げて取り組み、案を策定しているところであります。

なお、この推進プランの案につきましては、議員の皆さんには、改めて説明をさせていただく予定にいたしております。

その後、パブリックコメントを実施し、指針プランが策定された後に、各公民館単位でプランの説明を実施し、まずは、地区のコミュニティ組織の設立機運の醸成を図っていきたくて考えておるところであります。

次に、参議院議員選挙についてであります。

7月21日に実施された参議院議員選挙の本町の投票率は、55.32%となり、前回実施されました平成22年に比べ、12.85%の大幅な減少となりました。

選挙啓発につきましては、選挙管理委員長みずからが、町内事業所訪問を実施をされ、また、頻繁に広報車で呼びかけるなど、精力的に取り組んできたところでありますが、投票率の減少は、全国的な傾向でもありますが、本町におきましても減少に歯どめがかからない状況であります。

また、開票事務につきましては、午後10時25分には開票が確定いたしております。前回の平成22年の午前0時15分と比べると、かなりスピーディに開票事務が実施されたものと考えております。このスピードアップした要因といたしましては、開票関連機器の導入や事務従事者であります職員の取り組みによるところが大きいものと考えています。

今後につきましても、このたびの選挙での改善点や反省点などを整理し、引き続き、ミスのない選挙事務を初め、開票事務のスピードアップや投票率向上の啓発に取り組んでいきたいと考えております。

次に、平生・宇佐木両保育園の統合・新設民営化に係る取り組みについてであります。

新設民営保育園の運営主体の「社会福祉法人うちうみ会」から開発許可申請や農地転用の許可申請の事務手続きが行われておりましたが、7月3日に両申請の許可があり、7月25日に起工式が行われ、そして翌日より造成工事に着手をいたしております。造成工事は、土の掘削と搬出から始まり、現在、ブロック積み工事・擁壁工事・排水工事など、おおむね順調に進んでいるところです。

また、造成工事と同時に建物の建築確認の許認可の手続きも行なわれ、8月12日付で許可が

おりましたので、建物の施設整備工事にも今月には着手をいたしてまいります。

建設予定地の地元の皆さんへは、工事中の交通量の増加等による交通安全の面や騒音などで不安な声がありましたので、工事に入る前には、近隣関係者へは個別の説明を行い、また、地元自治会全戸には、工事に関するお知らせを通知するなど十分協議しながら進めているところであります。

今後は、平成26年4月の開園に向けまして、運営主体の社会福祉法人うちうみ会と連携を図りながら、民間保育園の運営方針や保育サービスの向上など協議を進めていって、町立保育園から民間保育園の移行がスムーズに行われるように、保護者説明会や引き継ぎ保育などを実施をしていく予定であります。

次に、大規模太陽光発電所、メガソーラーについてであります。

町内で計画をされておりました4カ所全ての施設が完成しまして、発電及び売電を行っているところであります。

田布施町の大晃機械工業が設置をした施設は3月、広島市のウエストエネルギーソリューションが設置した施設は6月、東京のユアサ商事が設置した施設は7月、そして、下関市のフジックスが設置した施設は9月1日にそれぞれ供用開始したところであります。

温暖多日照という地の利を生かした環境型企業の進出として、再生可能エネルギー施設の集積という環境面での町のイメージアップ、また税収面でのメリットを享受しながら、それらを生かしたまちづくりへとつなげていきたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

.....

議長（福田 洋明君） 次に、教育委員会に関する報告を教育長から求めます。高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） おはようございます。

6月定例議会以降の教育行政について、御報告申し上げます。

まず、平生中学校普通教室棟の耐震化工事についてです。

工事は、請負業者により、4月25日から9月27日までを工期として、進めておりましたが、8月末に実質的な工事の完了をみたところでございます。事故もなく、また、予定どおり順調に進捗し、夏休み中に完成したことで、学校の負担も最小限にとどめることができましたことを大変喜ばしく思っております。この普通教室棟の耐震化工事の完成により、本町の学校耐震化率は71.4%となります。

今後におきましても、さらに耐震化の向上を図っていく所存でありますので、よろしく願いをいたします。

次に、第16回日本ジャンボリーについて、御報告申し上げます。

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟主催の第16回日本ジャンボリーが、7月31日から8月8日まで山口市阿知須きらら浜で開催されました。

8月5日には、山口県が初めて行う地域プログラムとして、香港、モンゴルからのスカウト26名を含めた66名が本町に来町いたしました。二つのグループに分かれ、一方は阿多田交流館の見学と平生中学校の学校訪問を、もう一方は、保健センターでのお菓子づくり体験と平生小学校を訪問しました。

阿多田交流館では、7月6日に入館者5万人を突破した喜びの余韻ひたる中で、一行は人間魚雷回天についての説明を受け、命の尊さ、戦争の悲惨さを学び、保健センターでは食生活改善推進協議会の皆さんによる指導でフルーツ白玉づくりを体験しました。平生小学校では、児童が考えたフラフープ回しや空き缶積み、ピンポン玉運びなどの6種類のゲームをスカウトと力を合わせて行うことや、平生中学校では英訳での平和学習の発表と生徒会が中心となつての国旗かるたなどの交流事業で親睦を深めました。

スカウトの皆さんには、平生町でのよい思い出ができ、また、児童生徒にとっては、スカウトの皆さんとの交流ができたことで、有意義な地域プログラムになったと考えています。来るべき2年後の世界ジャンボリーへ向けて貴重な一歩を踏み出すことができました。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．議案第6号

日程第11．議案第7号

日程第12．議案第8号

日程第13．議案第9号

日程第14．議案第10号

日程第15．認定第1号

日程第16．認定第2号

日程第17．認定第3号

日程第18．認定第4号

日程第19．認定第5号

日程第20．認定第6号

日程第21．認定第7号

日程第22．認定第8号

日程第23．認定第9号

日程第24．報告第1号

日程第25．報告第2号

日程第26．報告第3号

日程第27．報告第4号

日程第28．報告第5号

日程第29．報告第6号

日程第30．報告第7号

日程第31．報告第8号

日程第32．報告第9号

日程第33．報告第10号

日程第34．報告第11号

議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算から日程第14、議案第10号平生町介護保険条例の一部を改正する条例及び日程第15、認定第1号平成24年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、認定第9号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明並びに日程第24、報告第1号平成24年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から日程第34、報告第11号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告までの件の報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、御提案をいたします予算4件、条例6件、認定9件の議案につきまして、順を追って御説明を申し上げたいと思います。

議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額は、1億2,900万1,000円を追加いたしまして、予算総額は50億508万2,000円になるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。歳出につきましては12ページからであります。

一般管理費では、住民参加と官民協働によるまちづくりを推進することを目的に、山口県立大

学と共同で調査研究する経費を計上いたしております。また、山口県市町総合事務組合の退職手当業務負担金を追加計上いたすものであります。

庁舎管理費では、第3庁舎会議室のエアコンの故障に伴います修繕費用を計上いたしております。

企画振興費では、佐合島渡船乗り場付近の外灯の故障に伴います、修繕経費を計上いたしております。

財務財産管理費では、地方財政法の規定により、平成24年度決算の繰越金のうち繰越明許費繰越額を除いた2分の1相当額及び補正予算の財源充当後の残金を財政基金へ積立金として計上いたしております。

13ページの社会福祉総務費では、国の新たな事業といたしまして、全額補助を受けて実施する安心生活基盤構築事業を計上いたしております。これは住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築することを目的とするもので、孤立防止のための地域の実態把握と支援、地域への参加を促進するための居場所づくりなどを実施するものであります。

また、当初予算で佐賀地区における移送サービスの貸出用車両の購入費用を計上しておりますが、このたび県補助金として中山間地域づくり総合支援事業の交付決定がありましたので、財源充当をいたすものであります。

そのほか、普通交付税の確定に伴う財政安定化支援事業の国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を計上いたしております。

福祉医療対策費では、過年度分の後期高齢者医療に係る負担金を計上いたしております。

障害者福祉費では心身障害者福祉作業所のシロアリ防除のための費用を計上いたしております。

14ページの障害者福祉費の返還金は、過年度分の精算によるものであります。

15ページの健康づくり推進事業費では、過年度分の精算による返還金を計上いたしております。

土地改良事業費では、単独工事といたしまして、道路1件、水路1件を計上いたすものであります。

16ページの漁港建設事業費の委託料は、工事請負費からの組み替えにより、松本川河口部の水門の設置部分に防砂壁を設置するための測量設計委託料を計上し、佐賀漁港海岸費用対効果分析事業については、海岸保全事業の補助メニューの変更によりまして、評価の対象外となったため、全額減額とするものです。

工事請負費は、補助事業の委託料への組み替えによります減額と護岸の改修に伴います道路の舗装工事費を計上いたしております。

道路橋梁費では、道路橋梁の維持管理のための修繕料を計上いたしております。

工事請負費では、当初予算で町道佐合島線の舗装改修経費を計上いたしておりますが、このたび県補助金の離島の定住・交流サポート事業の交付決定がありましたので、財源充当をいたすものであります。

17ページの河川維持改良費では、排水機場の燃料費を追加するものであります。

非常備消防費では、当初予算で消防団の防火衣の購入費用を計上いたしておりますが、このたび消防団員等公務災害補償等共済基金から安全装備品購入に係る助成決定がありましたので、財源充当をいたすものであります。

小学校費の教育振興費では、県の補助金を活用して佐賀小学校に配置する予定でありました特別支援補助教員につきましては、県教育委員会からの直接配置となったことから、全額を減額するものであります。

18ページの幼稚園費では、3歳児クラスを当初、2クラスで予定をいたしておりましたが、1クラスで対応できることになりましたので、担任教諭代行を1名分減額いたすものであります。

19ページにかけての社会教育総務費では、県の委託事業といたしまして、全額補助を受けて実施をする人権教育総合推進地域事業を計上いたしております。これは「お互いを認め合い、共に高め合う人権教育の推進」を目的とするもので、今年度は人権に関する子供の実態を把握するためのアンケートの実施や研究推進校の訪問、研修会等を実施するもので、3年間の継続事業であります。

子ども会育成連絡協議会補助金につきましては、山口県ひとづくり財団からの「やまぐちしょういん学校助成金」を活用して、子ども会育成連絡協議会の行事の開催経費の助成を行うものであります。

20ページにかけての災害復旧費では、6月下旬から7月上旬の豪雨によりまして、各施設が被災をいたしましたので、それぞれ災害復旧にかかる費用を計上いたしております。農業用施設の修繕料は6件で78万円、工事請負費は8件で612万円となっております。

林業用施設の修繕料は林道の崩土撤去にかかる費用を計上いたしております。

土木施設につきましては、町道の崩土撤去費用といたしまして修繕料を、災害復旧にかかる設計委託料70万円、工事請負費1,000万円をそれぞれ計上いたしております。

飲料水供給施設事業費では、平生町飲料水供給施設事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を減額したものであります。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。8ページからでございます。

地方特例交付金は、確定に伴いまして、減額いたすものであります。

地方交付税は、確定により増額するものでございます。普通交付税の全国ベースでの総額は、1兆6兆387億円であり、前年度と比較すると2.2%の減少であります。うち市町村分では、

7兆6,136億円で、前年度比較で1.3%減少しております。本町の普通交付税を昨年度と比較すると1,360万2,000円の増額となっております。理由といたしましては、基準財政需要額において、給与費削減に伴う単位費用の減額はあったものの、「地域の元気づくり推進費」の新設や、地域振興費の補正係数が増加されたことなどにより、増額したものであります。

9ページにかけての国庫支出金と県支出金につきましては、歳出において御説明をいたしました事業などに伴います特定財源を増額あるいは、減額をいたすものであります。

10ページの繰入金につきましては、平成25年5月末をもちまして平生町簡易水道事業特別会計が廃止されたことに伴い清算余剰金の計上をいたすものであります。

繰越金につきましては、7,703万2,000円を追加いたしまして、繰越金の総額は1億703万2,000円となるものであります。

雑入につきましては、主に新たな事業財源として、消防団員安全装備品整備等助成金と、やまぐちしょういん学校助成金、過年度障害者福祉費国庫負担金を計上いたしております。

11ページの町債の補正では、衛生債は、水道事業統合に係る事業が通常の水道等施設整備事業で実施されるため、飲料水供給施設事業特別会計で計上することとなり減額するものであります。

また災害復旧に係る財源として、災害復旧事業債を計上し、臨時財政対策債は確定によりまして1,254万1,000円減額するものであります。

前に戻りまして、5ページの第2表 地方債補正につきましては、先ほど歳入で御説明をいたしました町債の減額あるいは追加によりまして、起債額を変更いたすものであります。

なお、21ページから23ページにかけましては給与費明細書、24ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正額は、3,594万9,000円を追加いたしまして、予算総額は17億6,012万円となるものであります。

歳出であります。8ページの一般管理費では、保険税の軽減特例措置の延長に伴いまして国保システムを改修するものであります。

療養諸費につきましては、医療費の増加により一般被保険者療養給付費を増額いたしております。

9ページの後期高齢者支援金等から10ページの前期高齢者納付金等、介護納付金については、確定により計上するものであります。

11ページの諸支出金は過年度の特定健診国県返還金と、精算によります療養給付費交付金の過年度還付金を計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。6ページの療養給付費交付金につきましては、平成24年度の精算によります追加交付であります。

前期高齢者交付金は、先ほど歳出で御説明いたしました交付額の確定により減額するものであります。

一般会計繰入金は、普通交付税の確定に伴う財政安定化支援事業費を追加いたすものであります。

7ページのその他の繰越金は、平成24年度の決算に伴う繰越金であります。

続きまして、議案第3号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額は1,533万8,000円追加いたしまして、予算総額は12億5,458万8,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。過年度分の精算による余剰金の準備基金への積み立てと、過年度分の保険料還付金及び国庫支出金などの返還金を計上いたしております。

6ページの歳入につきましては、県負担金の過年度介護給付費精算交付金を計上いたしております。

繰越金は、平成24年度繰越金を計上いたしております。

続きまして、議案第4号平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額は、12万8,000円を追加いたしまして、予算総額は5,981万1,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページでございます。施設管理費の委託料は、工事請負費からの組み替えにより蔭平・日向平地区塩素注入施設詳細設計業務を計上いたしております。また料金改定に伴いますプログラム変更費用を計上いたしております。

工事請負費は、委託料の組み替えにより減額いたすものであります。

歳入は、7ページでございます。繰入金は、歳出の補正及び事業債の組み替えに伴う一般会計の繰入金を減額して計上いたすものであります。

水道事業債につきましては、先ほど一般会計で御説明いたしました衛生債を水道事業債に計上替えるものであります。

なお、9ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第5号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び議案第7号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。

両条例につきましては、地方税法の一部改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布され、原則として平成28年1月1日から施行されることに伴い、改正するものであります。

まず、議案第5号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

内容といたしましては、個人住民税に係るものでございまして、公的年金等の所得に係る個人の町民税の特別徴収については、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとする法令改正に伴う特別徴収対象年金所得者の除外規定を見直しするもの等、並びに年金所得に係る仮特別徴収税額については、算定方法の見直しとして、前々年中の所得税額及び均等割額の合計額の2分の1を仮特別徴収税額とするものであります。

また、上場株式等に係る配当所得等の分離課税につきましては、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備、及び株式等に係る譲渡所得等の分離課税については、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたことに伴う所要の規定の整備、並びに上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴い、該当規定を新設するものであります。

なお、施行日は平成28年1月1日ではありますが、施行期日が異なるものもありますので、附則に施行期日を定めております。

続きまして、議案第7号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ではありますが、内容といたしましては、先ほど申し上げました上場株式等に係る配当所得等の分離課税に係る改正につきまして、平生町税賦課徴収条例と同様に改正するものであります。

続きまして、ちょっと戻りますが、議案第6号固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、半島振興法に規定する半島振興対策実施地域内における製造業又は旅館業の用に供する施設の新設又は増設した者に係る固定資産税の不均一課税について、必要事項を定めております。

改正の内容といたしましては、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域である佐合島においても、製造業、旅館業などの用に供する設備を新設又は増設した者に係る固定資産税につきましては、不均一課税を措置する旨、条例に加えるものでありまして、申請に基づきまして、3年間にわたり一定の割合を減額して課税するものであります。

なお、施行日は公布の日ですが、本年4月1日に遡及して適用するものであります。

続きまして、議案第8号平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例から議案第10号平生町介護保険条例の一部を改正する条例まで、一括して御説明申し上げます。

これらの条例につきましては、平成25年3月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律により、地方税における延滞金の割合の特例が改正されたところですが、地方公共団体は、地方自治法第231条の3により、歳入について督促をした場合、条例の定めるところにより延滞金を徴収することができることとされておりまして、その額については、地方税法の規定による税の延滞金の額との均衡を失わないように措置することが適当であることから、所要の改正をするものであります。

まず、議案第8号平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

本条例は、個別に規定されるものを除く税外諸収入金の督促及び滞納処分等について、規定したものであります。

主な内容といたしましては、延滞金の割合につきまして、租税特別措置法第93条第2項の規定により告示をされた率に1.0%を加算した率を特例基準割合として計算することから、従来14.6%であったものを、納付期限後1ヵ月以内は3.0%に、それ以後は9.3%にいたすものであります。

続きまして、議案第9号平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第10号平生町介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

内容といたしましては、延滞金の割合につきまして、先ほど説明いたしました内容と同様に計算することから、納付期限後1ヵ月以内は7.3%から3.0%に、それ以後は14.6%から9.3%に、それぞれ引き下げるものでございます。

以上をもちまして、補正予算4件、条例6件の提案理由の説明を終わらせていただきますが、次の平成24年度一般会計ほか8会計の歳入歳出決算の内容につきましては、佐竹副町長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

終わりに報告11件でございますが、まず、基金に関する報告が10件でございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金ほか9基金の平成24年度の運営状況、これに伴います収支の状況を、地方自治法の規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいております。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいた健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率の報告が1件ございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりました後に、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えさせていただきますので、よろしく御審議をいただき、御議決あるいは、御認定を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時5分からといたします。

午前9時44分休憩

.....

午前10時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） それでは平成24年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、平成25年5月31日に出納閉鎖を終えて調製の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。監査委員さんにおかれましては、7月30日から8月14日にかけて、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の状況について、直接担当課に説明を求め、日時をかけての審査をされました。その後、8月29日に決算審査の講評を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるにあたり、その概要を、一般会計から順を追って御説明申し上げます。

なお、財産に関する調書は、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づき作成しておりますが、昨年度から、別冊としておりますので、申し添えます。

最初に、認定第1号一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

歳入総額は、50億6,604万9,375円、歳出総額は、49億972万9,525円でありまして、歳入歳出差引額が1億5,631万9,850円でございます。平成25年度への繰越明許費繰越額が4,928万7,792円でありますので、実質収支額につきましては1億703万2,058円となるものであります。

単年度収支につきましては、7,622万8,650円の赤字となっております。実質単年度収支につきましても、財政基金への積立額が取り崩し額を4,160万4,679円下回っていることから、1億1,783万3,329円の赤字となっております。

歳入歳出の前年度対比につきましては、歳入が0.7%の減、歳出が0.1%の減となっております。主な歳入歳出の減額要因につきましては、普通交付税の減少及びきめ細かな交付金や住民生活に光をそそぐ交付金の各事業が平成23年度に終了したことによるものであります。

それでは、各予算費目の順に、主要な施策等の成果を中心に御説明申し上げます。

歳入からであります。決算書の9ページをごらんいただきたいと思います。

町税は、個人町民税全体で4.2%、法人町民税全体では9.2%の増加となっております。

固定資産税につきましては、全体で4.7%の減額となっております。町税全体では平成23年度決算額と比較して、0.3%の減額となっております。

10ページにかけましての地方譲与税は、自動車重量譲与税が316万8,000円減少し、全体では、8.2%の減収となっております。

11ページの地方交付税の普通交付税は、4,538万2,000円、2.4%減少しております。また、特別交付税も、471万7,000円、2.9%減少しております。

13ページから14ページにかけての国庫負担金につきましては、障害福祉サービス費が1,428万6,300円増加しておりますが、子ども手当・児童手当が3,265万4,665円減額しており、全体で1,268万225円、4.4%の減少となっております。

国庫補助金は、漁港海岸保全事業費の減、きめ細かな交付金や住民生活に光をそそぐ交付金事業の終了に伴いまして、全体で6,301万2,867円、53.8%の減少となっております。

15ページの県負担金は、障害福祉サービス費や国保基準超過費用の負担金の増額により、全体で1,907万8,671円、13.6%の増加となっております。

17ページにかけての県補助金は、漁港海岸保全事業の減少や緊急雇用創出事業の終了により、1,268万9,618円、7.8%の減少となっております。

18ページにかけての県委託金は、選挙費や都市計画基礎調査費の増額により1,063万8,814円、32.9%増加しております。

19ページの繰入金は、太陽光発電システム設置費補助金の財源として地球温暖化対策推進基金から564万7,000円を繰り入れております。

繰越金につきましては、前年度対比で0.8%の減少となっております。

22ページの町債は、消防防災通信基盤整備や、平生小学校の外構整備などにより、町債全体で4,344万8,000円、13.0%の増加となっております。

続きまして歳出であります。

24ページの議会費では、平成23年度から地方議会議員年金制度が廃止をされ、議員共済費の公費負担額が発生したものの、地方公共団体が負担する負担率の減少により、平成24年度分は減額となり、全体で904万7,013円の減額となっております。

24ページから26ページにかけての総務費の一般管理費では、「平生町まちづくり条例検討部会」での議論や、パブリックコメントの実施により幅広く町民の意見を聞くなど、さまざまな取り組みを経て、昨年12月定例会において「平生町参加と協働のまちづくり条例」の御議決を頂いたところであります。また、今年の3月には「協働のまちづくりフォーラム」を開催し、条例施行に向けての機運の高揚を図ったところであります。

情報通信費では、庁舎内で利用しているグループウェアシステムを新システムに更新し、庁内情報環境の改善を図りました。

28ページの庁舎管理費では、町民への迅速な情報伝達を目的として、平成23年度繰越事業であります防災行政無線整備事業を実施いたしました。

29ページの企画振興費では、「第四次平生町総合計画」の将来像の実現に向けて3カ年を計画期間とする、実施計画書を作成し公表いたしました。

また、生活交通の中心である路線バスの維持活性化を図りながら、新たな生活交通体系を確立するため、「平生町生活交通活性化計画」を策定いたしました。

さらに、柳井地区広域行政連絡協議会において、岩国錦帯橋空港の開港にあわせて広域観光パンフレットを作成し、首都圏を中心に配布をし、PRに努めたところであります。

30ページの交通安全対策費では、カーブミラーやガードパイプなどの交通安全施設の整備について、自治会からの設置要望が多く出されるため、優先順位を付して計画的な整備を実施しております。

また、街路灯設置費補助金では、自治会の維持管理費のコストを下げる目的として、蛍光管からLEDの街路灯への設置がえの要望が多く出されております。

32ページの徴収対策費では、新たな差し押さえの手法として不動産や所得税の還付金の差し押さえを実施いたしております。また、昨年度に引き続き、差し押さえ動産物件のインターネット公売を実施いたしております。このほか、滞納者への納税意識の高揚に努め、悪質滞納者への強制徴収の手続きを行うなど、滞納額の縮減や税収の確保に努めたところであります。

33ページから34ページにかけての選挙費では、山口県知事選挙、衆議院議員選挙が実施されました。また、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員選挙につきましては、無投票となっております。

35ページの統計調査総務費では、学校基本調査及び工業統計調査や就業構造基本調査を実施いたしております。

監査委員費では、代表監査委員による全国監査委員研修会への参加により、地方公営企業会計制度の見直しや監査に係る専門知識並びに効率的な監査の執行のあり方などを習得いただいたものであります。

36ページにかけての社会福祉総務費では、昨年度に引き続き「地域見守りネットワーク整備強化事業」に取り組み、特に平生地区社会福祉協議会においては、区域内の65歳以上の一人暮らしを中心に、「緊急連絡カード」を配布し、地域における見守り・支え合い体制の強化を図られたところであります。

37ページから38ページにかけての老人福祉総務費では、地域の中で見守り活動を行ってお

る三つの団体に対し地域福祉活動事業として補助金を交付しております。

39ページにかけての障害者福祉費では、平成24年度から、障害児の通所サービスの実施主体が、県から町に移行されたことによるものや、障害福祉サービスの利用増加により支出が大幅に伸びております。

また、平成24年10月から、障害者虐待防止法の施行に伴い、「柳井圏域障害者虐待防止センター」を設置しましたが、本町に係る案件はありませんでした。

41ページから42ページにかけての保育所運営費では、町立保育園の統合・新設民営化の取り組みとして、保護者説明会や地元説明会を開催し、関係者の理解と協力をいただき、用地交渉、その後農地転用許可申請や開発許可申請等の手続きを行い、平成26年度の開園に向けて準備を進めたところであります。

43ページから44ページの母子衛生費では、乳児家庭訪問事業で、78人を訪問し、保健指導や相談を行っております。また、養育支援家庭訪問事業では、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭や妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭などに対して、延べ19回の訪問を行っております。妊婦健康診査につきまして、母子の健康管理の充実と妊娠や出産に係る経済的負担を軽減するため、全14回の全額公費負担を継続しております。

45ページにかけての予防費では、平成23年1月から「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」として開始した予防接種は、子宮頸がん予防ワクチン接種者229人、ヒブワクチン接種者322人、小児用肺炎球菌ワクチン接種者354人となっております。なお、この事業は平成24年度で終了いたしております。

46ページにかけての保健センター運営費では、集団指導室の空調設備の改修工事を実施しております。

環境衛生費では、住宅用太陽光発電システム設置費補助金を42件交付し、平成22年度から事業実施いたしました3カ年の事業を終了したところであります。

48ページの農業委員会費では農地・農家基本台帳の整備を行うため、新たに農地・農家基本台帳システムを導入し、耕作放棄地対策や、戸別所得補償制度等の事務の効率化を図りました。

49ページの農業振興費では、新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、機械及び資材等の購入経費として青年就農給付金を支給しております。

遊休農地の有効活用と新たな農業の担い手の発掘を目的に開園いたしました、ひらお農業体験農園も5年目を迎え、20組の参加者があったところであります。また、体験農園を卒園された19人は体験農園修了者で自主運営している「チャレンジファーム平生」に入会をされ、またチャレンジファームから規模拡大を図り、農業団体へと発展をした「ファーム大星」の6名も含めて農作物の栽培に取り組んでおられるところであります。

50ページから51ページにかけての土地改良事業費では、単独土地改良事業7件を実施し、老朽化した農道、水路の整備事業を実施いたしております。また、単独事業のため池整備事業を2件、団体営農地防災事業のため池整備事業を1件実施しております。

51ページのひらお特産品センター管理費では、平成23年4月1日から法人組織となり「ひらお特産品センター協同組合」として運営がされており、引き続き指定管理者としての契約を締結しております。年間来客数は約14万6,000人、売上金額が約1億2,530万円となっております。

52ページの林業総務費では、水源涵養機能や山地災害防止機能など多面的な機能の維持管理を図るため、流域育成林整備事業により下刈、間伐・枝打ちなどを実施しております。また、イノシシなどの有害獣から農作物被害を防ぐため、地元猟友会で組織する移動捕獲隊による捕獲作業に取り組むほか、わな猟狩猟免許取得補助事業により、24年度新たに、わな猟免許取得者が8名増加し、有害獣の捕獲数の増加につながったところであります。また、有害獣の防護対策としては、農業者にも自衛の意識を促すとともに農作物の被害軽減を図るため、有害獣防除柵等設置事業で電気柵等の助成を行っております。

林業事業費では、林道の改良事業を1件実施いたしております。

53ページの水産業振興費では、水産振興対策事業費補助金として、県漁協平生町支店に対しガザミ、ヒラメ、車エビの種苗の放流事業の経費を助成しております。

漁港建設事業費では、高潮から背後集落を守る、海岸保全施設整備事業を現年度事業分、繰越事業分合わせて5件実施をしております。また、単独事業は、3件実施したところであります。

54ページから55ページにかけての商工振興費では、新規事業として、町内産業の振興や産業間の連携を図るため、ひらお産業まつりを開催いたしました。町内6カ所を会場にスタンプラリー方式で行い、約3,000人の参加者があり、平生町のPRや町内生産者等の生産意欲の高揚、また町内企業間の連携と活性化につながったものと思っております。

55ページから56ページにかけての土木総務費では、平成23年度からの継続事業として、住宅リフォーム資金助成事業を実施し、40件の助成を行っております。また、防災対策事業として、土砂災害警戒区域の確認や警戒・避難に役立てるため、土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布を行っております。

道路橋梁維持費では、舗装補修事業5件を実施しております。

57ページにかけての道路橋梁新設改良費では、単独道路改良17件、側溝整備事業5件を実施しており、生活基盤である町道の改良を推進しております。

河川維持改良費では、老朽化した護岸の改修工事13件や流下能力を高めるための浚渫工事を6件実施しております。平成23年度から5カ年計画で進めております県事業の排水機場改修事

業については、所要の負担金を支出し、河川における災害発生の未然防止による住民の安全確保に努めたものであります。

58ページの都市計画総務費では、おおむね5年ごとに都市計画区域の現状及び将来の見通しを調査するため、都市計画基礎調査を実施いたしております。

公園事業費につきましては、公園内の遊具の劣化診断を実施し、必要な遊具の補修を実施いたしております。

59ページの住宅管理費では、隅田団地、森の下団地、上横団地の計3戸の解体工事を実施いたしました。また、老朽化に伴い、中村団地の外装改修工事を実施いたしましたところであります。

59ページから60ページにかけての非常備消防費では、住民の防災意識の向上と避難時の目安とすることを目的として、町内140カ所に海拔表示板を設置いたしました。また防災リーダーとして活躍をしていただく防災士の資格取得に係る費用の一部を助成し、平生町消防団員3名が、防災士の資格を取得されております。

61ページの消防施設費では水道の配水管布設替工事にあわせ、消火栓の設置工事を3件実施しており、工事負担金として、田布施・平生水道企業団へ支出をしております。

61ページから62ページにかけての教育総務費の事務局費では、学校支援員を平生小6名、佐賀小1名、平生中2名、図書担当として1名、計10名を配置し、きめ細かな指導を行っております。また、「生きる力を育む生活づくり」のパンフレットを作成し、町内小中学生に配布することにより、家庭での生活習慣の確立に向けた取り組みを推進しました。

63ページにかけての小学校費の学校管理費では、平生小学校において、登下校時の安全を図るため、進入路、フェンス、駐車場等の外構整備工事を実施いたしております。

64ページにかけての小学校費の教育振興費では、就学援助やバス通学者に対する通学費補助を引き続き実施しております。

65ページからの中学校費の学校管理費では、普通教室棟耐震補強工事に係る実施設計を行っております。

66ページの中学校費の教育振興費では、キャリア教育推進事業において「古里の先輩から学ぶ講演会」として、元テレビプロデューサーを講師に招き、社会人として自立できるよう意欲や態度、能力の育成を図ることができました。

67ページからの幼稚園費では、幼児用トイレの改修工事を実施いたしております。

69ページにかけての社会教育総務費では、青少年健全育成の推進のため、心豊かでたくましい子供を社会全体で育むため、学校・家庭・地域が相互に連携し、学校における教育活動への支援としての学校支援地域本部事業や放課後や週末、長期休業時における子供の安全で安心できる居場所づくりとしての放課後子ども教室推進事業を実施いたしております。また、今年度新たに

「未来を担う平生っ子育成促進事業」として地域ぐるみで青少年育成活動をしている4団体に対し、経費の全額を助成しております。

69ページから70ページにかけての公民館費では、曾根公民館が新築をされ、10年後に所有権を平生町へ帰属させることを条件とする賃貸借契約を締結しております。中央公民館駐車場周りのフェンスの取りかえ工事や、田名公民館のトイレ改修工事を行っております。また、公民館の耐震化につきましては、中央公民館の現況耐震診断の実施をいたしました。

71ページにかけての図書館費では、毎年小中学校と連携して、各学校に児童図書の貸し出しを行っていますが、24年度から幼稚園に対しても貸し出しを実施いたしております。また、「第二次平生町子ども読書活動推進計画」の策定に着手をし、町内の園児・児童・生徒の意識調査を実施いたしております。

72ページから73ページにかけての保健体育総務費では、平成24年度からの3カ年の県の新規事業として、「我がまちスポーツ推進事業」を実施いたしました。町内2つの団体がこの事業の支援によりイベントを開催し、スポーツを通じて子供たちの健全育成や、親子のコミュニケーションの向上と、高い技術の取得が図られたところであります。

74ページの保健体育施設費では、町体育館の現況耐震診断を行っております。

74ページから75ページにかけての災害復旧費では、農業用施設災害復旧工事を6件、土木施設災害復旧工事を11件、実施をいたしております。

公債費では、昨年度比で2.7%の減少となっております。19年度に策定した公債費負担適正化計画に沿って公債費の適正な管理を行っているところであります。

公営企業費では、簡易水道事業特別会計への繰出金が昨年度と比較して145.4%増加しておりますが、主な要因は、統合に伴い事業費が増加したことによるものであります。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比率は、91.4%となっており、交付税と臨時財政対策債の減少により1.1%悪化しております。実質公債費比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において17.7%となり、0.5%改善いたしております。財政基金の残高は、23年度末と比較いたしますと、約4,160万円の減額となっており、24年度末残高は、約3億6,388万円となっております。

財政状況は前年度に比べて悪化をしており、厳しい状況にあります。社会保障費の増加や税収の減少など、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増していくものと予想され、第五次行政改革大綱の着実な実践と第四次総合計画の計画的な推進により、持続可能な財政基盤を確立し、地域の活性化を推し進めながら、財政の健全化に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第2号国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

歳入総額は17億7,404万7777円、歳出総額は17億5,593万3,435円で、歳入歳出差引残額は1,810万7,342円でありまして、これを平成25年度へ繰り越すものであります。なお、精算分などを加味した実質単年度収支は2,373万7,080円の赤字となっております。

年度末における国民健康保険加入被保険者数は、昨年度と比較をして、108人減の3,459人となっております。内訳としては、一般被保険者数が3,144人、退職被保険者数が315人となっております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

5ページの国民健康保険税は、平成24年度の保険税収入済額は23年度と比較いたしますと、現年課税分と滞納繰越分を合わせて939万660円増の3億633万1,513円となっております。

6ページの国庫補助金の財政調整交付金は、23年度と比較いたしまして1,002万3,000円減少し、8,167万9,000円の交付を受けております。県補助金の財政調整交付金は、1,864万7,000円増加をし7,083万5,000円の交付を受けておりますが、これは平成24年度の制度改正に伴う特別調整交付金の増額によるものであります。

7ページの前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの人数や医療費構成などに応じて、保険者間で相互負担する制度であります。約3,506万円増の、5億2,814万342円の交付を受けております。また、保険財政共同安定化事業交付金は、23年度と比較して約1,370万円減少し、1億7,377万2,650円の交付を受けております。

8ページの一般会計繰入金につきましては、療養給付費等負担金の不足を補填する制度である基準超過費用を約876万円繰り入れております。

次に、歳出であります。10ページの総務費の一般管理費では、医療費の抑制のための方策として、後発医薬品差額通知を平成23年度から開始しております。すぐに事業効果があらわれるものではございませんが、今後も医療費抑制に向け実施してまいりたいと考えております。

11ページの保険給付費の一般被保険者療養給付費は、約4,385万円増加し、9億6,173万4,571円となっております。対前年度比で4.8%増加しております。一般被保険者高額療養費は、約1,003万円増加して、1億3,731万302円となっており、対前年度比で、7.9%増加しております。

12ページの後期高齢者支援金等は、約1,548万円増加し、1億7,865万6,681円となっており、対前年度比で9.5%増加をしております。

13ページの共同事業拠出金は、約1,373万円増加し、2億5万5,272円となっております。

り、対前年度比で7.4%増加しております。

14ページにかけての保険事業費では、特定健康診査等事業や半日人間ドックの助成事業を実施し、合わせて722人の利用者があり、受診率は25.8%でありました。今後も被保険者に対して受診勧奨を行い、受診率向上を図っていくこととしております。

保険税所得割改定による歳入の伸びを超えて保険給付費が伸びており、基金が底をつく状況の中で、一刻も早い国保事業の広域化が待たれるところでありますが、医療費抑制に向けた取り組みは引き続き行ってまいりたいと思っております。

次に、認定第3号簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

歳入歳出ともに総額1億2,363万416円でありまして、実質収支額はゼロとなるものであります。昨年度と比較して歳入・歳出とも105.8%増加しております。増加した要因の主なものは田布施・平生水道企業団への統合に係る経費であります。

3ページの歳入のうち、水道使用料は、前年度に対して320万910円減少し、2,613万8,750円となっております。これは事務の効率化を図るため、使用料の徴収を漁業集落排水施設使用料の徴収と一体的に行うこととしたことにより、使用料の調定月を排水施設使用料にあわせる必要が生じたため、1カ月分が翌年度収入になったことによるものであります。

歳入確保対策としては、未納者に対して給水停止処分の実施と臨戸徴収や電話催告などを実施いたしておりますが、今後の大幅な増収を見込むことは困難な状況であり、上水道事業との統合による経営の効率化を図っていくこととしております。

また、簡易水道統合整備事業の、特定財源として、国庫補助金と簡易水道施設整備事業債を発行しております。

5ページの歳出の施設管理費では、上水道への統合に向けた事業といたしまして、遠方監視システムや緊急遮断弁、電磁流量計等の設備とともに田布施・平生水道企業団の水道本管から蔭平・日向平飲料水供給施設の既存配水池までの送水管布設工事等を実施いたしております。

6ページにかけての公債費につきましては、償還の終了により約130万円の減少となっております。

次に、認定第4号下水道事業特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

歳入・歳出総額ともに6億6,045万8,692円であり、実質収支額はゼロとなるものであります。

平成24年度の管渠整備につきましては、平生地区では高須、宇佐木地区では上殿、大野地区ではみのげ・中村、豎ヶ浜地区は豎ヶ浜西、曾根地区では地方下・向井原で管渠整備を実施いたしております。これにより、平成24年度末の整備面積は、全体で255.8ヘクタールとなっております。普及率は55.9%、水洗化世帯率は96.3%となっております。

3 ページからの歳入の主なものは、下水道使用料であります。普及率の伸びに伴いまして前年度より1.1%増加となっております。収納率も上下水道使用料の賦課徴収事務の一元化により、現年度分の収納率は99.7%となっております。国庫支出金につきましては、国庫補助対象事業費の減額により1.2%減少いたしております。

一般会計繰入金は、前年度と比較いたしますと0.6%減少しておりますが、依然として多額なものであることに変わりはなく、一般会計を圧迫する大きな要因の一つであります。

4 ページの町債につきましては、工事請負費の増加により11.9%増加をしております。

5 ページから7 ページにかけての歳出の主なものとしては、下水道管理費では、流域下水道事業維持管理費が全体費用の72.7%を占めております。

6 ページの下水道整備費の工事請負費では、公共下水道管渠布設工事や公共ます設置工事など、33件の事業を実施しております。また、流域下水道事業であります田布施川浄化センターの水処理施設増設事業について、平成23年度から工事負担金を支出しております。これは、田布施町及び平生町におきまして下水道事業の面整備が進んできており、処理場への流入汚水量が増加してきていることから、最終沈殿池を増設するものであり、県の計画では、平成27年度に整備が終了する予定であります。

公債費は、0.5%増加しており、ほぼ前年度並みとなっておりますが、引き続き3億円を大きく超えるものとなっております。今後におきましても、この傾向は続くものと考えられますので、公債費負担適正化計画に沿って公債費の適正な運営に努めたいと考えております。

次に、認定第5号水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに8万7,269円であります。処理場の土地借上料の支出経理のみを本会計で行っております。

次に、認定第6号漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出ともに9,216万9,603円でありまして、実質収支額はゼロとなるものであります。

対前年度比で6.5%増加となっております。

処理区域面積は106ヘクタール、処理区域内世帯数は550戸と前年度と比較して増減はありませんが、水洗化世帯数は395世帯、水洗化世帯率は71.8%と若干増加をしております。

今後、処理区域内の人口減少により流入量も減少すると考えられ、処理施設の維持管理経費の確保が大きな課題であります。普及促進を図りながら、料金収入の確保につなげていきたいと思っております。

3 ページからの歳入では、排水施設使用料は、水洗化世帯がふえたものの収納額は6.7%減少しております。これは事務の効率化を図るため、使用料の徴収を水道料金の徴収と一体的に

行うこととし、そのため使用料の調定月を水道にあわせる必要が生じたため、1カ月分が翌年度収入になったことによるものでありますが、収納率は、引き続き100%となっております。

一般会計からの繰入金につきましては、10.6%増加しておりますが、主な要因は、下水道料金徴収システム改修や、汚泥の減量化のための佐賀浄化センター汚泥減容化計画を策定したことによるものであります。

5ページの歳出は、全体で6.5%増加しております。主な要因としては、繰入金で御説明いたしました委託料の業務などにより、約570万円増加したものであります。

続きまして、認定第7号熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出総額ともに2,548万3,328円となっております。実質収支額はゼロとなるものであります。

介護認定審査会は毎週2回を基本として開催しており、平成24年度の総開催回数は84回で、審査判定総件数は2,287件で、審査判定件数は73件減少しております。

3ページの歳入は、審査会の構成町であります田布施町と上関町からの負担金と平生町からの運営費としての繰入金であります。

4ページの歳出は、認定審査会運営業務に要する経費を支出しております。

内容につきましては、前年度とほぼ同様であります。

続きまして、認定第8号介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額12億970万1,304円、歳出総額11億9,504万1,119円、歳入歳出差引額1,466万185円を平成25年度へ繰り越すものであります。介護給付費に係る返還金と追加交付分を加味した実質収支額は949万594円になるものであります。

高齢者の増加により、平成24年度末の第1号被保険者数は4,200人で、昨年度末と比較して151人増加しております。そのうち65歳から75歳未満の被保険者数が1,989人に対しまして、75歳以上の被保険者数は2,211人となっております。また、要介護認定者数は769人で、31人増加をしております。

5ページからの歳入では、保険料の改定分や国庫負担金、支払基金交付金、県負担金が増加しております。

7ページの介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の財源に充てるために繰り入れたものであります。

10ページから11ページにかけての保険給付費は、給付費総額が11億2,305万6,798円でありまして、対前年度比4.4%増加しております。内訳といたしましては、介護サービス等諸費が9億9,208万8,953円、介護予防サービス等諸費が5,104万9,

397円、高額介護サービス費が2,526万4,191円、特定入所者介護サービス費が5,130万7,270円と各給付費は増加をしております。

平生町の平成24年度末の65歳以上の割合は32.7%となっており、高齢者の増加に伴い、今後も要介護者は増加していくことが予想され、必要とするサービスが必要なときに受けられるよう、サービス提供基盤の整備を行うとともに、一人でも多くの高齢者が自立して元気に過ごせるよう引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、認定第9号後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入・歳出ともに総額1億9,621万5,826円で、実質収支額はゼロとなるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で、歳入総額は1億3,963万2,050円となっております。歳入決算額全体の71.2%を占めており、収納率は99.5%であります。

歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額で1億8,563万5,936円となっており、歳出決算額全体の94.6%を占めております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、別冊の財産の調書、平成24年度決算の附属資料及び決算審査意見書を御参考に、御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます、決算報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前11時10分からいたします。

午前10時49分休憩

.....  
午前11時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

#### 日程第35．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第35、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） では、通告書に従って質問をいたします。

まず初めに、介護保険制度についてをお伺いをいたします。

政府は、社会保障制度改革国民会議の最終報告書を受けて、公的介護、医療、年金、保育の諸制度の手順を定めたプログラム法案の骨子を、8月21日に閣議決定をいたしました。この中で、きょうは、介護保険についてお伺いをいたします。

介護保険に関する報告書は、サービスの効率化及び重点化ということで、比較的介護の必要性の、必要度の低い要支援1、2向けのサービスを市町村事業に移す具体化をしようとしております。全国では要支援、要介護の認定を受けた517万人のうち、要支援者は約4分の1の154万人を占めております。当町においても要介護認定を受けた769人中193名と約25%を占めております。

その中で、介護サービスの利用者は、要支援の認定者193名中122名、63%がこれに当たります。要支援者は介護保険から外し、地域支援事業にする。しかし、今の地域支援事業は要支援、要介護と認定された人が受けられる介護保険の保険給付とは全くの別枠となっております。要するに、サービスの水準について、全国一律のルールがある介護保険から要支援者を外し、市町村任せの地域支援事業に移せば、サービスの質も量も引き下げが可能になると思われれます。

この案については、介護保険からの軽度者の切り捨てという批判も出ております。人にやさしい平生町をつくっていくためには、サービスの低下のない制度をつくっていかねばならないと私は考えております。どのような考えを持っておられるか、まず、これについてのお伺いをいたします。

もう一点、特養ホームから軽度の要介護者、これは要介護1、2ですか、これを締め出すことです。当町にも、若干名入所者がおられるようですが、軽度者が特養ホームに入所するにはそれなりの理由があるはずで、介護者不在とか認知症によるものなど、認定上は軽度でも介護、医療を必要とすることもあります。施設からの意図的な締め出しは介護、医療難民を生み出すことになると思いますが、この点についてのお考えをお聞きをいたします。

以上2点、サービスの低下のない介護計画が必要だと思いますが、町長のお考えをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今回の社会保障制度改革国民会議の最終報告書に関連をして、介護保険制度にかかわる2点を中心に今、質問をいただきました。

一つは要支援の1、2、これが切り離されて市町村事業に移行する方向、それから、もう一つは、特養で、要するに介護度3以上でないと、それ以下は特養に入れない、入所基準についてこれを厳しくするという、この2点を例に挙げながら、これからどうサービスを低下させないようにするのかという御質問をいただきました。

今もありましたように、今回の報告につきましては、かなり本町の、先ほどから出ておりますように、高齢化の進展状況等含めて、これからこういった膨大な社会保障の給付費をどう賄っていくのか、ここに一番、国のほうも視点が注がれておりまして、応分の負担を求めていかなきゃいけないというのが基本的な考え方にあるようでございます。

平生町においても、この介護保険制度が始まったのが平成12年度からですが、介護給付と介護予防合わせて、当時4億8,000万円くらいです。これでスタートして、今、きょうも先ほど特会の報告ありましたけれども、今、11億2,000万円ということで、これは給付費と介護予防と。約2.5倍ぐらいに膨れ上がってきています。それだけ高齢者もふえるし、要介護の認定を受ける方も、それだけふえてきておると。実際にサービスを使っておられる方々もだんだんふえてきているという状況であります。

こうした中で、今このままで、今国が言うように市町村の事業に移行することによると、それぞれ市町村によっていろいろ差が出てくるんじゃないか、そうすることによって、サービスのいろんな差が出て、ましてや要支援の1、2ということになりますと、介護予防を中心にやらんやいけんところですから、そのところが、市町村事業に移されるということになると、予防がむしろできなくて、かえって重度になりやすい、なることになりかねないということで、かえって結果的には介護費用がかかるんじゃないかというようなことで、いろんな今、そこに向けての議論が出てきておることも承知をいたしております。

本町では、今、御承知のように第5期の介護保険事業計画を取り組んでおりますが、特に高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、生活全般にかかわる支援やサービスを切れ目なく提供される、そのための地域包括ケア体制の構築、これが一つの大きな目標になっております。介護予防、医療、生活支援、住まい、こういうものを一体的に提供していく体制というもの構築していこうということが、大きな今、眼目になっております。

したがって、私たちも今、国の制度については、今から来年の国会に法案を提出をしてこれからやっていこうという動きであります。まだまだ不透明な部分がたくさんあります。この辺は、国の動向も十分注視をしていきたいというふうに思っておりますが、我々は、今ありますように、この我々の持っている介護保険事業計画をしっかりと、包括的なサービスが提供できるように地域で取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますし、これからも、この計画も、今5期、これから6期に向けての、また計画づくりもスタートいたしますけれども、この辺も充実した取り組みができるように、町としても取り組みを進めていきたいというふうに、今考えております。議員御指摘のようにサービスが低下することのないように、本当にこの介護予防をやって重度につながらないように、できるだけそういった介護予防を含めて体制をつくり上げていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 今、第5期の介護事業計画の事業内容とか取り組みについての答弁がございましたが、しかし、要支援者を介護保険から外した場合、国は必要な手だてを、今、何も示しておりません。これでは、要支援者の保険外しであり、ホームヘルパーによる生活援助

の切り捨てになることが懸念をされます。

そこでお伺いをしますが、ホームヘルパーの生活援助の切り捨てとなれば、今、ホームヘルパーで生活を営んでおられる従業員の方の事も考えておかなければならないと思います。失業とまではならないと思いますが、収入減は目に見えてるのではないのでしょうか。これは本当に難しい問題ではあると思いますが、この点についてお考えがあれば、よろしく願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから、答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） それでは、先ほど再質問がございました地域支援事業に完全に移行された場合に、介護サービス事業者、従事者、またホームヘルパーの生活切り捨てにならないのかという、仕事は減少するのではないのかという質問でございます。

地域支援事業への移行につきましては、明らかになっていない不透明な要素がたくさんありますけれども、地域が地域独自で事業を展開することになった場合には、介護予防サービス従事者は従来どおりの勤務体制、勤務体系となっているのかどうか、不透明な状況にあると思われれます。

厚生労働省は、介護予防給付の地域支援事業への移行につきましては、主に四つの検討事項が掲げられておると思います。

一つは、要支援者に対する介護予防給付については、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるように、地域支援事業の形式に見直すことを検討しております。

また、2番目には全国一律のサービスの種類、内容、運営基準、単価等によるものではなく、市町村の判断でボランティアやNPO、民間企業、介護施設、社会福祉法人等の、地域資源を効果的に活用できるようにしていくともっております。

また3番目に、移行後の事業も介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成も変わらないともっております。

4番目には、事業への移行に当たっては、既存介護サービス事業者の活用も含め、多様な主体による事業の受け皿を地域に整備するため、地域の実情にあわせて行うという検討事項などが、厚生労働省でも考えられております。これらの、地域の人材を活用することで、地域包括ケア体制の確立を目指す狙いがあるものではないかと思っております。

いずれにしても、今回の厚生労働省が示した介護予防の移行については、不透明な要素が多く、引き続き国の動向を注視していかなければなりませんけれども、国が基準の参考例を示すことも検討しているとのことでもありますので、介護保険制度内での切り捨てであれば、介護報酬単価の見直しにおいても国が地域の実情を踏まえて、体制整備を進めていただくように切望するも

のでございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） いろいろ答弁をいただきました。

先ほど申しましたが人にやさしい平生町をつくっていくためには、サービス低下のない介護計画が必要だと思えます。ぜひ、その点をよろしく願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、自然災害の対策についてでございます。この7月28日には、山口市阿東地域、萩市須佐地域では、今までに経験したことのない集中豪雨に見舞われました。特に、須佐地域では1時間当たりの雨量が138.5ミリという記録的な豪雨となっております。県下では2人が死亡、1人が行方不明という痛ましい結果となっております。また、全壊した住宅は45戸、半壊した住宅は62戸に上ります。土砂崩れで道路は寸断され、山口線は地福・益田間、山陰本線は奈古・益田間と、これはまだ不通のままです。

農業関係でも大きな被害をこうむっております。このような災害は、今、日本全国どこで起こっても不思議はございません。事実9月に入り、台風、集中豪雨、竜巻と、まさに日本は災害列島となっております。

当町においても、いつこのような災害に巻き込まれるかもわかりません。また、当町は、町の中心部はゼロメートル地帯となっており、集中豪雨となれば町内の災害は免れません。町民の安心安全のためには、安全な避難所が必要だと考えております。

そこで、避難所についてのお伺いをいたします。先日、5月に行われた自治会長集会で、避難訓練のときに、自分たちの住んでいるところから、なぜ低い避難場所へ避難をしなければならぬのかと、こういう質問がございました。私も、この質問に対して、すごく違和感を感じたことがあります。私も全く同感に考えております。この質問にもあるように、災害によって、私は避難場所を変えていく必要があるのではないかと考えております。確かに、現在町内には23カ所の避難所が設けられております。全ての避難所が避難所として安全かという点、それはそうではないと思えます。特に、安全な避難所の問題では、避難所の耐震化があります。今、町内の避難所は23カ所となっておりますが、耐震化が未了の避難所が約30%あります。町民の安心安全を考えるならば、全ての避難所の耐震化を早急に進めていく必要があると考えられますが、今後の方針としてどのように考えているのかをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今年の夏の7月末の集中豪雨につきましては、きょうも午前中に、先ほどの提案理由の中でも触れさせていただきましたが、大変大きな爪痕を今も大きく残しております。関係する市町、そしてその住民の皆様には心からお見舞いを申し上げたいと思えますし、ま

た、町としてもできるだけ支援、協力はこれからもしていきたいというふうに考えております。人的な面でも、町の職員もいろいろ支援に動いていておりますので、この辺も踏まえて、我々もしっかりこれからも連携をとっていきたいと思っております。

さて、今ありましたように、平生町でそういった避難所のあり方ですが、御指摘のように、避難所は今、避難所マップで示しておりますのは23カ所ございます。しかし、それがじゃあ、全ての災害に対応できるかと、こういうことになりますと、あったように、雨が降るときにわざわざ低いほうに、あるいはまた、地震のときに耐震性のないところとか、そういうケースはやっぱり状況に応じて我々も判断をしていかなきゃいけないし、いつやらもありましたように、避難勧告を出しても、むしろ家におったほうが安全だと。避難をさせる途中で亡くなったりというようなケースも現実にあります。したがって、この辺は、できるだけ我々としても、地域で今、防災訓練等やっておりますが、そういう災害の状況を踏まえながら、身の安全安心を確保していくための、これはまずはお互いの自助努力、そして共助、公助ということになると思いますが、この辺は、状況判断をしっかり互いにできるように、訓練もしていかなければいけないというふうに思っております。

同時に、耐震性、あるとすればかなり大きな地震というのは、これからも我々も、今後想定をしておかなければいけないというふうに思っておりますが、耐震性は、今23カ所というふうに言いましたが、そのうちの17カ所が耐震性を有する施設ということで、今我々は判断をいたしております。残りにつきましても、これは今、町内のいろんな公民館やそういった多くの者が利用する施設については、町の耐震促進計画の中で、特定建築物という位置づけをして、これらの整備に、順次計画的に取り組んでいくということで取り組んでおりますし、学校の施設につきましても、これは学校の施設耐震化推進計画、これは平成18年につくっておるんですが、きょうも教育長のほうから紹介がありましたように71%、これで耐震化という話がございましたが、まだまだこれも計画的に財源を確保しながら進めていかなければいけないという状況でございますので、御指摘のように、これから本当に計画的にそういった公民館、コミュニティセンター、そして学校等、いわゆる公的な施設については、しっかり対応していけるように、その辺の整備については進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 先ほども少し触れさせてもらいましたが、災害にはいろいろな災害があると思います。地震、津波、集中豪雨、土砂災害、それぞれの災害に対し、避難場所も変わってくると思います。ただ町の建築物を避難所にして、これでは不十分ではないかと思えます。町民の安心安全を考えるならば、その時々災害に対し、例えば、集中豪雨の浸水の場合にはどういう経路で、どこに避難をするか、これがどこが望ましいかというようにきめ細かな対

策を講ずるべきだと考えます。この辺については、どのようにお考えか。よろしく願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今までいろんな災害のマップについては、土砂災害から始まって、先ほど御指摘ありましたように大きな水害等についても、水が出たときどうするかと。特に、この平生町の、このゼロメートル地帯の対応についても、関係者でマップを策定する過程で、これは、県も含めてみんなで協議をして策定をいたしますけれども、今のできてるやつについても、相当突っ込んだ議論をさせていただいて、例えば大雨が降っているときには川をまたがない、わざわざ川をまたいで学校の体育館とかに行くんじゃなしに、逆にそこで一番有効なところに行くよというふうなことで、近くにあってもそっちを通らないような避難ルートを選定をした経緯もあります。そういう議論をしてきた経緯も確かにあります。

そういうことで、今の災害のいろんなマップができておりますが、そういう議論を経てつくっておりますので、もう一度我々も、これが一度できあがったら、もうそれが全てということではありませぬし、十分状況により、またより良いものにしていくっていうのは、これは大事なことです。しっかりまた状況を踏まえて、見直しも必要であればしていかなきゃいけないというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 先日の全協でも報告がございましたが、これから防災会議をもって、地域防災計画をつくっていかれるようでございます。今、述べさせていただきましてことを考慮に入れられて、町民の安心安全に努力をしていかれるように要望をいたしまして、質問を終わります。

.....  
議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして、法定外公共物について質問をさせていただきます。

法定外公共物と言われても、一般の人は何のことだろうと思う人も多いと思います。こうした法定外公共物も町内にはたくさんあります。道路や河川などの公共物のうち、道路法、河川法が適用されない里道、水路、普通河川などに使用されている土地を法定外公共物と言われておりますが、こうしたところの管理は地元の人、自治会の人、農家の人等が管理を現在していますが、これから高齢化が進み、担い手もおらず管理できない状態となると思われます。

地方分権により、国から町に譲与されましたが、譲与されたのだから、その法定外公共物は町が所有者となり、当然、所有者である町が財産管理、機能管理は町がすべきだと思いますが、町

内全部を管理するには財政の厳しい中無理だと思いますが、せめて用途区域内の用水路、農道は町が主体となって管理できませんか。そして農道の中で利便性、有効活用できそうな農道は町道にして、インフラ整備をすべきではないでしょうか。

もともと農地というものは、個人の所有であっても集落全体の管理下にありました。これは水の確保や農道の管理は、集落全体で共同作業で行わないと、個別の農地を維持できなかったからです。

しかし、時代とともに農地持ちの非農家がふえ、農地は普通の土地と同じような意識、つまりどう利用しようと、どう処分しようと、所有者が耕作放棄しても個人の勝手ではないかという意見もあります。先祖代々という感覚も薄れ、多くの後継者が都会に出ていき、農業以外の仕事をする人がふえれば、農地まで手が回らなくなります。水田の場合、水路の管理が悪くなり、同じ水系にある農地全体の用水の流れが悪くなり、維持管理するにはコストがかかりすぎたりして耕作をやめてしまうのです。

これが、用途区域内であれば、中山間直接支払制度の利用とか圃場整備ができるのですが、こうしたこともできず、やはり町に助けを求めるようになりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 法定外公共物、特に今もありましたように昔からある里道、水路、いわゆる赤線、青線とこういうふうに言われてきたものでございますけれども、この辺のこの町が、今、一応管理等を行っているわけだから、町のほうで管理をしてほしいということであります。

今言われましたように、こうした農道、農水路に利用されてきた昔からのこうした赤線、青線につきましては、地域で本当に皆さんが共同利用、共同管理ということで、以前は、これは国有地だったんですが、地方分権ということで、今もありましたように、平成17年3月末までに市町村に譲与ということで、今、町とすれば一つは財産管理の事務、これは境界の確定事務等々、こういうものを管理していること。それから機能管理といまして、いろいろこの道路として、里道として、あるいは水路としての機能を維持していくために、いろいろ補修や修繕をしたりするという、いってみれば財産管理の事務と機能管理の事務、これを今担っておるという状況でございます。

そういうことで、今、町としてもいろんな災害復旧、あるいは農地の管理上どうしても必要だという整備については、地元の方や受益者の皆さんとの協議を踏まえて、必要な措置を今、町としてもとらせていただいておりますが、特にいろんな支援等についても、地元の自治会からいろいろ申請を受けて、機材の貸し出し、生コン、あるいは原材料支給等々、対応させていただいて、管理に必要な支援についてはさせていただいております。

ただ、この法定外のこうした公共物の管理条例、これは平成15年に本町も制定をいたしておりますが、その3条で「法定外公共物の利用者は、法定外公共物が町民の財産であることを念頭に置き、常に良好な状態で利用できるよう、その保全に努めるものとする」ということで、3条規定が入っております。法定外公共物の利用者がその保全に努めると、こういう規定を置いております。基本的にはこういったことを踏まえながら、法定外の道路、水路の管理は従来どおり地元の皆さんにより維持管理をお願いをしながら、先ほど言いましたように、必要な支援については町としても考えてまいります。原則はそういう形をお願いをしたいというふうに考えております。

ただ、そうは言いながらも、本当にこの高齢化、後継者不足というようなことで、適切な維持管理にいろいろと支障が生じておるケースもあります。これからの支援のあり方についても、改めて我々も検討していかなくちゃいけない、そういう今、時期に来ておるんだというふうに思います。参加と協働のまちづくりということで、今、取り組みを地域で進めようということにしておりますので、どういった具体的なこれから対応ができるのか、その辺の中で、これからこの問題についても皆さんと協議をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） 原則は受益者ということでございましたが、大野河田、天池付近の農地は洪水の防止の役目をしております。ダム役目をするにより、環境の便益を町民に提供しております。現在の用水路は土砂の堆積により、水の流れが大変悪くなっております。町も防災上の受益者であります。こうしたところの用水路は環境便益に対するお礼の意味を含めても、町がやはり管理することはできないでしょうか。お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町も同じく、こういった同じ責任を持つべきだというお話で、今までの歴史的な経緯を踏まえて、基本的には今まで申し上げましたように、地域の皆さんの本当にお世話をしていただいて管理をしていただいております。確かに、環境保全等々含めて公益的な機能、役割、こういうものもあるわけですから、こういうものをどうこれから確保していくのか、これは今、水路だけでなく農道も含めてそうですが、国のほうにおいても、今検討が進められております。これは我々は用途区域内というふうによく言うんですが、国のほうでは都市農地、都市部の農地というような言い方をしている都市農地で、こういった防災、景観上の問題、国土環境保全等、さまざまな公益的な機能を果たしてある。そこに着目をして、どうそれらを、ただ農業者だけの責任でそれはいいのかというのが、改めて今問われておりました。これは国のほうにおいても、今、検討会が設けられて議論が進められております。ぜひ、早期に整備が可能であるような形のものが出てくるように、我々としても要望していきたいというふうに思っております。

先ほども最初ありましたように、この農道を町道にして大型機械の搬入ができるようにというような話もありましたが、農道を町道にということについても、町道の場合は認定基準が、一定の認定基準がございますので、この辺も踏まえて、今、特にここだけをじゃあ町道にしようということにもなりませんので、これはまあ全体のこうした動きの中で、これから町道の認定というのは基準に沿って進めていくということになると思っております。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） 今言われた農道の件でございますが、今は町道としての要件はかかっていませんが、町道として要件がかなうように各区分を寄付採納していただくという約束を取りつけた農道については、町道としての要件がかなうまでは、町の道として管理することはできないでしょうか。

そして、要件がそろえば、いずれ町道認定すればよいと思うのでありますがいかがでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 建設課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 藤田建設課長。

建設課長（藤田 衛君） 農道を寄付採納して町道に認定できないかという御質問であったかと思えます。

御承知のように、町道というのは道路法が適用される道路でございます、その第2条において一般交通の用に供する道というふうにされております。それから、第8条の規定に基づいて、町議会の議決を経て町長が認定した路線ということになっているわけでございます。

認定の基準として、平生町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例、それから町道認定基準に関する取扱要綱等において定められておりまして、幅員4メートル以上であること、あるいは路線の起点終点が国道、県道、町道に接すること。それから、自動車の通行が可能であること等定められているところでございます。

当然、寄付採納を受けて町道の基準を満たしていれば、町道とすることも可能であるわけでございますけれど、多くの法定外の公共物は、幅員等において、この基準を満たしていないというような現状もあるわけでございまして、特定の農地の、いわゆる保全対策、荒廃対策のために、一般町道にして整備することは、少し難しいのではないかとこのように考えておるところでございます。以上です。

.....  
議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） それでは、通告書に従って質問させていただきます。

まず、一般廃棄物処理基本計画についてです。平成25年3月、平生町の一般廃棄物処理基本

計画が改定されました。この1ページにも書かれておりますが、持続可能な循環型社会の実現のためには、なるべくごみを出さず、適切にごみ処理を行うことで有用なものを資源として再利用し、資源の消費を抑えるなど環境の負担を少なくした社会をつくる必要があります。

この実現のためには、3R、リデュース、発生抑制です。リユース、再使用、リサイクル、再利用を守った活動が必要であります。しかしながら、現在イベントにおいて人口減少による人手不足や業務効率化等の理由により、使い捨て容器の使用がふえております。平生町の一般廃棄物処理基本計画にて、使い捨て商品についてどのような内容になっているかといいますと、第3章ごみ処理段階別処理方針の表の3の1の1の消費段階で留意すべき事項には、まず紙コップ、割り箸等使い捨て容器を購入しない、繰り返し使用できる容器入りの商品を購入する、詰め替え式商品を購入する、長く使用できるものを購入するとあります。これらのことに従い、年間の使い捨て容器を減らすことを考えれば、リユース食器を導入するべきであると思います。

平生町の体育館倉庫には、キャンプ用品としてプラスチックの深皿140個、浅皿130個などがあります。これらをイベント等でリユース食器として活用できませんでしょうか。また、カップなどはないので、足りない分は町のほうで購入できませんでしょうか。御答弁のほうよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） リユース食器の導入に向けてということで、使い捨て容器を削減をしていくために、本町の一般廃棄物処理基本計画、これに基づいて、そうした方針を掲げておるのだからちゃんとやれと、こういうことだと思います。

今、体育館のお皿の話とかありましたので、ちょっと現状について町民課長のほうから、現状のまず、先に報告をさせていただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） 先ほどの御質問で、体育館のほうにプラスチック容器、深皿が140、浅皿が130個ほど保管してございます。実は、このお皿というのが、十数年前に学校給食で使っていたもので、例えば昔の給食の容器のプラスチック容器というのは、メラニンとかホルムアルデヒド、そういったものが、それは発がん性物質なんですけど、そういったものが流出されて、学校給食では、もう使用はできないということで、学校のほうでは、ここ数年間いろいろそういうものを買いかえしたりしております。

ですから、そういった古いプラスチック容器を使用することは、衛生上問題もございませう。ということで、その分については、使用については、ちょっと制限せざるを得ないというところでございます。（97ページに訂正発言あり）

あと、どんぶりの陶器の数でございませうが、公民館、中央公民館、大野、曾根、佐賀につきま

しては、248個の陶器があります。中央公民館と曾根公民館と、あと宇佐木、豎ヶ浜につきましては、陶器のどんぶりを利用してうどんを提供しておりますが、大野のほうは、70個保有はしておるんですけど、実は今年度、そのスタッフがちょっと減少いたしまして、その関係で発泡スチロールを使用せざるを得ない状況になってきております。佐賀には11個しかございませんので、発泡スチロールを使用しておりますけど、総数で248ございますので、お互いに相互利用すれば各公民館まつりのほうでは、陶器でのうどんの提供というものが可能であろうと思います。

要は、問題は、スタッフの確保をすることが大事なことでありまして、当然、協働のまちづくりというものをやっておりますけども、それも公民館単位でやるっていうことならば、食推さんだけに任せず、地元の方も一緒になってそういったところでお手伝いしていただければ、スタッフの確保もできるのではないかというふうに思いますし、ただあと大量に一度につくらないといけない、駅伝とか、ファミリースポーツ大会、駅伝は700から800程度のうどんを提供します。しかも、閉会式が始まる前までに、短時間にそれを提供しなきゃいけないということもございまして、皆さん御経験あると思いますけど、長蛇の列で、皆さんうどんの提供を待ってるような状況でございますので。どうしても、それも食推さんのほうにお願いをしてやっておりますけど、やはり、それだけの700以上のものをやるとなると、どうしても洗浄という作業も入ってきます。その関係で、どうしても大量に提供するイベントについては、発泡スチロール系の容器を使用せざるを得ないのかなというふうに思ってますし、ただ、今先ほどございましたように、今回の廃棄物処理計画の中に、先ほど言われました第3章の前ページ、20ページには、今現在、可燃ごみとして収集しておりますプラスチックとか発泡スチロール、それを今度は再資源化、リサイクル品として収集をしていこうと。これも田布施と熊南総合事務組合と協議をして、やっぱり当然ながら、そういったものを、再資源化をしていこうという計画をしておりますので、そうなるリユース食器で使う部分と、発泡スチロールを使っても、今度これをリサイクルに回せるということでございまして、無駄のない町行事のものができると思っております。

割り箸を当然使っておりますが、これは回収して、最終的には永大産業のほうに持って行ってチップ化をして、合板の材料として使用していただいておりますので、将来的にはリユースとリサイクルと、そちらのほうに移行していこうというふうに思っております。

現在、県内で、もう既に19団体のうち12団体がプラスチック容器の収集をしております。実は3町だけはまだやってないわけですけど、その3町の中に、平生と田布施と上関がまだ未実施ということで、これはもうそんなに時間をかけてやる必要はないと。既に実施をしているところの自治体が非常に多くございますので、そのあたりのノウハウを聞きながら、平生町のほうもプラスチック系ごみ、発泡スチロールも再資源化ができますので、そういった方向でやっていき

たいというように思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後 1 時からといたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。松本武士議員。

議員（1 番 松本 武士君） 御答弁ありがとうございました。

町民課長の言われた内容ですが、体育館に置いてあるプラスチックの容器が給食で使えないということで、今、キャンプをやる方に対して貸し出しているということで、その程度の使用にとどめておいたほうがいいということで使われているんだと思います。それだとちょっと、何回も使い回すっていう感じのものに使うのはちょっと難しいのかなと思いました。

また、公民館の中でも使っているとこと使ってないところがあるということで、まあそこら辺は、248 個あるということで、相互利用をしてもらえるように呼びかけてもらえれば何とか、使い捨て容器じゃなくできるのかなと思いましたので、そちらのほうはお願いします。

あと、駅伝等で短時間に 700 個をさばかなければならないというのはちょっと、あれなんですけど、しかし、また一般廃棄物処理基本計画に戻るんですが、この中で、方針として、先ほども言いましたけど、紙コップ、割り箸等の使い捨て商品を購入しないということを住民の方々に PR する。そして指導に努めますと書いてあるんですね。で、数が多いから使い捨て容器にいきなりしてもいいですというのはちょっと違うんじゃないかなと思うんですね。

これ、東京都中野区のやつなんですけど、地域のお祭りでリユース食器を使用してみませんかということで PR をしております。対象が区内の自治会長、学校、NPO 等に組織する団体等が開催するイベントで、リユース食器を使用して、延べ 100 個以上の飲食物を提供するイベントとなっております。内容が、NPO 法人が貸し出しをしているリユース食器借用にかかる費用の 2 分の 1、限度額 2 万円を補助しますとなっております。こういう補助金を充ててリユース食器を使うように、そういう、大量に必要なときは補助しますからやっってくださいと呼びかけるべきではないんですかね。いきなり 700 個も必要で、大変だからもう使っていいですよっていうんじゃないくて、なるべくごみが出ないようにやっていくんじゃないですか。いきなりもう、しょうがないですね、使い捨てでいいですよというんじゃないくて、こういうものがあるんですから、リユース食器をレンタルできるんですから、こういうものを使う方向でいったらどうですか。

あと、もう一つあるんですが、とりあえずその件で、その点をちょっとお聞きしたいんですけど、今課長の言われたことが、この方針と違ってないですか。毎日の生活の中で、ごみを出さない暮らしを心がけてけてもらうように町民の方をお願いするんじゃないんですか。そこら辺、町

長のお考えをお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） おっしゃるとおり、できるだけそういう可燃性のゴミを減らしていこうと。で、これは今おっしゃった第3章3の1の1っていうのは、消費の段階で、物を買うときの段階で気をつけるべき事項としてこれ掲げられてる。どんどん消費をしていきましょうというんじゃないし、消費者もそう、役場もそうですが、物を消費、商品購入の段階で留意すべき事項としてここに掲げてあります。だから、それはそれで、こういうできるだけ紙コップや割り箸等の使い捨て商品を購入しないと、こう書いてあるように。で、このことと、今言う、いわゆるゴミ処理の量を減らしていきましょうということは、これはこれでやっぱりやっていかなきゃいけないし、買う段階もそういう物をできるだけ減らしていきましょうと、こういう趣旨ですから、このことは御理解をお願いしたいと思いますし、発泡スチロールで、今言いましたように、これもこれからは、プラスチックのそういう処理を入れていけば、これも再資源として活用できますよということも今、ただ、今、燃やしたるわけですから、だからそれは再資源として、これもいずれそういう早く熊南のほうで話し合いをして再資源化にしていこうと、3Rを具体的に実践をしていこうと。こういうことで、今、これからまた協議も進めていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 3Rなんですけど、だから3Rにも段階があると思うんですよ。まず、ゴミを出さないことが必要だと思うんですよ。そうすれば、その後のリサイクルとかそういうことにはならないんですよ。ゴミを出さないというのが一番最初に来て、その後リサイクル。どうしても使い回しも、廃棄しなきゃいけないとかそういう段階だったらリサイクルという面になるわけで、それをちょっと無視しているというか、そういう点をもっと重視しなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよ。こういう考えないんですかねと、ちょっと思うんですけど。ゴミが、その使い捨て容器が出てしまったら、それをまた持っていく費用や、ゴミ袋も出るんですから、リユース食器のほうが絶対いいと思うんですよ。そこら辺をもう一度、そこら辺どうなんですかね、その順番があると思うんですけど。そこら辺の認識をちょっとお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町民課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） そうですね、3Rの中にはリデュースとリサイクル、リユースとあります。まあ、リデュースっていうのは、先ほど言われたように、ゴミの排出を抑制しようとい

う動きでございまして、当然ながら、その可燃ごみ、多くは可燃ごみになると思いますが、可燃ごみを削減を、抑制をしていこうと。そして、そのかわり、今、資源ごみとして再資源化にも寄与していこうと、ふやしていこうと。どうしても紙コップ、割り箸等の使い捨ての商品を購入される方も当然いらっしゃると思いますので、ここに掲げて、消費段階で留意すべき事項についてはですね、町の広報で、まだPRはしてございませんけど、来年度新しいまたごみカレンダーが出ますので、その中で注意事項として、町民、住民の方々に呼びかけをしていこうというふうには思っていますし、割り箸につきましては、各公民館でも割り箸の回収というのをやっております。それも燃やすのではなくて、最終的には町民課のほうで回収をして、永大産業のほうに持って行って、チップ化して、それは合板の原材料となっておりますので。紙コップについてはですね、紙コップは、リサイクルは非常に難しいと思いますが、ただ、今、紙製品、新聞とか広告とかそういったものを資源ごみとして回収をしておりますので、この紙コップというものもですね、これは紙商品ですから、熊南環境と協議をしてみないとはいっきりしたことは言えませんが、それもリサイクルとして活用できるならば、リサイクルのその紙製品として、資源ごみとしての回収というものも検討をしていきたいというふうには思っています。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） リユース食器を……（発言する者あり）済ませません。じゃあ、次の質問に移ります。

次の質問は、平生町町民発電所の設立についてです。熊本県がエネルギーの地産地消のため熊本県民発電所をつくらうと検討委員会をつくりました。県民から出資を募り、太陽光などによる発電事業を展開し、民間が主体となって事業会社を設立し、県民ファンドをつくり、事業を運営、売電収入から出資者へ分配金を支払う仕組みのようです。得られた利益の一部が地元還元するような仕組みも考えているようです。2013年度内に事業会社の設立を目指しています。

平生町は第四次平生町総合計画の中で、公共施設への太陽光導入件数を平成27年度までに10件にすると目標を立てております。現在の件数は何件でしょうか。平成27年度までに、目標に達成できるんでしょうか。この目標になるべく近づけるために、平生町でも学識経験者、経済団体、金融機関、市民団体と協力しファンドをつくり、平生町民発電所検討委員会をつくってはいかがでしょうか。

よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ちょっと先ほど、太陽光の現状についてということがありましたので、担当の総合政策課長のほうから現状について答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたしたいと思います。

松本議員の御質問にございました第四次総合計画の中の基本計画で、公共施設への太陽光発電の設置を、現状3基を平成27年度には10カ所にとということでございます。

現状は、現在、役場の庁舎にまず1カ所ございます。それと平生小学校と佐賀小学校、計3カ所設置済みでございます。平成27年度には基本計画上では10カ所ということで、学校施設や公民館等で設置可能な場所について設置を予定したいということで、計画の策定段階では予定をしておるところです。以上です。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 第四次平生町総合計画ができたときから変わってないということなんですが、10件という目標は、何でこんな大きな目標を立てて、今現在、何でできてないのかというところをちょっと知りたいので、そこら辺の説明をぜひお願いします。

それでこの、今2012年7月から導入された固定価格買取制度により、しっかりした事業計画を立てれば、ほぼ確実に収益を生み出せる状態になったと思います。これらのことは平生町もメガソーラーが4カ所はできていることからわかります。

しかし、この制度の目的は、これまでの集中型一方方向のエネルギーシステムから分散型双方方向のエネルギーシステムに転換する点にあります。また、売電事業を通して、各地域に新たな所得と雇用を生み出すことも大事な点であります。大手企業は、メガソーラーを発電、電気を大都市に送るだけなら、売電収入が地域から吸い取られて企業の本社に吸収され、地元には固定資産税以外には所得も雇用も発生しないというのでは、この制度のポテンシャルが十分に生かし切れているとは言えません。

それで、平生町のほうでも、ファンドをつくってやってみたらどうかという御提案なんですが、以前、平生町地域新エネルギービジョンというのを出されたと思いますが、この中でも検討をされてると思うんですよ。もうだから、検討をされててもう、町長の頭にはやりたいという思いでいっぱいだと思うんですが、なぜできないのかという、先ほどの質問にありました「なぜやらないのか」と。固定価格買い取り制度になって売電価格も上がったのに、それでもう、出資したい人は多分、平生町の中に大勢いると思うんですよ。

先ほどの平生中の運動会で校長先生が最後に「平生の風車は、みんなのシンボルだ」と言われてたんですが、そういう、シンボルって言えるほど、ああいう公の場で言えるほど町民にとって、そういう自然エネルギーは身近なものだと思うんで、関心が多い方は多いと思うんですよ。そういう方に呼びかければ、すぐに出資金も集まると思うんですが、町長のお考えを、ファンドについてどう思っているのかお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 熊本県の例を引きながら、ファンド、官民協力でファンドを設立をして売電で得られた利益を地元へ還元できればという、まあ一つのシステムを構築してはいかかという事でございます。

今、新エネルギービジョンのときの策定を平成18年と19年に、19年はバイオマス発電、竹林バイオマスを中心に検討し、18年の時は新エネルギービジョンということで、いろんなファンドにつきましても、当時は市民風車の導入をできないかということでいろんな検討をさせていただいて、ファンドのスキームもいろいろ検討した経緯があります。

当時は、今ありましたように、今の固定価格買い取り制度ではありませんで、RPS法が適用されていたときで、これ、単価の問題もありますけども、いろんなメンテナンスからイニシャルコストは当然であります、ランニングコスト、それから資格者の問題、それから、風車を、例えばドイツから羽を持って来る。じゃあ、そのメンテナンスを誰がどう管理していくのか。ファンドについても、言うちゃったら協力しますよというのは、それはあるかも知れん、じゃあ、具体的にどういう形で、誰が責任を持ってそのファンドを運用して行って、利益をきちっと皆さんの手元にお届けできるのかということも含めて検討すべきことが余りにも多くあって、なかなか現実には手がつけられんということで、民間主体で今の風力が7基という形になった経緯があります。

今、新しい、いろんな状況も変化をしてきておりますので、この辺のいろんな動向等につきましても、今メガソーラーもありましたように4基という、きょう報告をしましたけれども、これもいわゆる固定資産税ということで、おっしゃるように町民へどう利益を還元をしていくのかという部分でこれからどういうふうに考えていったらいいのか、これは、まあ一つの大きな課題だと思っております。だからやっぱり、いろんな状況等十分検討しながら、これからは調査あるいはまた検討しながら、研究しながら取り組みを進めていけたらというふうに思っております。

風力というのはやっぱりそれなりの限界、恐らく、やれば太陽光、これも今さっき公的施設というのを言いましたが、相当やっぱり規模の太陽光でないとなかなか具体化できないんじゃないか、そうすると一体じゃあどの程度の、場所はどこでどういうふうに行っていくのかということが大変大きな課題になってこようかというふうに思っておりますので、この辺は十分、今までのそういった新エネルギービジョンの検討結果を踏まえて、そういうものを参考にしながら、これから将来にまた生かしていける道があれば、しっかり検討をこれからはしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 検討してる道があれば検討したいということなんですが、私の情報なんですが、県内でちょっと、そういうファンドをつくって出資を募ろうとしている方がいらっしゃるんですけど、そういう方がもし協力してくれるっていう話になれば、町長としては、そ

の話にのってみるという考えはありますか、話だけ聞いてみると。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 具体的な話を聞いておりませんので、何ともお答えのしようがありません。質問への答弁ちゅうことになりませんが、そういう今の状況であります。

.....  
議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは、質問させていただきます。1として、山田町長の町政運営について。一つ、行政機構改革の考えについて。今、国や民間企業には、年金支給まで雇用を義務及び奨励していろいろ指導をしています。平生町の厳しい財政で、高校出て40年、短大が38年、大卒で36年とそれぞれ優秀な町職員を、そして育てた人材を早期退職させず、適材適所で長い間築いた知識と技術を町運営及び町職員の人材育成に活用し、時代に逆行している早期退職制度の廃止の考えはないのですか。

これは相手があることですので、これらを考慮して町長の考えをお聞かせしてください。一応参考としてですね、町で一応出している定年退職者、そして勧奨退職そして普通退職、その他といろいろ出てます。それで勧奨の退職という漢字で、勧奨というのを辞書で引いたら「したほうがいいと言って勧めること」って書いてあるんですよ。これが早期退職かなと。そして、広報のあれには一応、定年退職、早期退職、普通退職と一応書かれています。そして19年から21年まで定年退職者が4人、早期退職者が8人です。こういうことを考えて町長の考えをお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町の職員の早期退職制度ということでございますが、いわゆる退職勧奨にかかわるものというふうにとめております。退職勧奨の制度につきましてですが、いわゆる我々が、今実施しておりますのは、毎年この8月から9月にかけて、勤続25年以上50歳以上の職員に対して、いわゆる個別にヒアリングを行っておるんですが、これは退職を勧めるという中身ではありませんで、いわゆるそれぞれ個人の今後のライフプランを聞かせていただく、確認をすると、こういう中身になっております。いわゆる肩たたきのものではないと、あくまでも私たちは本人の意思を最大限尊重しながら、ライフプランが選択できるように、職員ですね。そういう意味において、こうした今のヒアリングを実施をさせていただいておることとでございます。

今までもありましたように退職勧奨で退職をされた方も過去5年間で13名ということになっております。あくまでも本人の意思を尊重しながら、そうした、この、いわゆる人生の、そうした歩んでいく道を広げる意味でも、我々は、それを受けとめていこうということとありますから、

これはこれとして、制度はこれから継続をしまいたいというふうに思っております。ただ、今おっしゃるように雇用と、これから年金のギャップといいますが、年金支給年齢まで雇用を義務化しようという動きがあるわけでありまして、大変重要な問題だというふうに受けとめておりまして、定年後も一定期間、勤務ができる再任用の制度について、その条例を、平成13年に再任用の条例を制定をいたしております。引き続き再任はできるんでありますけれども、こういったことも含めて職員には説明をさせていただいております。ただ、再任用で60歳を超えて今65歳までということになってはいますが、じゃあやろうというのはまだ今までありませんけれども、御指摘のように長年培ってこられた経験とか知識とかこういうものが生かしていける、そういう一つ、ことができるのであれば、可能な限りそうした配慮もしていかなければいけないというふうに思っております。あくまでも、本人のそうした主体的な意思を尊重しながら我々是对応させていただいておるということを御理解をお願いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 久保 俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応、それは相手があることなんですけどね。一応、私としては人は宝やどうじゃとか言われますよね。それで、極端に言ったら、人材ちゅうても、いろいろ調べると4種類の人材があるわね。「人罪」、人の罪と書いて、実績もないし、成長も期待できない、職場にとっては害ですと。それに「人在」、在るちゅう字かな。これはおってもおらんでも害にはならん。それで、第3の「人材」がこれから成長する人。それで僕が言うのは第4の「人財」で、極端に言ったら、実績もあり成長が期待され、また、職場の財産ともいえる人なんです。これらの人がその第3の人材のために指導したり、頑張ってくれんかと、そういう気持ちもあるんですよ。

だから、私もなんですけど、私も本当四十何年の長い間、会社に勤めておりました。やはり、やめると言えば、みんなさみしいんですよ、はっきり言って。だから、僕もサラリーマン、やっぱり町職員の方もサラリーマンなんです。役場があって、会社があって自分の今があるんですよ。だから、それをあえてね、途中でね、いくら家庭の事情は、本当にあるかないかそれははっきりわかりません。しかし、本人が早期退職された場合は、失業保険、僕ら失業保険ありましたが町職員さん失業保険ほとんどないと思います。で、年金支給まで5年以上かかります。ということは本当、収入は完全にゼロなんです。だから、それまでして家庭の事情で本当にやめるんかなと。僕はそれが疑問なんです。はっきり言って。だから、そういう定年の前に、そういう人らの人材を生かせるために適材適所にその配置して、そういうことができませんかという考えなんです。だから、そういうすばらしい人材をうまく活用していくことが、極端に言ったら、平生町のためにもなるんです。せつかく40年近く育てた人間なんです。だから、先ほど町長も、そりゃ言われますよね、そりゃあ、相手のこともあるんじゃ。そりゃ相手もあるけど、極

端言ったら、そういう制度があるからみんな勧奨して、そういうするんじゃないかなと。だから、平生町を本当に愛するんやったら、極端に言ったら、皆さん本当、定年60歳までおるし、ほいで先ほど町長が言われたように、65歳まで、年金支給まで、その、なんちゅうか雇用しようかっていう考えをちらほら、ちょっと言われましたけど、単純に早くやめた人は、そういうこと手挙げてきませんよ。60歳まで定年でおった人やったら、必ずそういう臨時な雇用は来ると思います。僕らの会社でもそうやけど、途中でやめた人なんか、そういう会社のために、年金もらうまでの年齢では、臨時で仕事する人っていうのはいません。はっきり言うて。だから、極端に言ったら、そういう、今後その年金のもらうまでね、雇用どうじゃこうじゃと、そういう考えがあるんやたらね、こういう世の中に逆行するようなあんなのをね、そりゃあ町長1人で変えられるわけがない、組合もあるんじゃから、だからそういう話し合いをしたり、極端に言ったら、今言うように、個人のあれでそういうことがあったと、それだったら、そういうのを総務でもどこでもいいから単純に、この人が早期退職した、本当家庭の事情で頑張っちゃうのに、何しよらんかと、そういう追跡調査は、僕はしてもいいと思う。それを今後の資料や参考にして、そういう組織改善、行政改革いろいろ改善をやるのも一つのあれだと思いますけど。これに関して、町長、考えどうですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほども申し上げましたように、再任用制度については、こういう制度があつてこうですよというのも周知ができております。本人も希望があれば、我々も、それは相談にのって対応していくということで、我々は、言いましたように本人の意思を尊重しながら、そして家庭のこととか、プライバシーにどこまで我々が関与できるかという問題もありますけれども、本人の意思を尊重しながら、本当に能力を発揮をしてやろうという意思があれば、これはこれで受けとめて我々もいきます。そういう制度もあるわけですから、我々が、その今、退職勧奨でどんどん「はい、おやめください」とこういうふうな肩たたきをやっとるわけではありませぬ。あくまでも、しっかりその辺のライフプランについてお互いに協議をさせていただいておるということでございますので、御心配ないようにお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それならね、今町長が肩たたきしてないと、そういうふうな個人の意思でやめたと。ということは、それやたらね、新入社員の募集でも若干名じゃなしに、極端言ったら、定年退職でやめた人数が3人やたら3人で募集するんが筋と思う。若干名ちゅうことは、早期退職いろんな人がおるから発表できんから、その分も僕は取り入れとらんかなという考えもあるんですよ。だから、極端に言ったら、町行政もそういうその早期退職制度もあるし、そういう勧奨退職がある。そういうので認めたちゅうことは、それだけ人材は要らんちゅうこと

でしょう。きつい言葉じゃけど。だからあくまでも、今までずっと新入社員の採用見とつても、若干名若干名じゃなしに、本当にあれやったら、それだけ普通定年退職の人の人数でいくのが筋じゃないですか。これに対して、町長、お考えをお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 定数は定数としてありまして、本人の意思をあくまでも尊重しながら対応させていただいておるといことです。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） わかりました。

その次行きます。平生町の再生について、町の活性化についてということで。一応、この前町財政の健全化判断比率で厳しい財政の中から年々控除して、今年度から地方債の発行の許可団体から脱出できましたということは報告されました。平生町もやればできるんだなと思ってるんですけど、その町の活性化は、私自身なかなか目に見えてこないし、実感もないんです。

私自身も、平生町に来て来年で45年になります。来たときには、町のどこ行っても、行事に参加しても、いろんな活気がありました、はっきり言って。そして、そのような昔の平生町に活気を取り戻せないかということで、町の活性化の柱として何か目標を掲げて、町民みんなでも昔の平生町に近づけるような考えはないかということなんです。昨年ちょっと企業祭で、僕も見ましたが、ちょっとは活気が見えたなという感じもします。だからそういう感じでね、今後そういうふうには平生町を再生するために何か考えはあるんかと。

それと、これでもそうなんです、**「人口の減少や少子高齢化社会に対する、県は、各市町と連携してコンパクトなまちづくりを築きます」**って書いてあるんですよ。今回は柳井、山陽小野田、光、そしてこれも、他の市町も手を挙げてほしいと、いろいろ書かれています。だから、こういういろんな資料がどんどん出てきよるのにね、こういうのを活用して町の活性化をする考えがあるか、この2点のことをお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 前段で財政の健全化比率についての御指摘がありました。実質公債費比率、きょう、先ほども報告しましたが、17.7%に改善をしたという報告をさせていただきました。ただ、それはそれでいいんですが、喜ばしいことではありますが、同時に、きょうも先ほどありましたように、経常収支比率が逆に91.4という格好で伸びてきておりまして、ある意味財政の硬直化というのはやっぱり進行しておると。だから、そういう意味で財政健全化まだまだ道半ばというふうに思っておりまして、引き続き、持続可能な財政基盤の確立に向けて努力をしていかなければいけないというふうに考えているところであります。

そこで、平生町の活性化に向けてということで、今、御指摘をいただきました。議員が平生に

来られて45年という、今お話でしたが、この平生町もそうですが、日本全体あるいは山口県もそうですが、当時の昭和40年、45年当時から今日にかけて、社会経済情勢というのは、まさに劇的に変化をしてきたというふうに思っております。人口こそ、当時、今ちょっと手元に当時の資料と今のを比較しておるんですが、人口は、当時が1万3,362人、途中で1万5,000人ぐらいまでいって、また今1万3,000人切る段階にきておるという状況の中で、特に、高齢人口が、当時は11%であったのが、今や三〇数%、3倍。いわゆる生産年齢人口も下がって、かなり就業全体で見ても大分減ってきておる。特に年少人口、子供たちですね。14歳までは本当に半減をいたしております。

特に、またそうした人口状況の中で産業構造も、平生町の場合は、当時が1次産業、当時大方39%、4割近くありました。それが今0.6%です。これは就業人口の比率です。就業人口の割合の中で、第1次産業。第2次産業は当時22%、途中で40%ぐらいまで、これ昭和50年から55年ぐらいは、第2次産業で製造業とか工場働いておる方々が約4割、今それが30%。第3次産業は当時39%で今63%。

したがって、我々、当時はまだ平生もここ町筋が、だーっとですね、それこそ桜町から西浜まで商店街がありました。本当にこの地域で、いわゆる経済が、私はやっぱ、あの当時は経済が地域で循環してたんだと、それで地域のそれぞれがみんなお店とか、それぞれがみんなやっていた。で、いろんな種類の家業をやっておられた方々。今は大型店になりまして、それにマイカー時代といえますか車で買い物に行く、遠くに行く、駐車場が要る、大きな設備がいる、ずいぶん様相も劇的に変わってきたと。

こういう中で、それがいいとか悪いとかじゃなしに、それは、みんな消費者なり国民が選んできた道ですから、問題はそういう状況の中で、じゃあ、どうやっていくのかということになると、今も申し上げましたように、かなりこの産業間の比率も変化をしてきた。そういったところから、一つの産業間の交流とかお互いの結びつきをもう一回見直そうと。そういうような背景がある中で、産業まつりは開催をさせていただきました。交流と連携ということが一つの大きなキーワードになっておりますけど、新たなそういうものを通じて、にぎわいとつながりを、人間としてのつながりを、人間同士のつながりを見直していこうと、こういうことで、私は産業まつり、とりわけ実行委員会等を見て、みんな若い人たちが頑張っておる姿を見ますと、これはやっぱりまだまだ今から地域の本当にこの将来のことを思うと、こうした人たちが思いきって活躍できる場を我々もしっかりバックアップしていかなくちゃいけないなということを改めて今感じております。

だからこういう、やっぱりその派手なことにはならんにしても、地道ではあっても、こういう取り組みがお互いの産業間の元気をもう一度生み出していけるような、商工会あたりでも農商工連携っていうのを今よく言われます。そういう流れをしっかりとこれからもつくっていけたら、こ

れがまた一つの活性化への流れになるのではないかというふうに思っております。

それから、第四次総合計画の中でいろんな、まあいつも、これで活性化するんかということで御指摘をいただいておりますが、第四次計画の具体的な目標に向かって、着実に取り組みを進めていくということが、総論でいえば、これからの平生町の歩いていくべき道だというふうに思いますし、今、コンパクトシティの話も出ておりましたけれども、こういう、我々として取り込んでいけるような施策や指針というのは、しっかり研究しながら、これからも取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応、今言われたように産業祭などを起爆剤としとくという感じなんですね。それはわかります。平生町には自然エネルギー風力発電所が7基。そして、今、先ほどから言われるメガソーラーが4カ所ありますよね。極端に言ったら、これらを利用して町の活性化の考えはないかということで、極端に言ったら、メガソーラーか、田名交流館あそこの卑弥呼の像、そして室津スカイラインや風力発電所、大星山、それで平生特産品センターそういう観光ルート、そういうのを整備していく考えないかと。これらの整備にかかる金にしても、先ほどから言われているメガソーラや風力発電所の固定資産税を、どういうふうにご利用しようかと今いろいろ言われていました。だから、極端言うたら、これを平生町の活性化のために、平生町はこういうそのルートで、こういう資源豊かなあれがありますよと、そういうのにどんどんあれしてもらいたいんです。そういう考えがあるかということと、それで、一応平生町にね、いろんな財産と言えば財産なんですけど、土地や山林がありますよね。それで、先ほど松本議員が言われたように、メガソーラーどうじゃこうじゃ言われる。だからそういうところにね、金をかけて管理するんじゃなしに、金を生むようなことも考えてもらいたいわけ。極端に言ったら、こういうことやったらこれだけ利益が出ますよと。単純に、今やったら、ただ維持管理の管理費だけでそのままずっと眠るとと。これも一つの平生町の財政の中で活性化させようと思ったらせられる部分だと思います。

そして、今、いろいろまちづくり、いろんな活性化どうのこうの言われましたけど、最終的に私いつも思うのは、審議会、協議会いろんな委員会ってありますよね。そういう中で、こういう話が実際にちらほら出てくるんかと。ほいで、先ほどコンパクトのどうじゃこうじゃ言われました。そういう話もある程度こういういろんな、「平生町のためにこうする」「今自然エネルギーこうなっちゃう」「おう、平生町何か考えるか」そういう話が雑談でもいい、そして、中身あれと違うんでもね、そういうのが実際出てきてるかっていう、それも疑問もあるんですよ。単純に審議会、協議会、委員会あるから年に一遍開こう、月に一遍開こうと、そういう考えじゃないかと、私はそう思うとるんです。はっきり言って。

そして、極端に言うたら、この日出町ね。日出町なんか、土地があいた所に、町がきれいに整地して、年間、畑貸しとるんです。これは一応、利用状況見よったら、営利目的の作物栽培はできません。野菜、草花などの栽培のみで長年にわたる栽培はできません。ごみは各自でお持ち帰りください。そして、園内の設備としては、ただ水道と駐車場がありますよと。トイレはありませんと。そういう簡単なことで、極端に言ったら、あいてある土地を1年間契約で町民に貸しとるんです。だから、極端に言ったらね、ただ眠らせとくんじゃなしに、そういうものをどんどん、金はそりゃかかるかもわからんけど、そういうのを結局金かかって僕はいいいと思います。単純に、何もせんやったら、毎年の維持管理費がかかるんじゃから、放っとくわけにいかんわけでしょう。だから、そういうあれでどんどん開発して、町民のために貸し出して活性化、これも一つの活性化と思います。だから、そういう考えがあるか。ちょっと町長お聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 活性化に向けて、いろんな地域資源をどう生かしていくのかということだろうと思います。観光資源の話も先ほどありましたけれども、町として、本当に改めて平生町が、今から外に向けて発信をしていく場合に、何を中心に、何を売り物にしてやっていくのかというのは、常に問われてくることだと思っております。そういった意味では、長くいろいろなあれもこれも、あれもこれもっていうのも、聞くほうも大変ですから、ぱっぱって言ってわかるようなキャッチフレーズなりなんなり、そういうものをこれから考えて、今もう一度、ファンクラブの再編等も、今、いろいろ協議を進めておりますんで、そういったいわゆる人的なネットワークをしっかりと、まずつくり上げていく。この辺をもう一度、原点に帰って、我々としても取り組みを進めていって、平生のいいところをしっかりと伸ばしていきながら、地域の資源も活用して活性化につなげていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応、町長それで自然エネルギーと、平生町の自然を大事にして、そういうあれで一応やってください。

それと、この前8月21日に、柳井広域でちょっと研修会があったんですよ。そして、僕としても、極端に言ったら、こういう再生のためには町職員の勉強もどんどんやってもらいたいわけ。やはり町職員も変わらんことには前に進まんわけ。同じもうマンネリ化や古い考えばかり持っても意味がないわけやから。だんだんだんだん新しい時代、それで、そういう時代に即応できるように、私たちも勉強しますけど、町職員もどんどん勉強さしてもらいたいわけ。そういうあれで、一応この前ちょっと海士町のいろいろ話聞いたね。そして、その海士町に関しても、そういう県や国等の補助金などをうまく利用してやってるような話もされたんですよ。だから、そういうあれで平生町にも、そういういろんな補助金、平生町をミックスしたような、ひもつきじゃ

ないような補助金がいろいろね。そういうのを本当に平生町の職員さんが考えたりデータを集めているんか。だから、極端に言ったら、何でも、このコンパクトのもそうやけど、極端に言ったら、もう数がふえたらもうだめですよ、そやから、後から手を挙げたらもうどうしようもないわけ。予算にも限度があるんじやから。だから、そういう情報をどんどんどん、前々に集めてもらいたいわけですよ。そのためにも町職員さんにも勉強してもらいたいわけ。だから、昔の考えをもう捨ててもらって、新しい考えでどんどんやってもらいたいわけ、はっきり言って。だから、そのためにもそういう外部の研修へいろいろ職員を出す。恐らく今も出されていると思うんですけど、出した、相手を呼んでそういう勉強会を開いて、町職員の意識改革をして、平生町の再生のためにする考えはあるんかな。

一応参考として、島根県の海士町は、この前言われたのは、研修に来たら一人頭3,000円と言われました。一人頭3,000円要りますよと。それで、僕も実際も話を聞いたんですけど、話と、やっぱり現場で見たものと、なかなか中身が違うんですよ。だから、いろいろな話を聞いて、また、現場にいろいろ行って、そういう派遣、いろいろ厳しい財政の中ですけど、町職員もそういう勉強させてもらいたいわけ。それがプラスアルファで平生町のなったら、恐らくみんな不服も何も言わんと思います。だからそういうふうに、もし町長の考えで、それなら海士町に行かせようかと、そういうことがあったら、私もお供しますのでよろしくお願いします。それで、ちょっと考えをお聞かせください。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時10分といたします。

午後1時48分休憩

.....  
午後2時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどから、いろいろ職員の人材育成、人材の活用について、御質問いただいておりますが、やっぱり大きな、町にとりましても職員は財産ですから、しっかり、今も研修は適宜行ってありますし、外部に派遣をしたり、また、外部から講師を呼んで研修を実施したり、職員みずからも講師になって研修会を開催をしたり、いろんなケースがありますけれども、切磋琢磨して勉強してやっていただくということをお願いしております。特に、以前は、政策力、企画力、こういうものを持てるような職員の取り組みというのをやったこともありますけれども、常に問題意識を持って、それぞれ所管のところへ配属をされますけれども、その中で問題意識を常に持って、どうすればよりよい方向で、住民の皆さんと仕事ができるか考えてもらうように、常に私のほうからも指摘をさせていただいておりますけれども、十分これから、そういっ

た職員のやる気、あるいはまた、研修というのを通じてそういうものを引き出していきたいというふうに思っております。

.....  
議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました全国学力学習状況調査について、質問いたします。

今年の4月に実施された全国学力調査結果が、先月の27日に発表されました。これは、小学6年生と中学校3年生を対象にした、4年ぶりの全員参加の調査でした。実施初年度の2007年に山口県の成績は、小学校6年生では全国39位でした。しかし、今回は14位と、大きく成績順位を伸ばしています。中学校3年では、数学Aは9位、数学Bは8位という好成绩です。全て、全国平均を上回っています。これは2008年に県の教育長をトップに、教育向上推進本部を設置した結果だと考えられています。授業の上手な教員50人を先生の先生と位置づけ、授業を公開するなど、テストの結果を生かしたその後の取り組みが功を奏したようです。平生町内の小中学校でも成績が上がったと聞いています。子供たちの学力が伸びたということは大変喜ばしいことで、それがよりよく生きる環境を整える力となると考えます。

今回のテストのアンケート調査の結果を踏まえての分析と、これからの取り組み方針を質問いたします。

また、学校教育重点施策に、平生学力向上プロジェクトとありますが、どんな内容なのでしょうか。町独自の標準学力調査を小学校4年、5年、中学校1、2年に実施していますが、学力の変化をはかるためのデータとするのか、何が学力に影響し、どんな施策が有効だと考えているのかを、まず質問いたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） それでは、ただいまの御質問に対しまして、お答えをしていきたいと思っております。

本来でありましたら、行政報告の中で、今回の学力テストに触れるべきところなんだろうとは思ってるんですが、ただ、6年前、5年前、公表についての御質問をいただいたときに、文部科学省の実施要領に基づいて、市町村は市町村の結果については公表できるけど、平生町としては学校が少ない、町の結果そのものが学校の結果として受け取られるというようなことで、公表はしていきませんというお話をしておるところでございますから、行政報告の中には入れておりません。こうして、御質問にお答えをしたいとは思っているんですけど、そういう大原則の中でのことですから、個別に、あるいはまたは具体的に、その結果について、ここで御報告というわけにもまいりませんし、おおよそのところで御勘弁をいただけたらというふうにも思っているところ

ろでございます。

先ほどもございましたように、山口県、小学校、中学校、4教科の試験の中で、全て全国平均を上回ったというお話ございました。新聞紙上でそういった報道もされておるところでございますが、本町においては、小学校においては、ほぼ全国平均と同様というような位置づけで捉えていただければというふうに思います。2000年ショックという言葉があるんですけど、2000年に行われた学力テストで、山口県の成績が下位から何番目というような、本当に低位な位置にあったということで、県を初め市町の教育委員会、そこから取り組みを、開始をしてきて、今においては、その取り組みが結果として出てきたというふうに思っているところでございますし、中学校においては、国語、数学のいずれの調査においても全国平均は上回った結果ということになって、本当に喜ばしい結果であるというところで、成績についてはこの程度でとどめておきたいと思うんですが、アンケートのお話が出ましたから、ちょっとそのことに触れてみたいと思います。

望ましい状況、あるいはまた、課題とみられる状況というのがございまして、まず、望ましい状況ということについては、算数が好きだ、算数の勉強は大切である、こういった思いになっている児童の割合が高い。算数について、好きとか大切とかっていうふうに思っている児童の割合が高い。国語の勉強は大切ということについても、やはり割合が高くなっています。国語や算数、数学の解答を文章で書く問題というのもあるんですけど、最後まで解答を書こうと努力しましたというふうに答えた児童生徒の割合も高いと。やはり、あきらめずに頑張っていこうという気持ちを持っているということがあらわれていると思います。これは先生方の関係になりますけど、校内研修 授業研究を伴う校内研修が、本町の場合、積極的に進められている。子供たち児童生徒への問いなんですけど、地域の行事に参加しているかという設問もありまして、この割合も児童生徒の割合が高くなっています。人の役に立つ人間になりたいと回答した児童生徒の割合も高く、自分にはよいところがあると回答した生徒、中学校3年生の子なんですけど、自己有用感とか自己肯定感とかいう言葉であらわされますけど、これも割合は国とか県に比べて高くなっている。

課題とみられる状況でございますけど、数学の勉強は大切と答えた生徒の割合は高いんですが、数学の勉強が好きとか、数学の授業の内容がよくわかるというふうに回答した生徒の割合は反対にちょっと低くなっているというところで、やはり、数学に対する課題というものがあらわれております。

また、原稿用紙二、三枚の感想文とか、説明文を書くことが難しい。あるいは、授業の中で自分の考えを他の人に説明したり、文章に書いたりすることが難しいと回答した児童生徒の割合も高い。読書は好きと回答した児童生徒の割合は低い。テレビやビデオ、DVDを見たりする時間

は多い、テレビゲームをしている時間も多い、家庭における勉強時間は少ない。自分で計画を立てて勉強しているという児童の割合も低く、ちょっと意外だったのが、新聞を読んでいると回答した児童生徒の割合が低い。やはり、活字離れってところなんでしょうけど、もっともっと新聞等には目を通してもらいたいというふうに、私の感想でございますけど、思うところがございます。

こういったことを踏まえて、これから平生町として、児童生徒の学力向上のために「平生町の教育」、毎年発行しておりますけど、ここに学力向上プロジェクトということで、いろんな施策を立ててやっておるわけでございますが、この内容を少しお話しさせていただきたいと思いますが、これまでもお話しをさせていただいたように、家庭学習のすすめとか、生きる力を育む生活づくりとか、そういったリーフレットを作成して、児童生徒に配布しております。

それから、議員さんの御質問にもありましたように、平生町の学力調査、これについても平成22年から行っておりますが、今年度については、小学校3年生、4年生、5年生、中学校は1年生、2年生。たまたま、全国の学力学習状況調査が小6、中3とありましたので、小学校3年から中学校3年まで、9年間といいますか、その年代の子供たちの学力を把握することが可能ということになってまいりました。今後もこれについては、全国の調査が悉皆であるなら、そういう学力の追跡が可能であると。まだ22年から始めたといっても、当初は小学校5年と中学校2年生でしたから、そういうデータの蓄積というものがまだまだ不完全といいますか、児童生徒にとっての追跡のデータがありませんから、これを今後生かしながら、学校における学力向上の手立てとしていきたいというふうに思っております。

先ほど、校内研修が盛んということを行いました。先生方におかれても、校内研修において1人1授業を公開というような形で、これについては佐賀小、平生中学校が昨年度9回から10回、平生小学校においては年間15回。そういった回数を重ねながら、先生同士の資質の向上に向けた取り組みをしているところでございますし、昨年度に初めて、小中の教職員を一堂に会しての研修会も行いました。今年度も、来月10月には公開授業を通して小中の教職員の研修会を行う予定にしておりますが、その席で私のほうからもこの学力学習状況調査の結果を踏まえて、取り組みをしてもらいたいという話はしておきたいというふうにも思っているところでございます。

本町は、たまたま、指導主事、充て指導主事に教頭格の管理職を配置していただいておりますから、学校に対してこの指導主事の指導ということ、県教委もどんどん学校に入れというふうには言っておりますが、私どもも指導主事が学校に入って、いろんな形で指導をするという体制づくりをしながら、今後の本町の児童生徒の学力の向上に向けた取り組みを、さらに続けていきたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） しっかり、先生のほうも研修なんかで取り組んでいらっしゃるということでした。

町内3校とも、コミュニティスクールでございます。コミュニティスクールっていうのは、地域の中の学校、地域とともに歩む学校という形になると思うんですけど、先生たちの研修も、もちろんすごく大事でございますけれども、今から、新聞によりますと、土曜日もう一度授業を再開する予定があるのかなと、文科省のほうで土曜授業再開について考えているようでございます。この土曜授業を利用して、例えば、地域の人たちに先生となって来てもらうとか、高校生、大学生、大学との提携なんかをしながら、土曜日の授業、もしくは夏休みの授業なんかをして、子供たちの学力をさらに上げていく。生きる力の根本に、そういった学力というものは位置しておりますので、そういった考えはないかとか。文科省、土曜日のほうを授業が再開できるように条件整備をしていくという考えを持ってるようです。そういった取り組みは、平生町のほうでは考えていないか。

そして、前回、平岡議員が、成績が普通だったら山型の曲線を描くのに、M字型といってしまうか、成績の真ん中あたりがちょっと低くなっている。これに対する対応にも、土曜授業というのはなると思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 土曜授業のことにつきましては、今年の3月定例会で平岡議員さんからも同趣旨の御質問をいただきまして、土曜日の授業効果は非常にあると思っているというふうに、私自身も答弁をさせていただきました。その後、土曜授業については、今年度、防府市が学期に1回始めました。さらに、おっしゃったように、文部科学省が26年度の概算要求の中で20億円をつけて、全国7,000校、小中7,000校、これは公立校の約2割に当たるといことらしいんですが、この土曜授業を支援していくんだというふうに、今、文科省としては考えておるところでございます。

本町、それに向けてどう動くかということについては、まだ具体的な内容等も不明ですから、アクションとしては起こしていないところでございますが、学力の向上という点について、学校の対応を申し上げてみますと、平生小と平生中については、夏休みを利用して、生徒希望者を募ってサマーセミナー、俗に言う補習ということにはなるんでしょうけど、前の学年でのこと、そしてまた、1学期に習ったこと、そういったことの確認という意味合いの勉強会、授業を学校の中でやっておるというような形で、授業時数の確保がなかなか難しいという中であって、夏休みを利用した取り組みを学校としては展開しております。

地域の方々の力を利用したらという御提案でございますが、今、地域協育ネットという形で、

学校支援ボランティアの登録がございます。この人数が、今年の4月現在で330人余り、そのうち、学習支援に区分される方が270人余りという形で、この人たちが協力していただけないかなというふうに思うところがございますが、なかなか学習支援といいまして、ミシンを教えたりとか、そろばんを教えたりとか、主要教科の授業に入ってというものではございませんし、また、そういったことをお願いをすると、なかなか足が前に進まないというような状況もあるようでございますから、夏休みであれば大学生とか高校生とか、そういった人材活用ということも考えられるところではございます。

コミュニティスクール、今年度から3校がそういう形になりましたので、こういった学校運営協議会でのいろんなお考え等も参考にしながら、地域と学校と家庭、この三者の連携というものは切っても切り離せないものというのは、毎回のようにお話しをさせていただいておりますし、そういった連携こそが、やはり子供たちを育てていくということについては変わりありません。そういった目線で、これから取り組んでいきたいと思っておりますから、ボランティアをいかに育てるか、あるいはまた、協力していただけるかというところで、学校ともいろんな話をしていきたいと思えます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、学校支援ボランティアが330人のうち、学習支援は270人、でも、数学とか算数とか英語とかはなかなか難しいだろうというお答えでした。そのあたりを高校生、大学生でカバーしていくというお考えもおありになるようです。支援的なものも国も考えているようですし、ぜひ前向きに取り組んでいただけたらと思えます。

やっぱり、算数にしる、それから英語にしる、入門期につまずくと、後々まで影響がありますので、小学校2、3年とか、中学校の1年生、英語はしゃべる英語から、それから書く英語、読む英語になる中学校1年生あたりを対象に、まず始めていくというのも一つの手だと思います。

土曜日授業にしる、学校の通常授業にしても、子供たちの学習意欲をどう引き出していくかがポイントになりますので、今、学校と地域と連携で頑張っていくということでしたので、ぜひサマーセミナーのように、住民に見えるような施策もしていただきたいと思えます。それによって保護者の意識も高まり、子供の学習環境も整えていくということが期待できますので、それをお願いして、私の1つ目の質問は終わります。

続いて、2つ目の質問です。町長の自治体経営について質問いたします。

先ほど、久保議員の質問にも答えられて、平生町の人口が、例えば、30年の合併当初は1万5,699人でスタートして、それから45年までに減り続けた人口が高度成長期に入り、平生町内外にも企業が進出し、60年ぐらいまで人口が1万5,000人台ぐらいまで回復いたしました。それからまた人口が減り始め、現在は1万3,000人を割っています。その間の財政の

ほうはと申しますと、最初は急激な右肩上がりの状態が平成7年まで続きましたが、その後は、皆さん御存じのように、低下の一途をたどっています。一般会計を例に取り上げますと、先ほども24年度のことが出てきましたけど、一般会計60億円あったものが、今は50億円前後、そういった状況になってます。

そうした厳しい状況の中、山田町長は自治体経営のトップを担ってこられました。日本の総人口が減少局面に入って10年たとうとしています。今や、人口減少自治体が普通のこととなっています。ですから、どこの自治体もこの人口減少対策が喫緊の政策テーマとなっています。町長もこの課題に対して、個別な具体的な対策を立てながら、組織改革や住民サービスの再編成を行ってこられたところです。町長に就任されて15年たつ中、これまでの対策の効果とこれからの方針を、まず質問いたします。

この質問とともに、二、三、具体的な質問も加えたいと思います。

地域や人々のきずなをテーマに、総合計画を進めておられますところですが、コミュニティ意識の希薄化や人口の減少、高齢化による担い手不足の対応として、職員の地域担当制を導入されています。これについて、これがどのように機能しているか、効果はどうか、お聞きいたします。

2つ目に、若者のローカル志向の活用について伺います。大学の先生方が口々に、今の学生の中には農山漁村に対して意識が高い、そういった外部の若者の協力で地域の活性化をしたらどうかということを言われておられます。外部の若者に平生町に住んでもらい、地域の発展に力を貸してもらおうシステムづくりは考えられていないか。

以上3つ、これまでの政策の効果と職員の地域担当制の現状、そして、外部若者によるこれからの地域づくりの取り組み導入について、質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 本町を取り巻く状況が大変厳しい状況も続いておりますし、人口減少が続く、こういう状況の中での自治体を運営をしていかなきゃいけないということで、お互いに町民の、ある意味でいえば、一万二、三千人ということで、町民の顔が見える町の中で、お互いの連帯、連携、こういうものを大切にしながら、地域のよさを発揮できるようにということで、総合計画を策定しながら、今日まで取り組みを進めてまいりました。三次、四次の総合計画というものを着実に推進をしていくこと、そしてまた、今では協働のまちづくりということで、「参加と協働のまちづくり条例」の制定をさせていただきましたけれども、こういう状況の中で、従来では考えられなかったようないろんな、空き家はふえる、耕作放棄地はふえる、有害鳥獣もふえるというような、いろんな形の地域課題がふえてきた。これらを、やっぱり地域全体の課題として、行政も、地域の皆さんも一緒に挙げて、取り組んでいかなければいけない、そういう時代に、

今入ってきておりますから、大変、その意味では危機感も持ちながら、同時に、お互いにもう一度、きずなといいますか、連帯感というものをしっかりベースに据えて、まちづくりを進めていくということが、改めて求められているというふうに思っております。したがって、協働のまちづくりに向けてのいろんな条例や、そしてまた、今、指針を策定をいたしておりますけれども、こういうもの等々を、まちづくりに向けての一步を進めることができたというふうに思っております。効果としては、そういう面があるかと思えます。

これからの方針は、きょうも朝、申し上げましたように、指針の策定、これをしっかり具体的に進めていながら、コミュニティのいわゆる推進協議会、コミュニティ協議会の設立に向けて、地域での取り組みを進めていきたいというふうに考えております。それぞれの地域で、ある意味では公民館で、この指針をベースにいろんな、これから説明会等も開催をさせていただきますけれども、ぜひ、職員も地域に根差した職員になってもらおうと、そういう意味から地域担当制度を設けて、今、取り組みを進めさせていただいておりますけれども、住民の皆さんと一緒にまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

今の職員の地域担当制でございますけれども、できれば、これから協働のまちづくりの担当部署で専属の地域担当が配置できれば一番いいかなというふうにも思いながら、これから機構改革の問題も含めて検討をしていきたいというふうに思っております。ある意味、地域の一つのコーディネーター役を果たしていけるような職員の育成にも努めていきたいというふうに思っております。いろんなこういう取り組みをする中で、また職員のほうも、いろんな経験を踏まえて、だんだんそういったノウハウを身につけていくことができると、現実にも今そういう職員も育ちつつあるというふうにとめております。

それから、若者のローカル志向をということでお話がありました。以前はIターン、Uターンとか、いろいろいと、定年退職でいわゆる団塊の世代がふるさとへ帰るといふ、そして、いろいろ地域で皆さんとやるというのが一つの流れであったんですが、今は若い人たちが地域のそれぞれのよさといいますか、そういうものを発掘をしていって、そこへ移住をしていく、住んでいこうと、住んで一緒に頑張っていこうという方もふえてきております。こういう流れの中で、先般も、東京で山口県への移住フェアが開催を、山口移住フェアが開催をされました。本町からも職員を派遣をさせて、実際に参加をさせて、現場の状況についても、勉強かたがた、平生町のPRも含めてと思ひまして、派遣をさせていただきましたけれども、改めて情報の、平生に対する、または皆さんの思いというのもの、しっかり受けとめていけるような受け皿、あるいはまた、情報発信の大切さ、ほかの市町村と比べて平生町の中央に対する働きかけもまだまだ不足をしているということも、改めて痛感をして帰ってきたようでございますので、この辺もしっかり踏まえて、町として何が今やっていかなければいけないのか、こういう発信力も、そしてまた、そのた

めの受け皿をどうつくっていくか、若い人たちのネットワークをどうつくっていくのか、いろんな、今、平生ファン倶楽部の再スタートを目指してやろうという一つの動きの中で、こういうネットワークづくりにも取り組まさせていただいて、若い人たちのエネルギーと活力を生かしていけるように、これからはしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 本当に若い人の力を、今から取り込んでいく、どう取り込んでいったらいいのかというお話になりますが、国の支援で地域おこし協力隊という制度がございます。山口県内にも幾つもそれを取り入れているところがあります。先ほど町長さんが言われたように、まず、その地域に来て、その地域の課題とか、宝とか地域のよさとかいうのを、住民たちと一緒に共有しながら、住民たちの力も引き出しながら、自分たちも力を引き出していく。そして、そのきずなを結ぶことによって、その地域の魅力というものを感じて、若者たちが住みついていく。さっきの久保さんがおっしゃってた海士もそうなんですけれど、まず、平生町に対する情報の発信力が今少ないというか、小さいので、なかなか山口県に定住してって言って若者に呼びかけても、例えば大島のような島だったら、島という魅力があるんですけれど、平生町も温暖ないいところなんだけれど、その発信力が弱くて選ばれないという実態が、まずあると思います。

そうした中でどうしていくかというのが、先ほど、国の支援の地域おこし協力隊なんかを使って、まず住んでもらい、住んでもらうというか2年ぐらい雇用するわけなんですけれど、そのときに自分たちで起業できるぐらいの種を見つけてもらって、それをしっかり行政側がバックアップしていかないと、やはり住んでいけない、仕事がないと住んでいけませんのでね、そういったこと。そして、住居なんかも、海士町の場合は、しっかり建てております。海士の場合なんですけれど、いろんな支援策、国の支援策、県の支援策を探して取ってきてます。先ほど、東京に行かれて、しっかりそういったところもやっていかないといけないというお答えがございました。地域おこし、まちおこしに特化した部署、海士もそうなんですけど、そういったものをつくっていかれたらどうかという気はいたします。

今、職員がだいぶ育ってきたとおっしゃってましたけれど、今回のまちづくり条例が町長の施政の集成の一つだと思うんですけれど、いろんなお祭りにも、今まで出てこなかった職員の姿がちらほらと見えるようになりました。今までは出てくる職員は出てくるんですけど、本当決まってる人たちだけだったんですが、少しそのあたりも姿勢が見えてきたように思っております。そういった育ってきた人材を中心に、何でも取り組んでみるというような部署をつくっていかれたらどうかというか、そういったお気持ちはないのかというお話を、2番目に聞きたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 協働のまちづくりを、今進めておりますが、その中で、先ほども申し上げ

げましたように、専属の地域担当が配置できればという思いもありますし、当然、そのことが地域まちおこし、こういう力になってくれるというふうに思っておりますので、いろんな全体の町の行政の進め方の中で、こうしたまちづくりをにらんだ機構の改革についても、今検討を進めさせていただいております。そういう方向で検討いたしたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） あとは、先ほど久保議員もコンパクトシティの話をしていただきました。そういったモデル事業的なものを、例えば県がやるといった場合、今回は、光と山陽小野田市と柳井市が手を挙げて、平生もまだまだ手を挙げる機会はあるように思いますので、例えばそういったときに、コンパクトシティといっても、中心部にいろんなものを持ってくるのではなくって、多局集中といいますが、例えば、大字の関係で大野とか曾根とか佐賀とか、そういったところに、その地域の中心的な機能を育てていくというようなやり方もありますので、そういったコンパクトシティのやり方も考えられたらと思います。

最後に、海士町の冊子の中から読まさせていただきます。「まずトップが変われば職員は変わる。職員が変われば役場が変わり、役場が変われば住民も変わる。住民が変われば地域は変わる。それが地域再生の最大のポイントである」ありがとうございました。

議長（福田 洋明君） 答弁はいいですか。

議員（8番 細田留美子さん） はい。

.....  
議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 議長、座ったままでよろしいですか。

議長（福田 洋明君） どうぞ。

議員（9番 柳井 靖雄君） それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

まず、町政の姿勢を問うということで、建設的な意見に対する姿勢はどうかということでお尋ねいたします。

平成23年7月27日徴収対策連絡会議、平成24年7月11日個人住民税徴収対策連絡会議、平成24年7月18日徴収対策連絡会議がなされておりますが、本年度の開催は、今もってまだありません。本年度また開催する予定があるのか。また、その会議の中においてどのような対策が議題となり、実践されたのか、簡潔にお教え願います。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後3時10分からいたします。

午後2時48分休憩

.....  
午後3時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 徴収対策室長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 山本徴収対策室長。

税務課長兼徴収対策室長（山本 俊明君） それでは、徴収対策連絡会議につきまして説明いたします。

連絡会議につきましては、町税及び当該収入金の徴収に係る保険料、住宅使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などと、これにかかる督促手数料、延滞金及びかような税外収入金について、徴収の円滑化及び徴収率の向上を図ることを目的といたしまして、年2回行っております。年2回は7月と11月であります。

それで、先ほどの開催日につきましてですけれども、23年度につきましては、7月の27日と11月の7日、24年度につきましては、7月の18日と11月の7日の2回です。

それと、今年につきましては、25年の7月25日に開催をしております。

会議の事務局につきましては、徴収対策室内に置いております。構成は、町民課、税務課、健康福祉課、建設課、徴収対策室で構成をしています。

会議につきましては、各関係課との連携によりまして、徴収対策の検討を行っております。また、11月の会議におきましては、取り組み状況について、県併任職員による徴収の基礎や地方税滞納状況等の講義を参考にいたしまして、勉強会を行っております。以上であります。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） なぜ私がそのような質問をしたかというのを、奇異に思われるかもしれませんがけれども、町税等の不納欠損を削減するために、町民が町外に住民票を移転申請を提出した場合、福岡県京都郡苅田町の例を挙げ、徴収漏れがないことを確認して事務処理をしている実例を示しました。当町も研究したらどうかと、過去3回にわたり提案し、既に3年が経過しようとしております。その際に、研究するとのことで、いまだ研究した姿勢も見えず、報告もありません。今、徴収対策室が報告したように、そのような記述もありません。

結局、私が言いたいのは、いわゆる建設的な意見を無視するのか。あるいは、取るに足らずとされるのか、聞く耳持たずか、返答を賜りたい。

また、佐賀地区浄化センターの汚水減量化を提案して、これも約4年が経過しようとしております。いまだ減量化方法を模索している状態であり、本気で実行する気があるのか、ないのか。なぜ、こんなに時間がかかるのか。返答を賜りたい。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の、苅田町のケースを紹介をいただいて、検討してみたいかがか

ということで提案をいただきました。以前いただいて、これは直後に、担当課長が直接苅田町のほうへ連絡を入れて、情報収集をさせて、具体的な対応についても検討をさせていただいた経緯があります。ずっと回ってもらって印鑑をもらってくる方式ということで、我々も理解をしていますけれども、いろいろ当時は、そのやり方についてどうなのかというような話もございまして、結局、今、町民課、先ほど言いましたように、町民課といいますか、届け出の窓口は町民課ですから、町民課を中心に税務課を含めて、徴収対策室を含めて、連絡をとりながら、チェックをしながら対応していくという方式で、今、手続を進めさせていただいております。

どうすれば一番いいシステムになるのか、これは、これからもずっと引き続き検討しなきゃなりませんが、御提案をいただいたことにつきましては、真摯に検討しながら、今日まで対応させてきております。

なかなか町の、それぞれの課で対応しなきゃならん部分も、先ほどいろんな、健康福祉課、それから建設課、それぞれの届け出の関係がありますから、それぞれが対応してもらってあるところもあります。できるだけそういった意味では漏れがないように、各課の調整を、チェックを町民課が窓口として、対応させていただいておるとい状況であります。

それと、佐賀の浄化センターの汚泥の減量化に関連をしてでございますが、これもかなり時間がかかって、いろんなどうい方法がいいんだろうかと、議会のほうもいろいろ御検討いただいて、いろんな視察を、研修をしていただいたりしております、我々も手探りで今日までやってきましたが、やっと絞り込みをしながら、方式を決定をしようというところで、この前も委員会で申し上げましたように、11月には結論を出して、来年度に向けて取り組みを進めていこう、こういことで、今、予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 今、町長の答弁で、直後に情報収集をしたと、苅田町に問い合わせたと、こうおっしゃいましたが、先だつての田布施・平生水道企業団でも同じような質問を私はしたと思うんですが、その折にそういう話は全く出ておりませんよね。そのときに、既に直後に情報収集したということであれば、田布施・平生水道企業団の議会でも、私が不納欠損について、過去にそういうことを提案したが、どのように対処したかというときも、まだ研究中と、こういう答弁だったと思うんです。だから、直後に情報収集したというのは、私はちょっと承服しかねます。

それと、今言う、町外に移住する人たちが「立つ鳥跡を濁さず」、これが理想なんですけれども、全てではないと推察される。既に移転した方が、仮に督促状を受けても、応じるかどうか疑問であり、手間暇かけても効果が薄いと。費用対効果も甚だ疑問である。

先だつて、私は安川電機に研修に参りました。その折に、ちょうど通り道ですから、苅田町に

帰りに立ち寄りさせていただきました。その折、苅田町も、現在も住民票の移転の流れ、概略、こういう形で全部各課を回って、滞納があるかないかと。滞納があれば、できればお支払い願いたいということを行った上で、住民票の異動届を出している。これは、私、何年も前から町長に話をしてるんですよ。今言うように、直後に情報収集したというのであれば、当然、今の徴収対策室からもそういう意見が出て不思議はない。冒頭になぜそれを聞いたかというのは、それがあつたかないかという確認がしたかったんです。それで、しつこいようですが、直後に情報収集したというのは、私は承服しかねる。

我々が議員の立場で苅田町に聞くわけですから、詳細は教えてはもらえません。しかしながら、それなりの効果があると仄聞いたしました。また、平生町からそういう問い合わせがあつたか否かということについても、あつたとは言いませんでした。それは部局が違うから、あつたかないか、これは水かけになるかもしれませんがね。しかし、少なくとも、そんなにお金がかかるわけじゃない。できれば、田布施・平生水道企業団も交えて、田布施町と平生町と徴収対策室が日帰りで行ってでも研究したらどうかと言うても、いまだもって実践はされておられません。それは、先ほどから諸先輩がいろいろ具体的に行政に対して提言申しておりますね。しかし、一事が万事で、このことすら実践できんで、我々がいかにもいい提案をしたとしても、具現化するはずがない。そう思いませんか。私は公僕の資質を問いたい。このことにかかわらず、全てのことに對しても迅速化し、具現化する必要があるのではないか。いずれにしても、猛省を促したい。再度答弁をお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどから御指摘をいただいておりますが、これは間違いなく私も指摘をいただいて、やれるものなら取り入れていこうと。こういうことで、前の課長だったかな、情報収集に当たらせてた経緯は覚えております。下にずっと印鑑をもらってきてやるんだというのをあつて。ただ、住民の立場でいろんな人が来ますから、そのときに、例えば、源泉徴収なんかでとっておるような人が、何でわしが税務課へ行かんやいけんのかというような話がまた出てくる可能性もなきにしもあらず。いろんなケースがあるんで、要するに、ちょっと先みんな回ってきてくださいと、こういう話になるんで、住民の行政サービスのあり方を含めて、それとの兼ね合い。おっしゃるように、漏れをなくす意味では、一つのこれは方法だということは、私もよくわかります。したがって、そこでうまく何とか調整できないかなということで、徴収対策室。徴収対策室で、いつもそういうことよりか、そのお互いの課の連携を取ってやっていこうということで、今、主体に会議が行われていますから、徴収対策室がある意味では各課の状況も総合的に把握をしながら、そこと町民課が連携がとれるように、やっていこうと。こういうことで、今、取り組みを進めさせてきていただいておりますという経緯でございますので、この辺はいろんな検討

をしながら、我々も姿勢として、指摘をいただいたことはしっかりと受けとめながら、前向きに検討していこうと。やれるものはしっかり、改善すべきことは改善をしていこうと、こういう姿勢には変わりがありません。そのことは申し上げておきたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 3回が済みましたので、次の質問に入ります。しかしながら、その中に若干皮肉も入るかと思しますので、御勘弁をいただきたい。

先ほどのいろいろな答弁の中で、検討するという言葉を先輩議員の方に2回言われている。私の質問にも2回。検討するっていうのは、今の政治用語でいえば、やらないっていうこと。辞書にはそう書いてある。だから、今後、検討するというのであれば、いついつまでに検討し、いついつまでに結論を出し、いついつまでにやるかやらないかという言葉を含んでいただきたい。今の個人情報の問題についても、しかり。

個人情報保護法を読みますと、故人、いわゆる亡くなった方、これは個人情報保護法の適用を受けないとあります。総務省に問い合わせた結果も同様の答えであります。人生は冠婚葬祭とありますが、結婚式は招待がなければ行くのは難しい。御葬儀は招待されなくても、生前お世話になった方への感謝の気持ちを込めて参列します。しかしながら、お亡くなりになったことに気づかず、失礼することも多々あります。それは、例えば、竹馬の友、同級生、親戚等があれば、ある程度の情報は回ってきます。しかしながら、故人とどのように密接に関係があったか、あるいは、お世話になったか、ならなかったかというのは、なかなか他人からはわからない。そういう折に、同法適用前は町報に掲載されておりまして、後日失礼をおわびすることもできましたが、現時点ではそれもできないですね。

だから、町民の方からいろいろお聞きするのに、何となく最近この人よそよそしいなと、スーパーなんかで会っても。何か私はこの人に悪いことしたんだろうかと。しかし、片一方にしてみれば、例えば、生前、私の旦那が随分あなたのことを世話したのに、葬儀にも来ん、悔やみにも来ん。腹の中では思うとっても、本人に面と向かっては言いませんわね。だけど、受け取った側は、何かこの人に失礼なことをしたんじゃないかと、こういう答えが返ってくるんです。それこそ、町長言うように、安全・安心のまちをつくる、町民の仲よく。これを逆行してるんですよ。町民のきずなを切るような恰好。

そこで、今言うように、私もちょっと先ほど、岩本議員からお聞きしたんですけども、平生ファンクラブについても、町外に、遠くにおられる。広報ひらおを見るのは、その欄が目的だったんだと。遠く離れてるから、過去お世話になった人がなかなかわかりづらいと。それを見て、初めて「この人には何とかせんにやいかん」という情報が入らなくなってる。だから、ファンクラブに入っても意味がないというような意見も聞きました。

その辺、私も、隠岐の島町とか、あるいは他の町村で、町を活性化しようという地域の広報を見ると、お悔やみ、それから御結婚、おめでた、皆出てるんですよ。出てないところは、早い話が町政が低迷してるんですよ。

何も、その結婚、おめでたまで出せとはいいませんけれども、少なくとも、個人情報保護法の適用外である故人が、喪主まで出すことはありませんけど、地域で何々地区の誰それというぐらいいは出してもいいんじゃないか。それで初めて気がついて、「うん、私はこれを見て初めて気がついて、大変御無礼しました」という話もできますわね。それすらないような、町民の生活。わずか1万3,000ぐらいしかおらんところを、なぜそのような情報分断をするのか。率直な意見をお聞きます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 亡くなった方の町広報への掲載はどうかと。平成17年の12月号を最後に、掲載を、今取りやめております。それまでは個人情報保護法が17年4月に施行されたわけですが、掲載を法施行後もしばらくは続けておりましたが、いろんな個人情報にかかわるさまざまな事件が発生をしたりというような背景の中で、慶弔は町民課の窓口で、言ってみれば住民の記録に関する個人情報ということでございまして、広報掲載ということになると、これは目的外利用という形になってまいります。それより何よりも、住民のプライバシーの保護ということを最優先にして考えるべきだということで、いろいろ、当時、そういう御意見があったことも事実だし、取りやめてもらって、今まで一人になったという情報が逆に出なくて、いろいろ業者からのそういう問題があることもあったけども、それもなくなってよかったという面での感謝の言葉、一方では、今あったように、あれは平成18年だったと思います、前の藤村議員からも、いつかこれは復活したらどうかという話があったと思いますが、そういう御意見があることも承知いたしております。

いろいろできるだけ、先ほど総務省の話もありましたけれども、人権やプライバシーにかかわる部分については、確かに御指摘のように、死んだ者は関係ないじゃないかということになるうかと思いますが、しかしそれでも、なおかつ、できるだけプライバシーの尊重をしながら、対応するように、運用していくようにということでございますので、それらも含めて、それこそ、当時いろいろ検討した結果、こういう形で決定をさせていただいて、今日に至っておるということでございまして、できるだけプライバシーを尊重していくという観点から、今の政策をとっておるといって、御理解をお願いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） そうすると、今の他の市町村は全部目的外使用で法律を犯しておると、こういうことですか。故人にプライバシーがあるんですか。

今のように、例えば、喪主あるいは宗教を掲載すれば、これは当然ある程度のことは出てくると思いますが、個人情報保護法というのは、姓名、その生年月日、それから居住地、これが3点セットなんです。プライバシーの保護って、例えば、私が石の下に入ってですね、広報に出されたって、石の下からは、私は、プライバシーの侵害しとるじゃないかと言うてはきませんよ。言うこともできませんけど。その辺が、ちょっと、個人情報保護法が過剰に反応しとるんじゃないか。

一説に、今年、秋祭りも、佐賀の部落に当たってるんですけど、回覧を出して、出席してくれるかどうか、神輿を担いでくれるか、その回覧を回した途端に、個人情報云々がでてくるんですよ。途中で回覧が止まりましたけどもね。それで本当に、昔でいう向こう3件両隣の精神が保たれるのかと。それこそ、隣は何をする人ぞ。全く関係ない。一人住まいの人も教えない。ただ、民生委員には教える。おかしいじゃない、これは。

少なくとも、じゃあ町長も、弔電打ったり何だりしますよね。葬儀にも行きますよね。どこから教えてもらうんですか。町長は亡くなった方の情報がすぐ入手できる。我々町民代表、あるいは町民には、それが行き渡らない。条例にどっか書いてありますか、それが。プライバシー云々っていうんだったら、町長といえども同格ですよ、我々と。町民も。

それは業者が云々っていいですけど、広報に載せたのは即日載せるんじゃない。1カ月まとめて出すんでしょう。それが業者が行って、進物が云々どうじゃこうじゃってというのは、当てはまりませんよ。それは当然そういう情報はもう、必ずよそのほうから出ていってるんじゃないかと推察される。その辺はプライバシーの一言で片づけるってのはいかなもんか。また、今後も全くやる気あるのか、ないのか。それとも検討を3年続けるのか。再度答弁をお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、この問題は大変悩んだことは事実であります。本当に難しいところがあります。一方では、そういう情報もしっかり個人情報に配慮しなきゃいけないという部分と、一方では今あったように、地域のそういう連帯感というものを大事にする意味から、情報を共有したほうがいいんじゃないかというような、両方の立場があることも十分承知をいたしておりますが、町の広報という性格からいって、これは正に公に、不特定多数の方に公にしていってわけですから、この辺で、例え個人情報保護法では故人 亡くなった方の情報とはいえず、できるだけそういうことについても配慮しなきゃいけないだろうという、これはいろんな、後ほど総務課長のほうからも答弁をさせますが、個人情報に関連をして他の法案、他のいろんなガイドライン等を含めて、できるだけ個人情報のあり方については、これは、利用は避けるべきだというような見解も示されておりますので、その辺を踏まえて、今判断をさせていただいていると。おっしゃるように、本当になかなか難しい問題ではありますけど、これは今そういう形で運

用をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問の、町長の答弁の補足をさせていただきます。

いわゆる個人情報保護法については、今言われたように、生存する個人に関する情報でございます。基本的には当たらないというのは承知をいたしております。そういったことも含めて、いろいろ検討をさせていただいて、こういった判断をさせていただいたということ。それと、総務省のガイドラインについても、先ほども、これ町長と同じことの答弁になると思いますが、プライバシー権等を考慮して運用する必要があると。そういうことで、各自治体の判断で、そういった対応をしておるといって、県内でも結構といいますが、掲載していないというところが多々ございます。そういった判断というのもございます。

また、町長の情報を仕入れる、そういった根拠はということもございしますが、これについては、戸籍事務、戸籍法につきましては、町長が国から委託を受けてるような事務でございますので、当然、届け出書の内容を知ることについては、何ら法的に問題はないというふうに思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 柳井靖雄議員。

議員（9番 柳井 靖雄君） 先ほど答弁で、やるのかやらないのか、ひとつも言ってないですよ。今後、全くその気がないなら、その気でないでいいんですよ。検討するんなら3年検討するんか。問題は、何もかも全部、検討、検討で先送りして、うやむやにしてしまうという。今後その件について、こうこうこういう理由で、掲載はしないと断言するのか。断言すれば、私はこのことについては質問を変えていきますけども。要は、どっちかさっぱりわからん、今の答弁では、他の類似団体と比較して、いわゆるあっこが出しとらんけん、俺も横並びでいく。それなら、出しとるところに横並びはできないのかと、こういうことになる。何遍も言うように、故人にプライバシーはないんですよ。今後、全くそれをやるかやらないかで、イエスかノーかで答えたい。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどから申し上げておりますように、平成17年の12月を最後に、今、掲載を取りやめておりますので、この方式でいかせていただきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（１０番 河内山宏充君） 行政報告を朝方いただきました。１点ほどお尋ねをいたします。

と申しますのも、協働のまちづくり、指針のプラン作成、進んでるよということは、たびたびお聞きしてるんですけども、それにしても、本体の条例は立ち上がって、なかなか１丁目１番地ができない。せっかく町長の思いで、私たちも何じゃかんじゃ言いながらもやった、あの条例でございますんで、少し工程表っていいですか、どのような形に今後なるのか、もう１２月で議決をして１年になりますし、皆さん、どうなんだ、一体どねいなっちゃうんかちゅうことを、もう少し具体的に言っていたかないと、お互いにコミュニケーションがとれませんので、その辺のところを少し補足していただいけませんか。せっかくの議会の場ですので、よろしく願いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ありがとうございます。推進プランの策定状況について、総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、先ほどからお話ございましたとおり、行政報告でございましたとおり、今、推進プラン、条例の中にございます指針のプランの策定に取り組んでおります。基本的には、たたき台といいますが、案ができあがったというような、今状況ではございまして、これも、行政報告にも報告させていただきましたけど、今後早急に、皆様方のほうにこの案について説明をさせていただく予定にしております。

で、内容については、大まかに言いますと、平生町の現状と今後の課題、またこれからの方向性というようなことで、一番メインが、今後のまちづくりの指針の方向性について示させていただいたものが主な内容でございます。これについては、条例の中にございます各公民館単位で、これも先ほど言いましたように、コミュニティ協議会等の設立、いろんな設立の仕方があると思いますが、各地区に合ったような、今の現状に合ったようなこともやっていきたいと思っておりますし、また、いろいろとこれからも推進プランのメインの内容について、それぞれ各地に出向いて取り組んでいきたいというふうに思っております。

内容については、今ざっくりお話しをさせていただきましたけど、具体的な内容については、また改めて具体的な内容について説明をさせていただきたいと思っておりますので、早急にこれをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（１０番 河内山宏充君） 早急についてということでも結構なんですけど、何ていうんですかね、もう１年近くたつんですよね。１丁目１番地ですよね、指針のプランの策定は、本体の条例

はできてる。実際にはなかなか動き出さない。それは公民館との機構改革等もあわせてあるので、非常に慎重にやられている、また、詰めていかなきゃいけないっていうのもわかるんですけども、本体の条例はできてると、なかなか実質にも、参加のまちづくり、住民との協働っていうのが、やっぱり一番のテーマですから、早急っていう、それで理解はいたしますけれども、今後こういうようなこと、今し方も柳井さんのあれも少し兼ね合ってきますけれども、できれば全体計画っていうんですか、この計画についてのフローなり何なり、フローばかりあってもいいかもしれませんけれども、できることはやっぱり。

その間にも、私たちのこの町の平生ってのは、環境が随分と変化してますよね。もう待たなしの状態なんですよ、まちづくりに関しても。人口は少のうなっていく、コミュニケーションは希薄化してる、それを何とかしようっていうんで、お互いに考えて条例ができたわけですから、その辺の最初の趣旨を十分に御理解いただいて、早急って私が言ったらいけないんですけども、フロー、実際のところ、もう立ち止まっているような状態ではないかと苦言を、大変申し上げさせていただきましても、どうぞそのことを御理解していただいて、動き始めていただきたいと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） 答弁いいですか。

議員（10番 河内山宏充君） いえ、いいません。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算から議案第4号平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算までの件について、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般会計補正予算の20ページ、災害復旧費です。この予算書をいただきまして、久しぶりに工事費が1,000万円という単位の災害復旧を見ました。ところが、単独の災害復旧ですから、建設課のほうに場所を聞きまして、現地にも行ってまいりました。大変な状況っていうのは、場所が随分と急峻なところで、大変な金額がかかるんだろうなとは思いますが、これはどうして補助事業にならんかったんだろうかなという気がしております。確かに起債は、約束でいえば、元利償還を交付税でもみってくれるという約束ではありますが、交付税は伝票方式じゃありませんから、できたら補助事業にのれる、状況からいってもそうじゃなかったか。どういう経緯でこうなったか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 建設課長から答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 藤田建設課長。

建設課長（藤田 衛君） 6月26日に梅雨前線の豪雨によりまして、町道北尻萩原線が被災を受けたところでございます。補正予算の調製段階におきまして、国の災害査定を受けておりませんでしたので、単独の災害復旧費として予算計上をいたしておるところでございます。

現在、8月の下旬に国土交通省の現地査定を終えまして、国庫負担法の災害としての内示をいただいておりますので、したがって、12月の定例会において、改めて予算の組み替え、あるいは財源の変更をお願いをする予定にいたしておるところでございます。以上です。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 状況はわかりましたが、できるだけ有利な財源の対策が求められますので、町長も努力していただきたいと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 一般会計の補正予算で、13ページの3の民生費の中の社会福祉費の、冒頭の説明の中で、居場所づくりっていうところがあったと思うんですけど、こういった事業の、どれぐらいの規模の予算なのか、詳細を教えてくださいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 先ほどありました御質問ですけど、9月補正の社会福祉総務費の委託料、安心生活基盤構築事業でございます。これは、国の新たな事業でございます、全額補助を受けて実施するものでございます。

委託の金額的には300万円ちょっとですけども、目的は安心生活基盤構築事業と申しまして、住民参加による地域づくりを通して、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくことを目的としております。細かいことですけども、孤立防止のための地域の実態把握と支援、そして、社会とのつながりを持ち、地域への参加を促進するための居場所づくりと、日常生活を円滑に営むための見守りや、ちょっとした困りごとの基本的な生活支援などを実施するものでございます。

具体的内容でございますけども、時期的にはこの平成25年度から27年度、3カ年が第1期となります。第2期が28年度から29年度の2カ年で、合わせて5カ年計画ではございますけども、第1期の事業の円滑な導入を支援する時期として、3年間安定的にこの事業が進捗すれば、第2期のほうに移れるというものでございまして、内容的には抜け漏れのない実態把握事業としまして、主に生活課題ニーズ調査、特に佐賀地区移送サービスなんかは、中山間地域は、交通弱者地域でございまして、こういった移送サービスに係る実態の調査及び運営方法にも、この事業

が充てられます。また、手挙げ方式で行ってますけども、災害時の要支援の実態把握、これもその中で抜け漏れておられる方、抜け漏れのない実態の把握をしていこうと。一つ新たに、奥に、深く入った事業でございます。

もう1点は、抜け漏れのない支援実施事業ということで、現在、おやし塾とか、いきいきサロンなど、居場所づくりをやっておりますけども、こういった居場所づくりに、さらにひきこもりとか、高齢者等の居場所づくりをさらに深めていこうというものでございます。

ほかにもいろんな事業がございますけども、こういった事業を全てひっくるめて、こういった安心生活基盤構築事業ということをやっていこうと。新たな事業でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号平生町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質

疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。再開を4時20分からいたします。

議運を今から、委員長さん、よろしくお願いします。

午後3時55分休憩

.....  
午後4時20分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

続きまして、決算の認定について、一般会計につきましては、歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては、会計ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成24年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

歳入に入る前に、決算全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について質疑を行います。

議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 情報通信費、特にホームページ.....27ページですかね。

ホームページ、この資料の中にも運営状況、平生町の公式ホームページについて報告いただいているんですが、少しお尋ねしたいのは、平生町のホームページ行ったときに、何て言いますか、一番したいことがその画面に表示されないっていうんですか、どんな、21でも17でも、それとスマートフォンでも、携帯でも。

つまり、何が言いたいかっていうと、平生町のホームページに行く理由っていうのは、何かを調べるっていうことだろうと思うんですよ。何か申請書類とか。それが、その画面の中に、最初の画面に表示されないですよ。ちょっとスクロールするっっちゃうアクションが要りますよね。これ、ユニバーサルデザイン的に、障害者の方とかどうなのか。

その、最初に、平生町のホームページでこう行ったときに、下へこう探して行かないと、申請書類も手続きのところをクリックできないし、ほかの役場のいろんな手続き的なところも、その画面からは消えてますよね、最初。これっていうのは使い勝手、まあ5,200回数ぐらい平均アクセスがあるっていうことなんですけど、真にそういう情報、本当に欲しい情報、例えば、多分そのほうが、平生町のいろんなお知らせとか何よりも多いと思うんですけど、私。まあ、私が推測するだけで、そのホームページを運営していらっしゃる時には、どのようなところへ行かれるかっていうのは、それなりのことをされればわかるような仕組みもあるんですけども、まあそういった運営上の問題とか把握されてるのかどうなのか、ユニバーサルデザイン的に非常に、情報量が縦長のホームページですから、あの、限られてますよね、720っていう細長いページで。左端に行きますから。ほかのところっていうのは、どんな大きさのどんなデジタルデファイルが使われても、画面の中に目いっぱい、それなりに文字の大きさも縮小したり、多少、そういうふうな形で。

で、一般的によく言われてるのが、左上の隅が一番いいところで、あそこに本来なら申請書式のダウンロードとかがあるんですけど、平生町の場合は、広告がドーンときてますよね。まあ、いい位置にきてるっていうことで、非常に広告主さんには一番いいんですけど、普通あれが三つこう並べて、右側のほうに行ったりですね、するのが普通じゃああるんですけど。

まあそういったところを検討されてるのかどうなのか、1年間、24年度、ちょうど区切りで、いろんな総括されていらっしゃると思いますから、少しこの辺のところを総務課のほうの資料見たときに、ちょっと書いてなかったですから、この場をお借りしてお尋ねをいたします。

それと、気になったのが言葉なんですけど、文字。平生町のバナーの一番上のところに、何て言うんですかね、「響きあうまち平生」ですか。が、こう、何か、キャッチみたいな、この文言っていうのは何か、公式文書にしてそういう文言を、この場でもお話ししたこともないし、そういうの聞いたこともありません。むしろ、第4次のこのあれをキャッチされるほうがいいんじゃないですかね。「響きあうまち」って言われて、平生町の航空写真が全景で、こう文言が出てますよね。やっぱり文字っていうのは記憶に残りますし、これ、どういう趣旨でその文言を掲載されてるのか、少しあの公式文書ですから、情報、デジタルの情報ですから、その辺のところ配慮が必要なんじゃないかなっていうふうに私は思いますので、その辺の2点をお尋ねをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長から答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまのホームページの内容について2点、大きくは2点の御質問かと思えます。

まず、初めに、ホームページ、平生町のホームページの初めの画面、これについてですが、今、あの御指摘のように、何ほかこの、下にスクロールしないと全部が見渡せないということで、まあ、あのどうなんかということで、検討はしてるのかというような内容ではないかと思います。

今のホームページについても、もう何年前に、今のホームページの画面をやり変えて、それからある程度、何ほかの小さな変更はさせていただいておりますが、そういったことで、今、運営しておるといのが状況でございます。

それで、検討しておるのかということになれば、そこまでちょっと具体的に、内容的には、具体的な内容に検討はしたことはないんですが、毎年1回は役場の若い職員で、そういった情報化のチームをつくっております。そこでも意見を吸収しながらやっておりますが、今、こういった意見もないという状況ではあるんですが、今、御指摘のような内容については、私もほかのホームページ見て、ワン画面で、初めに、こう入れるようなところも多々ございますので、ちょっとこの辺は研究をしていきたいと思います。

それと、バナーの文字の、一番上でございます「響きあうまち平生」ですか。これは確か、以前、「町勢要覧」、平生町つくりまして、そのときのタイトルが「響きあうまち平生」ではなかったかと思います。それをそのまま使っておるといことで、これもちょっと何年前の町勢要覧わかりませんが、もう結構たっておりますので、今、言われたように、御指摘の内容については、やはり総合計画のタイトルが一番ベターかなという気もいたしますんで、その辺、ちょっとまた研究なり、改良もしていくように検討していきたい、内容については対応していきたいと思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 検討させていただくっていうか、それでいいんですけど。

ただ、最初の設定のときの視点、これを大事にしていきたいんですよ。

結局、口とか、それとか目とかでパソコン使える人のことを思って、スクロールっていうのはこっちの右手でこうやらない限りはできないですね。これ、ほかにもいろんな形で障害者の方々、いろんなツールとしてパソコン使ってもらっちゃいますから、ぜひ、そういった方々の視点で、まずはつくっていただきたい、このことを強く要望して、終わります。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ちょっとお尋ねしますけど、最終的に、ここに、何て言うか、監査委員が書いてあるのに、5年ぶりの赤字で財政も厳しいと書かれています。ということで、こういう、いろんな委託料がありますよね。だから、その委託料や、いろんな、こうちょっと自分なりに見たんですけど、25ページの、ここにもパソコン、パソコンの手数料、それと、下の法律相談や、法制執務相談、いろいろあります。これ、実際に月、何回やって、どれくらいの人が

利用しとるんか。

それと、次のページで、26ページですか。集会所の建設ってありますよね。これ、毎年、まあずっとやってる。今回は17万5,852円か。これで建設、単純に建設じゃなしに、これあの、その補修か何かか、その中身をちょっと教えてください。

それと、27ページ。これもパソコンの、いろいろ書いてあるんです。職員事務用パソコン、今度百何万円で購入ととるんです。今まで、極端言うたら、22年から見たら23万円、50万円、今度は倍以上なるとるんですね。それで、その上にパソコンの廃棄料、手数料に廃棄料ってのもあるんですね。パソコンの廃棄。だから、極端に言ったら今回、職員用パソコンで百何万円、極端に言ったら、今までよりは事務量がこうなるとこういふそのあれをやったと。単純にこれ、パソコンだけの借り料か、それとも、そういうそのデータも入っておるんか。そういう。

それと、次の28ページ。これは、いいことなんですけど、清掃管理で、一応あの22年度、23年度って、1年おきで倍になったり減ったり、倍になったり減ったりなんかしとるわけ。それで、今年度はこれも、まあ1万円いくらだけ、一、十、百、千、万、十万か。10万9,000円。それで、昨年度は6万8,000円。その前も14万円。だから、そういうふうな2年おきにこういう何か、あの、やることあるんか。その点についてちょっとお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 失礼します。

まず、25ページの、下の、役務費の手数料のパソコンのところからの質問だと思いますが、この分については、出納室のパソコンの、山銀とデータをやり取りしております、その手数料でございます。

それと、一番下の委託料の法律相談については、これ、あの顧問弁護士の委託料でございます、毎月4万円の12カ月というような内容でございます。

それと、集会所の建設補助.....26ページですか。26ページの集会所の建設補助につきましては、これはまあ地域のコミュニティの醸成のまあ一助となるよう、修理費、修繕に係る建設、修理補助をしておるところでございます。これの、まあこれは、2分の1補助で上限が50万円ということで、24年度、このたびについては西の町と松尾の自治会に補助をいたしておるところでございます。

それと、27ページの役務費ですか、役務費の パソコン廃棄手数料の、パソコンの廃棄でございますが、これについては事務用のパソコン、もう使わなくなった、これについてはいわゆる処分費用がかかります。リサイクル料が決まっております、その辺の廃棄をいたしておる、事業の、事業って言いますか、経費でございます。

それと、その下の使用料及び賃借料のところの借上料の、職員事務用のパソコンにつきましては、先ほど言いました、経年で老朽化といいますか、更新をいたしたパソコンについての借上料で、このたびはリース61台分をここで計上をさせていただいております。

それと、28ページの委託料の、庁舎管理の委託料の清掃管理については、第3庁舎の窓、第3庁舎の窓が、なかなか職員では難しいということで、この辺を業者でガラスまた床がじゅうたんでございますので、これについては年度年度でやったりやらなかったりってこともございますが、そういったことで、清掃の業者において清掃をしていただいているものでございます。以上でございます。

失礼いたしました。ちょっとまた前に戻りまして、25ページの法制執務相談でございますが、これにつきましては、22年度からこうした対応をいたしておりますが、今のあの地方分権、地域主権の流れの中で、なかなか今、独自に各自治体でいろいろな条例とか規則とかつくっていかなくちゃいけないというような、今、流れになっております。まあそういったことで、自治体としての条例とか規則づくり、そういったものを業者と相談をさせていただきながら、そういったさまざまな角度からサポートを業者にさせていただく、そういった内容のものでございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済いません。ということは、25ページの、このパソコン手数料っちゅうのは、データのやり取りの手数料ですね。それで、今言われた、法律相談は月に1回じゃけど、これ、大体どれくらい利用しているかっていうのをその聞いたかったんです。

それで、今、最後に言われた分は、これ、町民じゃなしに行政が相談を受けるってことなんです。

それと、パソコンに関しても、今、61台あれじゃから百何万円言われたんですけど、それやったら僕は、借り上げやらリースやったら、それに対してもやはりその廃棄のときは金は要るんですか。最終的には町のパソコンっちゅうのもあるから、それを廃棄しとるん。それとも、借上料やけど廃棄するときは借り上げ あの廃棄処分で金が要りますよと。ちょっとその点に、ちょっと聞かせてください。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 今までの対応で、備品購入で購入したのもございます。またリースで対応しておるものも、最近、特にリースで対応しておるということで、それぞれの契約によりまして、廃棄を、まあこちらのほうが買い取ったり、また途中からリースをやり変えたりというようなこともございます。基本的には、こちらのほうのリースについては、また使えるものは使うということで、何年かそれを活用するというのも含めて、その

ときの判断で対応をさせていただいております。以上でございます。（発言する者あり）

それと、法律相談については、何件かいろいろな住民との対応の中で、それぞれの課で対応したものを、総務課で整理したものを持っております。ちょっと、データございませんので、後ほど報告をさせていただきます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 46ページの委託料。委託料で、フラワーベルトって、ずっとあるんですけど、22年、23年中はずっと34万円ぐらいでいっとるわけ。それで今回はちょっと倍ふえちよるわけ。極端に言うたら、こういうふえるっていうことは何かやったんか、それとも今回、天候が続いたからそういうあれで、そういう、一日の、その日その日の整備に金がかかったんか。ちょっとそこんとこ教えてください。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） フラワーベルトの委託料に関して言えば、職員のほうが、開催日程を誤って、委託料を払うべき弘中さんのところに「ビビット」というところがございます、開催日程が1週間、通常なら第3土曜日にやるところを第2土曜日に実施をするような広報なり、そういうお知らせをした関係で、花が、生育が遅れたと。その関係で、弘中さんのほうにお手数をかけて、植えられる花を御購入をさせていただいた、そういうところで、今回、フラワーベルト整備事業の委託料が、昨年度と比べてふえてるということでございまして、担当者のミスということで、大変申しわけないとは思っておりますので、若干、約17万円程度だったと思います。

で、今年度については、そこはもうちゃんとしっかり、第3土曜日でやるんだよということは、もう重々担当者には言っておりますので、そういう経緯がございました。大変申しわけございません。（97ページに訂正発言あり）

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それは、おわびされたからあれじゃけど、単純に1週間で22万円ぐらいふえちよるいね。今後は気をつけてください。そういうことで。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 49ページ。青年就農給付金150万円。この内容は、ちょっと副町長の報告で、さわりの部分はあったと思うんですが、その内容を少し詳しく教えてもらうのと、これからの方向性について、お聞きをいたします。

議長（福田 洋明君） 岩見経済課長。

経済課長（岩見 求嗣君） ただいま御質問のございました、青年就農給付金でございますが、目的が、青年の就農意欲の喚起と、就農後の定着を図るために独立、自営就農者に対しまして、就農後、5カ年間ほど所得を確保する給付金を交付する事業でございます。国が10分の10、100%となりますけれども、交付されるものでございます。

この条件としましては、就農者が地域就農マスタープランに位置づけられている、または位置づけが認められ、見込まれることということでございます。これは、昨年南上下地区が農地プランを作成いたしまして、この中で、ここの担い手としての就農が位置づけられましたもので、該当となりまして、お一人の方が今対象となっております。これは、新規就農者でございまして、ジネンジョをおつくりでございます。もう2カ年、確かもう2カ年だったと思うんですが、まだ受けられると思いますけれども、就農が確実でないといけませんので、月に1回程度、私ども農林事務所並びにJAが参りまして、就農の状況、経営の状況を掌握し、まずいときには指導する、できない場合においては打ち切る、この単年度決算になりますけれども、そういう事業でございます。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 51ページ。昨年もお応えしたんですけど、ひらおハートピアセンター。今回も17回で381人、そして個人的に5回で58人。それで、これ、極端に言ったら、365日いろんな管理されて150万か。だから、これをもう少し有効に利用できるのかなと。前言うたように観光協会の事務所にしたりいろいろ、今度は、観光ルートのような考えで、トイレ休憩もできますよと。そういうことをできないか、わざわざ金かけて管理するんやったら、人が一人でも多く来るような考えをちょっとやってもらいたいんですよ。

それと.....。

議長（福田 洋明君） ちょっと、委員会で.....。

議員（3番 久保 俊一君） あ、これ、委員会ですか。ごめんなさい。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後4時46分休憩

.....  
午後4時48分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それじゃあ、教育費のところでは質問させていただきます。

どういう観点からお聞きしたいかっていうと、16歳、17歳、18歳。あの、いわゆる青少年の末期 末期いうたら終了期ですね いわゆる義務教育を終了してからの子供たちのサポートっていうか、ケアっていう面で。いろいろと平生町の条例を調べてみますと、平生町には青少年問題協議会設置条例っていうのがあって、まあ青少年の問題をやるということですね。この上がですね。

議長（福田 洋明君） 何ページですか。

議員（10番 河内山宏充君） ああ、ごめんなさい、社会教育費で69ページですね、ああ、69ページ、68ページですね。じゃけえ68ページの報酬の青少年問題協議会委員さん、それと69ページの兼ね合ってくるのは負担金補助で、青少年育成町民会議っていう。で、その2つの組織がそれぞれあるのは、条例で設置されてるのが青少年問題協議会。で、育成会議のほうは規則っていうか、その下の下段の欄、県の条例との絡みなんかで任意の状態、町としては決めてなくて、設置されてると思うんですよ。

これ、歴史的背景を見てみますと、同じ青少年の非行、戦後の非行問題から端を発したところからずっと流れてきて、非行問題と健全育成が合致したところで、健全育成が国民運動として展開されていった中で、それぞれの地方、県のほうへ健全育成条例なんかできて、市町村当時、村ですね に健全育成会議、条例をもとに健全育成会議、まあつくってるところとつくってないところがあるんですけど、で、2つの組織が今、それぞれあるところと、実はないところがあるんですけども。

で、いろいろと調べていってみますと、青少年の協議会の設置の、またこれが、この頭は町長さんってということで、町長さんが会務を総理するっていうことになってるんですけど、教育委員会のほうに事務一部委任規程で、事務は教育委員会のほうに委任されてらっしゃるんですよ。今、状態としてはこれ、二つが走ってるような状態になってるんじゃないかと思うんですけど。

特に、義務教育を過ぎた子供たちの育成っていうことになると、ちょうど16、17、18。ほぼ高校へ100%近いぐらいで進学はされてますけど、現実には中卒のままの子もおるし、16、17、18でドロップアウトした子もおるということですね。そうすると、生徒という形、学校教育に携わる関係の中では、県の県立高校とかっていうことで、県の教育委員会の管轄になると思うんですけど、あくまでも青少年問題っていうことで考えると、町も十分にその地域の子供として捕捉、ケア、サポートしなきゃいけないと思うんですけども、これが、二つがこう

何て言うんでしょう。今、条例の中で、一つは根拠法令もあるし、条例も設置してあると。一つはまあ健全育成、任意の団体みたいな形でされてると。そうすると、ごっちゃになっててうまくいってない、機能してないんじゃないかと思うんですよ。

で、いろいろ調べてみますと、ほかの自治体では、青少年問題協議会の中に青少年育成会議っていうものが、国民運動の位置づけっていうもので、もうごっちゃになって、有機的に青少年の問題、それと、今も言うたようなドロップアウトの問題とか、それとか就職の問題ですね、その後の。それと、中学校卒業した後のその社会になるためのいろんなサポート、就労支援とか、それとか資格の問題ですね。

それを、県でもやってるんですけども、町でも十分にそれを、いろいろと青少年問題協議会の中でもこの上位法で、一番のもとの、地方青少年問題協議会法っていうものの根拠からいっても、地方の自治体が青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調整、審議するっていうようなことが載ってるんですよ。

現実的に平生町では、こういう問題を取り上げられていらっしゃるのかどうなのか、どうも有機的にこの連動した16、17、18の頃の子供たち、実はやらなきゃいけないんだけど、置き去りにされてるんじゃないかっていうふうに思うもんで、24年度を振り返ってみてですね、いろいろと見たんですけど、青少年の活動に関しては、育成会議の中の育成センターのことはたく

さん出てるんですけど、現実的にそのターゲット、16、17、18っていうターゲットに対しての補足ができるのに、社会教育として補足されてないんじゃないかっていうふうに思いますので、もし24年度振り返ってみて、いろんなこと書いてありませんので、少し補足説明を、まずは、条例との絡みも踏まえて、お尋ねをいたします。条例との兼ね合いっていうのは、一応、主務者は町長さんなんですけど、委任をして教育委員会のほうへいってるんですけど、うまく機能してるのかなのか、現実的に。その、今の現状をお尋ねをいたします。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。

午後4時55分休憩

.....

午後4時55分再開

議長（福田 洋明君） それでは、再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。よろしく申し上げます。

高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 御指摘いただきました、義務教育が終わってから成人になる5年間、この間における、教育委員会として十分なサポートができていないか、ということをお尋ねされると、できてますということとは言えない状況であろうと思っております。

青少年問題協議会、これは法律で、おっしゃったように法律で定められた機関ですから、年間1回の会議を開いて、関係団体が集まって、いろんな情報交換の中で青少年の育成ということ、方向づけをしておるところでございます。

そういったことを念頭に、青少年育成センター、さらには青少年育成町民会議、ここが現状においては実施機関っていいですか、実働部隊になっております。ただ、じゃあ中学校卒業後の高校生あるいはまた有職少年等について、手厚いサポートができるかといえば、なかなか難しい状況もございます。

中学校を卒業して、進学がほとんどなんですけど、就職する子も何人か、1桁の数少ない数字ではあるんですが、こういった生徒っていいですか、就職した子の追跡調査はなかなか難しいところがありまして、県教委もそこに、今、主眼を置いた取り組みをしていこうという形で、各市町の教委に追跡調査をなさいというような調査物が年1回あるのも事実でございます。

青少年問題協議会については、本来は、町長部局に設置されるべきものなんですけど、昭和56年ごろに青少年育成センターができて、そういったことを発端に、後々になるんですけど、教育委員会が事務委任を受けて、一体的な取り組みをしていこうという気持ちの中で、思いの中で、現状がありますから、なかなかこうすればいいということが見えないんですけど、今後においてもや

はりそういったことを念頭に、取り組みはしていかなければならないという思いではございます。

議長（福田 洋明君） いいですか。

議員（10番 河内山宏充君） 後は所管でやりますからいいですよ。条例の問題だけ。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費については一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 朝方も少し副町長のほうから医療費の抑制対策、決算のときです、副町長から後発薬品のことについてもあったんですけど、お尋ねしたいのは、国保の医療費の抑制対策、町としてどのようなことができるかということで。

少しまあ一例として、ジェネリック医薬品の通知をしてるっていうお話はいただいたんですけど、まあ全体、もう少し詳しくお聞きしたいっていうこと。

国保の仕組みとしては、国保連合会にレセプトがあって、いろんなその患者さん本人のデータっていうのは蓄積されてて、何か今、これ、情報開示を求めれば市町のほうへ患者さんの、そのいわゆる病名とか、それとか数値とか、患者ごとに受け取ることができるようになってると思うんですけど、その結果でジェネリックの医薬品の通知をされてるかどうかっていうようなことをお尋ねしたいんです。

そのほかにも、地域の特性、いわゆる病名に関しては、いわゆる生活習慣予防っていうことにもそういったデータを役立つと思うんですけども、そういうデータの活用っていうのは現在のところされてるのか。状況分析等、研究に努められているのか、またそういうことを国保連合会のほうに要請されてるのかどうか。医療費の抑制対策として、これは、まあいずれ、事業は広域化されるのが、早急にされるのが望ましい状態で、まあそういう方向に行くとは思いますが、それに至るまでに、やはり町としてどのようにするのかっていうのが、早急な国保の運営改善ではないかと思えます。そのことをお尋ねをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町民課長が答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） 今、システムのほうで、国保総合システムというものを、国保連が作成したものを導入しております。

当然ながら、その中の分析として、重複患者がどのくらいいるのかと、どういう疾病でどの程度の費用かかっているのかと、個人個人のデータとして疾病状況というのは全て、そのシステムで把握できております。個人のデータを、今度、保健指導、今、特定保健指導っていうのがございますので、その中で活用して、保健指導をやりながら、少しでも医療費が下げられるようにと。重複する患者さんに対しても、やはり、ある程度の指導をしながら、保健センター主体ではございますがやっております。

ジェネリック医療の通知も、昨年度は152件通知を出しましたが、やはり、その効果が出るまでには、やはり多少の年数が必要となってくるということもありますけど、なかなかその国保の給付自体が、やはり右肩上がり、毎年毎年ふえておりまして、24年度決算で一般被保険者の給付が9億6,000万円ということでございます。

昨年度の決算時期と、今年度の同決算同時期を比較すると、既に決算額で2,000万円多いんです。この調子でふえていくと、9億6,000万円が10億円を超してしまうような勢いです。

なぜこの地域が、それだけ高いのかということ、やはり、例えば、その周東総合病院が新しくなったと。当然、病院が新しくなれば、最新のその医療機器、検査機器を導入してくると。そうすれば、おのずからこの点数というのが上がってきてしまいます。さらに、今、柳井に国病が新築中ですので、当然ながら病院が新しくなれば、最新の医療機器というのは導入してくるはずで。そうすれば、同じ病気を、今までやっていた検査よりも最新の機器でやってしまうと、やはり点数がどうしても高くなっていく傾向にありますので。ただ、病院に行くなということは、被保険者に対して、保険料払っていただいていますから、行くなとは言いませんが、せめて保健指導のほうで、今、病院にかかってない方が、新たに重大な病気をされる前に、そういった保健センターからのいろいろな健康相談なり、そういうとこで新たな患者をつくらない方向でいくしかないかなど。

で、今年度10月から、さらに、KDBという新しいシステムが導入されます。これは、介護のデータと医療のデータを突き合わせができるというものでございます。そのときに、本来は介護優先なんだけど、医療をかかっている方がいらっしゃるんです。そして、そうするとレセプトを、介護レセプトと医療レセプト突き合わせて、本当は介護でやらなきゃいけないところを医療で受けていらっしゃる方がいらっしゃいますので、そういう突き合わせというのをこれ

からKDBというのが、10月から導入して、最終的には来年の6月から本格稼働ということになりますから、そういうところから、医療から医療費を下げていくという方向性で、今、準備をしている段階でございます。以上です。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それで、わかったんですけど。保健指導っていうのは、町民課の所管じゃないですよ。どういうふうに健康福祉課のほうでかかわってらっしゃるのか、少しわかれば、そのことも補足で説明をお願いします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

〔発言する者あり〕

議長（福田 洋明君） 暫時休憩いたします。

午後5時09分休憩

.....  
午後5時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） 毎年5月ぐらいに、特定健診者ということで、国保と後期高齢者の方に、特定健診の御案内というのを出しています。これは、今年度の用紙でございます。この中で、御自分の今の身体状況であったり、そういった質問表もございまして、70歳以上については500円、70歳未満については1,000円という、定額で身体計測、血圧、血液検査、尿検査、貧血、心電図と、こういったものが、基本的な人間の健康かどうかわかるような検査をするのが特定健診ということになりまして、で、この特定健診で、ちょっと血圧が高いとか、血液のこの値がちょっと高いなというときに、今度、保健師さんのほうが教室を開いて、来ていただいて、直接訪問するか、保健センターでそういう教室をやってますから、そこでまた細かな指導をしていって、重篤な病気になる前に指導するのが保健センターというか、保健師の国保の中のお仕事としてやっていただいていますので、この辺は特定健診ということで、まあ、これもですね、なかなか率、受診率がなかなか低いのが一つの悩みなんですけど、今回、附属資料の中にありますように、25%程度と受診率が低いので、やはりここの受診率を高めていって、重篤な病気になる前に、こういう検査をしっかり受けていただくこと。やはり、まずそこをやれば、新たに高額な医療がかかる前に抑制ができるんじゃないかということで、特定健診というものを実施しているものでございます。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第3号平成24年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第4号平成24年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第5号平成24年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第6号平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第7号平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済いません。また同じことを聞くんじゃけど、4ページの借上料。これ、パソコン、極端言ったら、二百六十何万円なってますよね。これ、熊南地域やったら、極端言ったら、田布施、上関3町で、今やるんやったらこれ、3町がこういう値段ちゅうことは750万円ちゅうことですか。

それで、さっき総務課が言われたのは、あれ、113万9,000円ぐらいでパソコン61台分って言われたんですよ。ということは、この二百六十何万円、結局、22年度は27万円ぐらいいやったんですね。単純に、借上料が、これはパソコンって書いてありますけど、パソコンですよ、その中身のそのデータも全部、そういう入ってるんか。単純に、その熊南だけで、これだけの値段がいるのかなと。平生町もこれだけ出すということは、熊南でそういう、共同体で言うたら、ほかの町も出すんじゃないかと。その経緯、よろしくお願いします。わかる範囲でいい。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 先ほど質問ありました、介護認定審査会のネットワーク用のパソコン機器でございます。借上料でございます、267万1,200円。これは、平成24年度

に計上しています金額が、1カ月22万2,600円の12カ月分で、267万1,200円となっております。これは、3町間で電話回線を利用したネットワークで結んでおまして、審査会資料を作成したり、また、認定審査情報の送受信を行っておる認定審査会事務を遂行する上で、重要なパソコンの借上料でございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ということは、単純に3町で750万円、この情報収集に使っちゃよということですね。それやったら、極端言ったら、借上料、これパソコンって書いてあるわけ。だから、勘違いするわけ。今、課長さん言われるように、情報のあれにっていうんだったら、今度は、そういうのは別個っちゃう感じにならんかな。一応これ見たら、借上料のパソコンって書いてあるんですね。だから、それが極端に、22年度から10倍近く跳ね上がったら、やはり疑問を感じるんですね。だから、こういう、備考欄に書くあれもちょっと考えてもらいたいですけど、今後よろしくお願ひいたします。

議長（福田 洋明君） 要望で結構ですか。

議員（3番 久保 俊一君） はい。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第8号平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 歳入の3国庫支出金、2国庫補助金、1の調整交付金、当初予算と調定額の差が474万5,000円あるんですけど、これは単純に24年度のいろんな条件による影響によるものだけなのか、それともまあ以前に、事務的ミスがあって、当初入ってくるものを一部だけ特別措置でいただいて、残り、そういう部分も影響してるのか、24年度単独のものなのか、お願いします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） この国庫補助金の調整交付金6,706万2,000円でございますけども、これは単年度分でございます。

調整交付金というのは、介護給付また予防給付に必要な費用であります。50%は公費、国庫が25%、県12.5、町費12.5によって賄われております。で、国庫負担金が、25%の内5%部分が、全国市町村間の保険料の格差を是正するための、それぞれ高齢者加入割合とか所得割合とかに応じて算定しまして、調整交付金として交付されるものです。今年度はこの金額でございます。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 濟いません。引き続き、恐らく関係のところ、いただけない部分を、いただけるようお願いは、町長はじめ、皆さん関係の方、しっかりやってくれてると思いますけれども、もう何年もたちますし、そろそろそのままあなあと終わらせるんでなくて、やっぱり町民全体の方に不利益を与えてしまったわけですから、そろそろこれを町長、どういう判断をされてるか。まあこのまま、僕は、もう見込みがほぼないんじゃないかと、入ってくる見込みがないんじゃないかと思うんですけど、それをまだ、いや、大丈夫だとずっと協力して、皆さんで要請していくと言われるのか。区切りをつけて、責の所在を明らかにして、何らかの処置をされるのか。そういうお考えを、町長にお聞きしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 調整交付金の過少の見積もりで申請をしたということについての考え方について、今、あったわけですが、なかなか現実の問題として他の市、全国でもまあ発生はしております、そうは言いながらも厳しい状況だというふうに受けとめております。

町としては、これ、引き続き要請をするというよりか、制度的に、結局、今、よーけ申請すりゃあ調整をして、あと調整する、少ないときは、あんた方が言うたまんまよというような調整交付金のあり方が、制度的にいいのかということの、要するにあり方論を町としてはこれからも制度のあり方として、ちゃんと現実に応じた調整をしてほしいという要請は、これからも引き続いてやっていきたいというふうに思っております。

この点について、今、一応7割がたの補填があったというふうに私は理解をいたしておりますけれども、大変事務的なミスがあったことはおわびを申し上げたいと思いますが、引き続いてそういった意味、制度のあり方論として問題提起をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） それの、まあ制度のところ、矛盾とかそういうところを続けてやっていかれることちゅうのはようわかったんですけども、その、本来入ってくるはずだったものが入ってこなかった、その責任の所在をはっきり、もうさせないってということですか。それともされるのか、させないのか、どちらですかね。今、御説明いただいたことと、今、僕がお尋ねしたことは別問題じゃないかと思うんですけども、そこをお答えいただけたらと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 責任っていうのは、いろんな取り方があると思うんですが、あの時点で、事務的なミスで、まあそりゃあすぐわかりましたけれども、問題は、そのことによっていろいろこういう手違いが生じたわけですから、そういうことが二度と起こらんように、これはしっかり、その教訓として生かしていかなければいけないというふうに受けとめておりまして、そのことの

重要性をしっかりと認識をしてもらって、これからも職務に当たっていただくということで、私のほうからは、今までも厳重に注意はさせていただいております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済いません。また最後に、また同じことのように聞くんですけど、先ほどのちょっと聞くのあれやったけど、これをパソコンの借り上げ、百何万円で22年度と比べたら、5倍以上だけど、極端に言ったら、さっき言われたように、パソコンの数は3台ですよと、そういうデータ処理が90万円近う上がりましたよと、そういう感じなんですか。

そしたら、今までパソコンを5台借り上げちゃったけど、今回こういう事務処理で10台になりましたと。いや、一応パソコンは5台やけど、そういう、そのシステムも一緒に借り上げたからこういう値段になりましたと。だから、おまけに、これに委託料で介護のシステム、いろいろ保守管理いろいろ入ってるんですよ。だから、そういうそのデータはこれでできんのかっていう。単純にこれ、パソコンだけの借上料だけでいいんじゃないかなと僕自身思うんです。

だから、それで、お聞きしたいのは、そのパソコンの数は同じ、いや、ふえました、そしてデータ、同じやったらデータがこういうデータですよと、それで、今までのその保守管理と別個の事業やったからこういうのになりましたっていう、答えられる範囲でいいですから、よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 先ほどの質問でございますけども、総務管理費の使用料及び賃借料の借上料、パソコンのことだろうと思います。119万9,520円でございますけども、これは介護保険事務処理システムの借上料でございます。この中には、介護保険のシステムが挿入されてまして、パッケージのソフトウェアとかハードウェアとかはもちろん、周辺機器、その他もろもろのリースでございまして、月が9万9,960円の12カ月分で、この1台でございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ということは、一応パソコンの数は今までと同じで、そういうそのデータ収集のための借り上げをしたということですね。はい、わかりました。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第9号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告について一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、9月13日の本会議は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第36、委員会付託を追加いたします。

#### 日程第36 委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第36、お諮りいたします。議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算から議案第10号平生町介護保険条例の一部を改正する条例までの件及び認定第1号平成24年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第10号までの件及び認定第1号から認定第9号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

議長（福田 洋明君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は9月24日午前10時から開会いたします。

午後5時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 細 田 留美子

署名議員 柳 井 靖 雄

平成25年 第6回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成25年9月24日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成25年9月24日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成25年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 認定第1号 平成24年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成24年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成24年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第9号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第21 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について

日程第22 議員派遣の件

日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

追加日程第1 議案第11号 平成25年度平生町一般会計補正予算

追加日程第2 議案第12号 一般職の職員の給与の特例に関する条例

#### 本日の会議に付した事件

日程第2 議案第1号 平成25年度平生町一般会計補正予算

日程第3 議案第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第4 議案第3号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第5 議案第4号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算

日程第6 議案第5号 平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第7号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第8号 平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例の一部を改正する条  
例

日程第10 議案第9号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第12 認定第1号 平成24年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第2号 平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第14 認定第3号 平成24年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい  
て

日程第15 認定第4号 平成24年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第5号 平成24年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第17 認定第6号 平成24年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第18 認定第7号 平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第19 認定第8号 平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第9号 平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について

日程第22 議員派遣の件

日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

追加日程第1 議案第11号 平成25年度平生町一般会計補正予算

追加日程第2 議案第12号 一般職の職員の給与の特例に関する条例

#### 出席議員（12名）

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

#### 欠席議員（なし）

#### 欠 員（なし）

#### 事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君                      書記 村井 泰行君

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	副町長 .....	佐竹 秀道君
教育長 .....	高木 哲夫君	会計管理者 .....	小島 康司君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....			吉賀 康宏君
総合政策課長 .....	角田 光弘君	町民課長 .....	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長 .....			山本 俊明君
健康福祉課長 .....			田代 信忠君

経済課長兼農業委員会事務局長 .....	岩見 求嗣君	
建設課長 .....	藤田 衛君 佐賀出張所長 .....	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長 .....	福本 達弥君	
社会教育課長 .....	藤山 一人君	
総合政策課財務班長 .....	影畑 克記君	

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

ここで、石杉功作町民課長から、9月12日の発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。石杉功作町民課長。

町民課長（石杉 功作君） 12日の本会議の私の答弁について、2件ほど訂正をさせていただきたいと思います。

まず、1件目につきましては、松本議員の一般質問の中で、体育館にプラスチックの深皿が140皿、浅い皿が130皿ありますが、これらをイベント等でリユース食器として活用できないでしょうかとの質問があり、回答としまして、十数年前に学校給食に使用していたもので、例えば、昔の給食のプラスチック容器につきましては、メラミンとかホルムアルデヒドなど、発がん性物質が飛び出すことで、現在ではそういった食器については、学校では買いかえをしており、そういった古いプラスチック容器を使用することは衛生上問題があり、使用についてはできないとお答えしましたが、その後、体育館にありますプラスチック容器について、業者に確認したところ、有害物質が飛び出す容器ではないということが判明いたしましたので、おわびして訂正をいたしたいと思います。

もう1件でございます。12日の本会議の決算認定の質疑の中で、久保議員さんからの質問で、保健衛生費の環境衛生費内のフラワーベルト整備事業委託料が、昨年度決算額と比較して増加している理由は何かとの質問がありました。この委託料の増加要因といたしましては、平成24年度から当初予算で計上いたしておりました、町中心部道路沿いに設置してありますプランターの

花の水やりをシルバー人材センターへ委託したことと、従来より、花壇の整備を平生就農塾ピピット21にお願いしておりましたが、24年度より、マルチシートの敷設を業務追加したことで、委託料が約22万円増加したものでございます。

私の認識不足により、誤った答弁をいたしましたことをおわびして、訂正をさせていただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

議長（福田 洋明君） 次に、吉賀康宏総務課長から発言の申し出がありますので、これを許します。吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 9月12日の久保議員から御質問ございました、認定第1号平成24年度平生町一般会計の歳入歳出決算の認定につきましての内容で、一般管理費の委託料の法律相談の件数につきましては、6件の相談件数となっております。以上でございます。

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

日程第7．議案第6号

日程第8．議案第7号

日程第9．議案第8号

日程第10．議案第9号

日程第11．議案第10号

日程第12．認定第1号

日程第13．認定第2号

日程第14．認定第3号

日程第15．認定第4号

日程第16．認定第5号

日程第17．認定第6号

日程第18．認定第7号

日程第19．認定第8号

日程第20．認定第9号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算から日程第

11、議案第10号平生町介護保険条例の一部を改正する条例及び日程第12、認定第1号平成24年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第20、認定第9号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、9月12日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。村中仁司総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（村中 仁司君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成25年9月12日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、並びに認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第2号、認定第7号、認定第8号及び認定第9号につきまして、9月17日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号及び議案第10号については、すべて全会一致で承認。認定第1号中所管事項、認定第2号、認定第7号及び認定第9号につきましても、全会一致で認定することといたしました。認定第8号については、賛成多数で認定することといたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳出について、総務費では、一般管理費の退職手当業務の負担金の内容について質問があり、交付税の確定などを受け、予算上、今年度の必要負担額となるよう措置を行うものであるとの説明を受けました。

民生費では、社会福祉総務費の、佐賀移送サービスの車両購入財源として県の中山間地域づくり総合支援事業補助金が充当されるということだが、本当に住民が利用しやすいサービスとするために、車両を有効に使用していくようにとの要望があり、実施したアンケートの結果を踏まえ、ルートや運行回数などの効率性について、設立する運営委員会での協議や、路線バス事業者などとの調整をしっかりと行っていきたい、そして盤石な運営実施主体を、早急につくってほしいとの回答がありました。

また、安心生活基盤構築事業における具体的な実施方法についての質問があり、国の全額補助による新たな事業で、社会的な孤立防止を目的とし、地域の実情把握や生活支援、居場所づくり

などを行っていくために、高齢者実態調査や研修、地域福祉活動コーディネーターの配置など、6項目の基本事業を、町社協を介して、最大5カ年で実施していくものであり、まちづくり条例に沿った事業展開を視野に入れていきたいとの説明を受けました。

議案第2号、議案第3号については、質疑はありませんでした。

議案第5号について、地方税法改正に伴う条例の一部改正に当たって、それによって起きる町への影響についての質問に対し、このたびの改正は、町民税の年金特別徴収者が転出した場合、その転出先でも年金からの特別徴収が継続でき、納税者の利便性・町税徴収の効率化につながるものであること。また、町民税の年金仮特別徴収額については、前年度の本徴収額の2分の1の額とすることとなり、仮徴収額と本徴収額を平均化する効果があること。それから、附則については、上場株式の損益通算範囲が配当所得に加え、利子所得についても可能になったことと、株式等譲渡所得について、「一般株式等」と「上場株式等」に分けられたことがあるが、町への影響はほとんどないとの説明がありました。

議案第6号、議案第7号については、質疑はありませんでした。

議案第8号については、執行部から、地方税法の改正による、現在の低金利状況を踏まえた、延滞金等の割合の特例の見直しに伴い、当町の税外収入金における延滞金等の利率についても同様の見直しを行ったとの補足説明があり、質疑はありませんでした。

議案第9号、議案第10号についても、質疑はありませんでした。

次に、認定第1号中所管事項のうち歳出では、総務管理費、一般管理費の法律相談と法制執務相談の委託料について、具体的な内容は何かとの質問があり、法律相談は顧問弁護士への委託料で、昨年度は6件の相談をお願いした。また、法制執務相談については、近年の地方分権・地域主権の流れの中にあって、条例規則起案の精査やモデル案の提供など、法令事務全般をサポートしてもらう専門業者への委託料で、昨年度は13件の内容について相談をお願いしたとの説明がありました。

民生費では、社会福祉費の、老人福祉総務費で、委託料のエレベーター保守点検の契約について質問があり、昇降機の運転・制御、稼働データの確認等の点検や、部品交換まで、全て含んだ内容において導入業者と随意契約し、点検結果報告についても各所管で把握しており、適正に予算執行を行っていると考えますが、詳細は再確認の上、報告するとの説明を受けました。

また、社会福祉総務費で、地域見守りネットワーク整備強化事業と、地域福祉支援システム保守管理の内容について質問があり、緊急連絡カードの作成配布や、ふれあい推進研修会・地域福祉セミナーなどの開催によって、地域資源を活用したネットワークづくり構築を支援することにより、地域の見守り・支え合い体制の強化につながっている事業である。システム導入は23年度で、要援護者が地域で安心して暮らしていくための実態把握をするものであり、住民情報更新

も含めて保守管理を委託しているとの説明を受けました。

児童福祉費では、児童環境づくり推進事業費の、やないファミリーサポートセンターの利用状況について質問があり、依頼会員が約70名、援助会員が約20名、重複会員が13名で、利用状況は、依頼をお願いされている方が、延べで約60名であるという回答を受けました。

衛生費では、予防費の予防接種について、事故の報告の有無と、事故があった場合の対応についての質問があり、当町では過去に事故の事例はなく、もし事故があるときは、町として対応していくという説明がありました。

また、母子衛生費の母親学級の内容について質問があり、歯科医師や保健師などによって、妊婦を対象にした、妊娠・出産・育児等に関する研修を開催しているとの説明を受けました。

認定第2号については、執行部から、国保会計の平成24年度決算事業別分析という内容で補足説明があり、質疑はありませんでした。

認定第7号については、質疑はありませんでした。

認定第8号について、決算附属資料内で、高齢者数と第1号被保険者数の差は何か、また、低所得者への実質的な減免措置拡充についての質問があり、住所地特例による当町施設入所者は、従前の住所地へ保険料を納めることになるということ。また、普通徴収者は年金が少ないことから、収納率が低いのが、安易な不納欠損を出さないように対応したいということ。それから、当町においても、低所得者に配慮しながらの現在の段階制度ではあるが、さらなる実情分析に努めたいとの説明がありました。

認定第9号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 次に、久保俊一産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（久保 俊一君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成25年9月12日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第4号並びに認定第1号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号につきまして、9月19日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第4号については、すべて全会一致で承認。認定第1号中所管事項、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号

につきましても、すべて全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項については、農林水産業費の漁港建設事業費では、海岸保全測量設計の委託料の内容について質問があり、松本川の下流域に防砂壁をつくるための測量設計であり、堆積する砂を除去する方法を考えないと、平成26年度に設置予定の水門が、役割を果たさないためであるとの説明を受けました。

土木費の道路橋梁維持費では、修繕内容について質問があり、町道高須線及び西黒羽根線の樹木の伐採、下伊保木橋の補修、新市線及び水場線の土砂の撤去、西黒羽根線の崩土除去を行うものであるとの説明がありました。

教育費の社会教育総務費では、やまぐちしょういん学校についての質問があり、山口県ひとづくり財団による、未来をひらくジュニアヤングリーダーを育成するための支援事業であるとの説明がありました。

議案第4号については、施設管理費の委託料で、実施設計の内容について質問があり、本年度、単独事業により飲料水供給施設配水池に塩素注入施設設置工事を予定していたが、当該施設の適正規模を判断し、補助事業の対象とするために行うものであるとの説明がありました。

また、歳入では、一般会計繰入金を減額して、町債を増額する理由について質問があり、当初は、緊急防災・減災事業に係る経費として、一般会計に計上していたが、平成25年度から当該事業がなくなったため、通常の特会分として起債を起すということで、一般会計からの組み替えであるとの説明がありました。

認定第1号中所管事項について、歳入では、質疑はありませんでした。

歳出については、労働諸費では、勤労青少年ホーム運営費の修繕料について質問があり、トレーニングルームの自動ドア、照明安定器、コンセントの絶縁抵抗値不良箇所及びたてとひの修理を行ったとの説明がありました。

また、労働福祉対策費の貸付金について質問があり、中小企業の労働者または共済加入勤労者を対象に、中小企業勤労者福祉制度の中の、福祉の増進のための生活資金を貸し付ける制度で、山口県信用保証協会が実施主体で、町は貸し付けについて支援をしているという説明があり、制度についての情報を流し、有効利用できるようにしてほしいとの要望がありました。

農業費の農業委員会費では、委託料の農地・農家基本台帳システムの内容について質問があり、農業委員会事務的的確な執務の実現を図り、農業振興地域の見直し、耕作放棄地対策、個別所得補償制度及び中山間地域等直接支払制度の円滑な実施と精度の向上を果たすため、導入するものであるとの説明がありました。

また、農業振興費の報酬、需用費、役務費がそのまま不用額になっている理由についての質問

があり、報酬については、農業経営改善計画の認定委員会の委員報酬であったが、平成24年度は審査会を開催しなかったため、需用費と役務費については、実績に基づくものであるとの説明がありました。

水産業費の水産業振興費では、水産振興対策事業費の補助金がふえている理由について質問があり、種苗放流事業に加え、新規として、アサリの母貝団地造成、カイガラアマノリの育成調査、安全操業の啓発事業、魚食普及事業を行ったものであるとの説明がありました。

商工費の観光費では、需用費の光熱水費及び修繕料、また重機の借上料の内容について質問があり、光熱水費は、大星山展望台の水銀灯、丸山京浜パーク（104ページに訂正発言あり）等に夜間、防犯的につけている電気等、町が管理する施設の電気、水道、下水道料であり、修繕料は、大星山山頂のタンクの壁修理、箕山のトイレ修繕、丸山京浜パーク（104ページに訂正発言あり）の外灯修繕が主なもので、重機の借り上げは、丸山公園パーク（104ページに訂正発言あり）の前面に押し寄せた砂を、ブルドーザーで整地するためのものであるとの説明がありました。

河川費の河川維持改良費では、委託料の樋門管理と樋門保守点検は同じものではないのかとの質問があり、樋門管理は、曾根、中川、大内川の排水機場の管理と廃棄物の収集運搬を行い、樋門保守点検は、湊の内、湊の沖、南原2号、野島の樋門の保守点検であるとの説明がありました。

都市計画費の公園事業費では、委託料の遊具点検について、どこの遊具を点検したのかとの質問があり、新市児童公園、曾根児童公園、ホームタウン、中村団地の遊具であるとの説明がありました。

教育総務費の事務局費では、学校支援員の賃金がふえている理由について質問があり、学校支援員は、平成23年度が7名、24年度が10名であり、要因としては、平生小学校の特別支援学級の児童数がふえたためであるとの説明がありました。

小学校費の教育振興費では、パソコンの借上料がふえている理由について質問があり、先生のパソコンが古くなったため、33台更新したためであるとの説明がありました。

また、給食費では、負担金の検食保存用給食について質問があり、食中毒が発生した場合に、原因を調べるため、マイナス20度で、2週間保存することとなっているとの説明がありました。

中学校費の教育振興費では、備品購入費の指導書がふえている理由について質問があり、先生が教えるための指導書で、4年に1回教科書が変わるため、指導書の購入も、それに合わせて起きてくるということで、全部で270冊購入しているとの説明がありました。

社会教育費の社会教育総務費では、報酬の青少年育成センター指導員について質問があり、指導員は1名で、月水金曜日の週3日勤務で、主には、町内巡回、子供たちの見守りのための立哨、青少年健全育成町民会議の事務等をされているとの説明がありました。

また、賃金の文化財管理が減っている理由と、報償費の成人式が少しずつふえている理由について質問があり、文化財管理については、白鳥古墳の管理を現在していただいていないためである、また、成人式については、図書カードの配布等、成人者が少しでも参加できるようなものを計画した結果、若干の経費の変更が出ているとの説明がありました。

保健体育費の保健体育総務費では、スポーツ推進計画の進捗状況について質問があり、昨年度行ったアンケート調査の分析がほぼ終了し、素案作成の段階に入っている。年明けぐらいには、計画のおおまかなアウトラインはつくりたいと思っているとの説明がありました。

認定第3号、認定第4号及び認定第5号については、質疑はありませんでした。

認定第6号については、佐賀浄化センター汚泥減容化計画についての質問があり、執行部と議会が一緒になって調査、研究を行い、方向性を見出していくとの回答がありました。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたします、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

.....  
午前10時32分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。久保俊一産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（久保 俊一君） 商工費の観光費で、丸山海浜パークを京浜パークと言いましたが、丸山海浜パークに修正させていただきます。よろしく申し上げます。（発言する者あり）丸山海浜パークちゅうものが3つありますけど、最初は丸山京浜パークと2つ言うて、最後には丸山公園と言ったそうですので、一応、丸山海浜パークに訂正させていただきます。3カ所とも。どうも済みません。

議長（福田 洋明君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決をいたします。

まず、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第4号平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第2号から議案第4号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第4号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例から議案第10号平生町介護保険条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。

議案第5号から議案第10号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第5号から議案第10号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成24年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、認定第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号平成24年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、認定第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号平成24年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号平成24年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括起立により採決いたします。

認定第3号から認定第7号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、認定第3号から認定第7号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第8号平成24年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第8号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、認定第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第9号平成24年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。

認定第9号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、認定第9号の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第21．同意第1号

議長（福田 洋明君） 日程第21、同意第1号平生町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る9月12日に御提案を申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに各常任委員会におきまして慎重に御審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼申し上げます。

そして、ただ今は、予算4件、条例6件、認定9件につきまして御議決を賜りましてまことにありがとうございました。

今後、間もなく下半期に入りますので、事務事業の進捗にも注意を払いますとともに、財政運営を含め行政の効率化に努め、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

さて、本日御提案を申し上げますのは、人事案件1件でございます。

それでは、同意第1号平生町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

今月末をもちまして任期が満了いたしますのは、教育委員長職務代理者を務めていただいております藤山美代子氏でございます。藤山氏におかれましては、平成17年10月から2期8年間、教育委員として任命いたしておりまして、平成20年10月1日から教育委員長職務代理者に就任されております。

教育委員就任後の8年間は、学校計画訪問や学校行事にも精力的に御参加いただくとともに、自身の経験を生かされて、幼児教育を教育の原点とした観点から、子供たちに寄り添った意見や助言、指導をいただくなど本町の教育振興に多大なる御貢献をいただいております。

引き続き教育行政にお力添えをいただきたいところではございますが、本人から後進に道を譲りたいとの強い申し出がございましたので、このたびの任期満了に際し、御勇退となったわけでございます。

後任者につきましては、全町的にまた学識面、経験面などの要件を踏まえ、多くの方を候補に挙げながら、総合的に判断をいたしました結果、このたびは大野喜多にお住まいの松村央美氏を任命いたしたいと存じます。

松村氏は昭和21年10月15日生まれの66歳でございます。昭和44年3月に山口大学教育学部小学校教員養成課程を御卒業後、同年4月から教諭として大島町立沖浦西小学校に勤務され、さまざまな体験を通じて、子供自身が心身ともに成長を遂げられるよう初等教育に取り組んでまいられました。平成8年に橘町立浮島小学校長に就任されてからは、細やかな心配りによりまして、教員、保護者、地域との信頼関係を構築され、児童への教育効果が高いと判断される取り組みについては、前例にとらわれず、積極的に取り入れるなど、バランスのとれた学校運営を展開されてこられました。平成14年からの2年間は佐賀小学校長として勤務されまして、同年には同校において学校給食文部科学大臣表彰を受賞されておられます。その他数多くの足跡と功績を残されまして、平成19年3月に定年をもって退職されたところであります。退職後も、

平生町公民館長として身近なところで御活躍をいただき、長年にわたる経験に裏づけられた教育理念に基づく活動は、住民の方々からも高く評価されているところでありまして、本町の教育委員として適任であると判断いたすものであります。

なお、主な経歴につきましては、議案の裏面に添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたように、教育委員としての識見を十分に備えておられる松村氏を適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、同意第1号につきましては御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。同意第1号平生町教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、同意第1号の件は原案のとおり同意されました。

## 日程第22．議員派遣の件

議長（福田 洋明君） 日程第22、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配

布の文書のとおりとすることに決しました。

日程第23．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第23、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

.....  
午前10時58分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ただいま町長から、議案第11号平成25年度平生町一般会計補正予算及び議案第12号一般職の職員の給与の特例に関する条例の件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、それぞれ日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号を日程に追加し、追加日程第1、議案第12号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決しました。

追加日程第1．議案第11号

追加日程第2．議案第12号

議長（福田 洋明君）

追加日程第1、議案第11号平成25年度平生町一般会計補正予算及び追加日程第2、議案第12号一般職の職員の給与の特例に関する条例の件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほど、御提案を申し上げました教育委員の任命につきましては、御同

意を賜りまして、まことにありがとうございました。

また、ただいまは追加日程の御承認をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、上程させていただきます議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第11号平成25年度平生町一般会計補正予算及び議案第12号一般職の職員の給与の特例に関する条例について、関連いたしますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第12号一般職の職員の給与の特例に関する条例について、御説明申し上げます。

平成24、25年度に国家公務員において講じられた給与減額措置を踏まえ、本年になりまして総務大臣から地方も給与減額措置を講ずるよう要請があったところであります。

本町におきましては、7月からの給与減額措置は見送ったものの、その後、周辺自治体の動向や、給与減額措置の取り組みが地方交付税の算定に影響してくる状況などを踏まえて総合的に判断をし、本年10月1日から本年度末まで、給与減額措置を実施することといたしました。

減額内容は、給料月額を昨年度比で国と同水準とするよう減額するものでありまして、減額率は、2.29%から6.5%であります。手当に係る減額は行いません。なお、技能労務職員におきましても、同様の減額措置を講ずる予定であります。

続きまして、議案第11号平成25年度平生町一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

補正額といたしましては、31万5,000円を追加いたしまして、予算総額は、50億539万7,000円となるものであります。

歳出から申し上げます。7ページの総務費、情報管理費で、先ほど御説明いたしました給与減額措置を講ずるにあたって、給与計算を行う人事給与システムの改修が必要となりますので、その委託料を計上いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございますが、財政基金からの繰入金で財源充たすものであります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げました議案の説明を終えさせていただきます。

なお、不明な点もあろうかと思しますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。まず、議案第 11 号平成 25 年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号一般職の職員の給与の特例に関する条例の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔発言する者あり〕

ここで、暫時休憩いたします。

午前 11 時 04 分休憩

.....  
午前 11 時 50 分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成 25 年第 6 回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 50 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 河内山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一